

第三條 火工場ヲ建設セントスルモノハ製造方法書及四隣地形ノ圖面ヲ添ヘ借地借家ハ其地主連署所轄警察署ヲ經テ縣廳ヘ願出ヘシ

但鑄造所鍛冶工場及高サ四尺以下ノ陶器燒竈ニ係ルモノハ所轄警察署ヘ願出ヘシ

第四條 火工場ヲ取廣メントスルトキハ其圖面ヲ添ヘ縣廳所轄署又ハ警察署ヘ願出認可ヲ受クヘシ

第五條 左ノ場合ニ於テハ前條ニ準シ三日以内ニ届出ヘシ  
但所有主變換ニ係ルモノハ双方連署スヘシ

一 廢場

一 所有主變換

一 所有主改氏名及轉住

第六條 火工場ハ社寺公園及家屋倉庫ヲ距ル凡十間以上ノ地ニアラサレハ之ヲ設クルコトヲ許サス

但本條ノ距離ヲ取ルト雖モ尙他ニ妨害アリト認メタル箇所ニ於テハ許可セサルコトアルヘシ

第七條 鑄造所鍛冶工場及高サ四尺以下ノ陶器燒竈ハ前條ノ制限外トス

第九條 家屋内ニ工場ヲ設クルモノハ左ノ各項ニ從ヒ構造スヘシ

一 火焚所ノ周圍及天井裏等ハ石又ハ煉化漆喰粘土其他不燃質物ヲ用キルコト

一 煙筒ヲ設クルモノハ最モ堅牢ニシテ屋上五尺以上突出セシムルコト

第九條 火工場ハ警察官吏ニ於テ臨時検査シ危險ト認ムル箇所ハ修理若クハ改造ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 本則第三條第四條第五條及第八條ニ違背スルモノハ五錢以上壹圓以下ノ科料ニ處ス

縣令第四十一號 明治二十一年五月二十九日

名古屋、熱田、岡崎、豊橋及其接續市街ニ於テ自今左ニ列記スル製造所若クハ貯藏場ヲ建設セントスルモノハ製造方法書及四隣地形ノ圖面ヲ添ヘ其地主家主ト連署ノ上所轄警察署ヘ願出ヘシ違フモノハ五錢以上壹圓以下ノ科料ニ處ス

一 獸類脂肪骨骨化製所

一 硫酸硝酸其他揮發劇烈ノ含密物等製造所及貯藏場

一 諸ターナル製造所及貯藏所

一 膠製造所

一 製皮所

一 肥料製造所及貯藏所干糞ヲ除ク

一 石炭製造所及貯藏所

一 石油精製所及貯藏場

一 蒸氣機械ヲ使用スル製造所

告示第百十五號 明治二十二年十月三十一日(三一告一一一及三二告一八八、一部改正)

市町村制實施ニ依リ町村區域名稱變更ニ付警察區畫別冊ノ通改正ス

(別冊)

名古屋警察署 直轄町村名

名古屋市内

茶屋町、和泉町、小田原町、住吉町、南伏見町、月見町、  
 富澤町、東本重町、大坂町、納屋町、廣井、武平町、  
 東萬町、園井町、島田町、南辰巳町、七曲町、桑名町、  
 下長者町、玉屋町、仲ノ町、西柳町、蘇鐵町、禰宜町、  
 久屋町、伊勢町、宮ノ町、蒲燒町、南久屋町、西瓦町、  
 白山町、車道東町、長島町、木挽町、伏見町、本重町、  
 新柳町、堅三藏町、能島町、泥江町、南外堀町、大津町、  
 南瓦町、鐵砲町、南桑名町、矢場町、下與田町、車道町、  
 上長者町、皆戸町、西萬町、桶屋町、榮三藏町、船入町、  
 開鍛冶町、針屋町、寶巳町、研屋町、横三藏町、白川町、  
 八百屋町、南吳服町、辰巳町、南小川町、菅原町、上園町、  
 花車町、内屋敷町、京町、西魚町、神樂町、鶴重町、  
 東袋町、池田町、水主町、末廣町、南大津町、南伊勢町、  
 車ノ町、材木町、傳馬町、伊倉町、小鳥町、北禰宜町、  
 七間町、東魚町、小市場町、朝日町、南武平町、南新町、  
 天王崎町、入江町、前津 南津 西津 北津 東津 奧田町、春庵横町、宮出町、  
 西菅原町、本袋町、前津 南津 西津 北津 東津 下園町、東柳町、南禰宜町、  
 中市場町、吳服町、東櫻町、櫻町、梅ノ枝町、西新町、  
 東瓦町、南園町、南長島町、南鍛冶屋町、流川町、東田町、  
 東新町

愛知郡ノ内

築瀨村ノ内大字

門前町警察分署 所轄町村名

名古屋市内ノ内

平野、千種村、五反田、全、西裏

門前町、東洲崎町、西洲崎町、花園町、前津 小林 築瀨 梅川町、  
 伊勢山町、前塚町、旅籠町、金澤町、永樂町、榎町、  
 若松町、小林町、上前津町、蛭子町、下茶屋町、上日置町、  
 裏門前町、吾妻町、東角町、役割町、三輪町、下日置町、  
 正木町、岩井町、日出町、天王町、富岡町、飴屋町、  
 桶町、葛不二見町、松重町、鶯谷町、常盤町、根津町、  
 音羽町、西角町、東橋町、東古渡町、下堀川町、上堀川町、  
 梅園町、西脇町、城代町、春日町、下前津町、古渡町、  
 古郷町

愛知郡ノ内

築瀨村ノ内大字

鍋屋町警察分署 所轄町村名

名古屋市内ノ内

鍋屋町、杉ノ町、舍人町、飯田町、小川町、葵町、  
 松山町、板屋町、往還町、添地町、安房町、平田町、  
 布池町、車道町、黒門町、車道東町、東矢場町、赤塚町

水筒先町、横代官町、城番町、山口町、長久寺町、東芳野町  
 上堅杉町、駿河町、手代町、萱屋町、新出来町、前ノ町  
 白壁町、芳野町、東片端町、相生町、整代官町、古出来町  
 東白壁町、長堀町、大會根町、東外堀町、石町、高岳町  
 百人町、東主税町、撞木町、森下町、清水町、富士塚町  
 東新道町、筒井町、東撞木町、主税町、八軒家町、土居下町  
 下堅杉町、七小町、裏筒井町、石神堂町、坂上町、東二葉町  
 西二葉町、東門前町

江川町警察分署 所轄町村名  
 名古屋市ノ内

大船町、替地町、堀詰町、南驛町、淺間町、俵町  
 吹出町、江川端町、臺所町、馬喰町、廣井、橋詰町  
 小舟町、藪下町、南鷹匠町、數寄屋町、前ノ川町、江川横町  
 六句町、押切町、鹽町、隅田町、上淺間町、千歳町  
 北鷹匠町、樋ノ口町、手木町、柳郷町、紙漉町、五平蔵町  
 裏塩町、五條町、下淺間町、枝郷町、外田町、八坂町  
 山神町、深井町、北驛町、南押切町、下名古屋、比米町  
 奉行人町、新道町、北野町、泥町、庭町、花ノ木町

清水町、杉村、六郷村ノ内大曾根

熱田警察署

位置愛知郡熱田町大字市場  
 管轄地愛知郡一圓 直轄町村名

明道町、平野町、澤井町、井桁町、江戸屋町、江川町  
 江中町、上仲町、新屋敷町、白堀町、上島町

熱田町、瑞穂村、呼續村、彌富村、嶋野村、平針村  
 香久山村、白山村、岩崎村、幡野村、山口村、岩作村  
 長湫村、上郷村、高社村、植田村、猪子石村、鍋屋上野村  
 廣路村、田代村、千種村、御器所村、寶田村、八幡村  
 寛政村、明德村、下之一色村、一柳村、荒子村、御厨村  
 柳森村、松葉村、岩塚村、織豊村、日比津村、鷹場村  
 笈瀬村、計三十六ヶ村

熱田鳴海分署 位置愛知郡鳴海町  
 管轄地ノ内 所轄町村名

鳴海町、笠寺村、星崎村、鳴尾村、豊明村、春木村  
 沓掛村、諸和村、計七ヶ村

勝川警察署

位置東春日井郡勝川町  
 管轄東春日井郡一圓 直轄町村名

勝川町、味美村、小野村、高間村、柏井村、春日井村

二城村、小幡村、和爾良村、雜五村、小木田村、八幡村  
 玉川村、神坂村、不二村、内津村、大森村、  
計一ヶ村  
計十六ヶ村  
 警察署 小牧分署 位置東春日井郡小牧町

東春日井郡之内 所轄町村名  
 小牧町、和多里村、外山村、味岡村、境村、岩崎村  
 久保一色村、池林村、大野村、陶村、田樂村、片山村  
 大草村、下原村、真々村、  
計一ヶ村  
計十四ヶ村  
 警察署 瀬戸文署 位置東春日井郡瀬戸町

東春日井郡之内 所轄町村名  
 瀬戸町、赤津村、八白村、下品野村、上品野村、掛川村  
 志談村、水野村、印場村、新居村、上志談味村、  
計一ヶ村  
計十ヶ村

西枇杷島警察署 位置西春日井郡西枇杷島町大字下小田井  
 管轄地西春日井郡一圓 所轄町村名  
 西枇杷島町、枇杷島町、清水町、新川町、清洲町、庄内村  
 金城村、杉村、六郷村、萩野村、川中村、大野木村  
 比良村、上小田井村、中小田井村、西堀江村、須ヶ口村、寺野村  
 阿原村、朝田村、下郷村、一場村、落合村、下拾個村

布袋警察署 位置丹羽郡布袋町  
 管轄地丹羽郡一圓 直轄町村名  
 布袋町、岩倉町、古知野町、榮村、太田村、秋津村  
 旭村、兩高屋村、東野村、瀬部村、穗波村、時之島村  
 赤羽村、浮野村、青木村、淺淵村、多加森村、豐富村  
 三重島村、島野村、二川村、九日市場村、幼村、豊秋村  
計三ヶ村  
計二十一ヶ村

布袋警察署 犬山分署 位置丹羽郡犬山町  
 管轄地丹羽郡之内 所轄町村名  
 犬山町、高雄村、岩橋村、山名村、柏森村、豊國村  
 和勝村、小口村、富成村、樂田村、岩田村、善師野村  
 今井村、羽黒村、池野村、  
計一ヶ村  
計十四ヶ村

大田島警察署 位置葉栗郡大田島村  
 管轄地葉栗郡一圓 所轄町村名  
 黒田町、北方村、飛保村、村久野村、小鹿村、宮田村

瑞穂村、光明寺村、里小牧村、玉ノ井村、大田島村、佐千原村、  
浅井村、草井村、

計一ヶ村

一宮警察署 位置中島郡一宮町

管轄地中島郡一宮町 直轄町村名

一宮町、起町、奥町、神戶村、馬寄村、開明村、  
三條村、日光村、小信中島村、大徳村、明地村、神賀村、  
萩原町、刈安賀村、三輪村、妙興寺村、中島村、高井村、  
新明村、

計四ヶ村

一宮警察署 位置中島郡稻澤町

管轄地中島郡稻澤町 所轄町村名

稻澤町、稻保村、一治村、大塚村、光堂村、國府宮村、  
國分村、四郷村、五郷村、井長谷村、三宅村、六輪村、  
實田村、吉田村、豊田村、梅代村、北島村、玉田村、  
四家村、市田村、日下部村、奥田村、山形村、下津村、

計二十三ヶ村

一宮警察署 位置中島郡祖父江町

管轄地中島郡祖父江町 所轄町村名

祖父江町、牧川村、領内村、上祖父江村、山崎村、玉野村、

九甲村、左右川村、片原一色村、西島村、西鶴ノ木村、四貫村、馬飼村、拾町野村、神明津村、

計一ヶ町

津島警察署 位置津島町

管轄地海東郡一圓 直轄町村名

津島町、佐依木村、八幡村、大井村、千秋村、神島田村、越治村、野間村、諸古村、神守村、篠田村、寶村、大治村、白鷹村、東今宿村、春富村、森村、甚目寺村、萱津村、新居屋村、蜂須賀村、正則村、勝幡村、藤浪村、川淵村、草場村、

計二十五ヶ村

津島警察署 蟹江分署 位置海東郡蟹江町

海東郡ノ内 所轄町村名

蟹江町、西ノ森村、須成村、福田村、茶屋村、豊治村、福屋村、戸田村、万須田村、伊福村、井和村、赤星村、益和村、新蟹江村、百高村、

計一ヶ町

彌富警察署 位置海西郡彌富村大字前ヶ須

管轄地海西郡一圓 所轄村名

彌富村、十四山村、寶地村、飛嶋村、大藤村、兩國村、

東市江村、市腰村、川治村、立和村、五會村、早尾村

計十五ヶ村

半田警察署 位置知多郡半田町

管轄地知多郡一圓 直轄町村名

半田町、成岩町、武豐町、常滑町、大野町、龜崎町  
布土村、富貴村、大谷村、坂井村、古場村、樽水村  
西阿野村、菊谷村、多屋村、西之口村、榎戸村、日長村  
金澤村、久米村、金山村、矢田村、東阿久比村、上阿久比村  
阿久比村、藤江村、有脇村、生路村、石濱村、乙川村  
小鈴谷村、

計二十六ヶ村

警察署 横須賀分署 位置知多郡横須賀町

知多郡ノ内 所轄町村名

横須賀町、有松町、大高町、養父村、高横須賀村、太田村  
新知村、岡田村、佐布里村、加木屋村、吉田村、富木嶋村  
緒川村、大府村、森岡村、横根村、北崎村、長草村  
共和村、名和村、荒尾村、八幡村、

計三ヶ村

警察署 内海分署 位置知多郡内海町

知多郡之内 所轄町村名

内海町、師崎町、河和村、豊丘村、大井村、篠崎村  
日間賀嶋村、豊濱村、山海村、野間村、奥田村、上野間村

計二ヶ村

知立警察署 位置碧海郡知立町

管轄地碧海郡一圓 直轄町村名

知立町、刈谷町、矢作町、牛橋村、長崎村、駒場村  
上重原村、一ツ木村、逢見村、小山村、逢妻村、元刈谷村  
重原村、小垣江村、吉濱村、野田村、箕輪村、福釜村  
赤松村、安城村、平貴村、中郷村、藤野村、本郷村  
長瀬村、畝部村、榊塚村、志貴村、和合村、上野村  
若園村、壽恵野村、竹中村、今里村、占部村、堤野村  
境村、青野村、合歡木村、中島村、櫻井村、糟海村  
半高村、志賀須賀村、東境村、小川村、櫻井村、古井村

計三ヶ村

警察署 大濱分署 位置碧海郡大濱町

碧海郡之内 所轄町村名

大濱町、新川町、棚尾村、志貴崎村、鷲塚村、米津村  
三ッ川村、城ヶ入村、高棚村、和泉村、西端村、東端村  
根崎村、高濱村、高取村、伏見屋村、板前村

西尾警察署

位置幡豆郡西尾町大字錦城  
計二十五ヶ村

管轄地幡豆郡一圓 直轄町村名

西尾町、平坂町、横須賀町、西野町村、久麻久村、中畑村、寺津村、奥津村、西崎村、豊田村、六郷村、井崎村、大寶村、瀬門村、厨村、吹羽良村、室場村、花明村、家武村、平原村、松坂村、豊國村、川崎村、御鍛村

西尾一色分署

位置幡豆郡一色  
計二十一ヶ村

管轄地幡豆郡一色 所轄町村名

一色町、味澤村、榮生村、衣崎村、五保村、萩原村、富田村、吉田村、保定村、宮崎村、佐久島村、幡豆村、東幡豆村

岡崎警察署

位置額田郡岡崎町大字傳馬  
計十二ヶ村

管轄地額田郡一圓 所轄町村名

岡崎町、福岡町、廣幡町、三島村、岡崎村、坂崎村、相見村、深溝村、龍谷村、藤川村、山中村、本宿村、豊岡村、高富村、宮崎村、榮枝村、河合村、男川村、乙見村、形埜村、常盤村、奥殿村、細川村、岩津村

舉母警察署

位置西加茂郡舉母町  
計三十四ヶ村

管轄地西加茂郡一圓 所轄町村名

大樹寺村、美合村、下山村、舉母町、梅坪村、宮口村、逢妻村、明越村、三好村、筋生村、伊保村、橋見村、廣澤村、上郷村、藤河村、高岡村、豊原村、福原村、清原村、本城村、富貴下村、石下瀬村、中野村、七重村、四谷村、平井村、寺部村、市木村、上野山村、澁川村、益富村、野見村、根川村

足助警察署

位置東加茂郡足助町  
計二十九ヶ村

管轄地東加茂郡一圓 所轄町村名

足助町、穂積村、志賀村、小川村、松平村、豊榮村、盛岡村、大沼村、下山村、富義村、金澤村、賀茂村、伊勢神村、築羽村、介木村、生駒村、野見村、阿摺村、大和村、端穂村

田口警察署

位置北設樂郡田口村  
計十九ヶ村

管轄地北設樂郡一圓 所轄町村名

田口村、段嶺村、振草村、御殿村、三輪村、本郷村



園村、富山村、豐根村、上津具村、名倉村、稻橋村、武節村、下津具村、計十四ヶ村

新城警察署 位置南設樂郡新城町

管轄地南設樂郡一圓 所轄町村名

新城町、海老町、千秋村、西郷村、平井村、石座村、信樂村、長篠村、鳳來寺村、巴村、菅沼村、田原村、愛郷村、布里村、只持村、一色村、鹽瀬村、保永村、杉平村、高松村、大和田村、田代村、荒原村、計二十一ヶ村

御油警察署 位置寶飯郡御油町

管轄地寶飯郡一圓 所轄町村名

御油町、赤坂町、豐川町、牛久保町、下地町、國府町、三谷町、蒲郡町、長澤村、萩村、平幡村、穂原村、桑富村、本茂村、麻生田村、睦美村、明子村、大原村、鹿菅村、豐秋村、前芝村、伊奈村、白鳥村、佐脇村、御馬村、御津村、大塚村、豐岡村、靜里村、神ノ郷村、鹽津村、形原村、西蒲村、計二十五ヶ村

豐橋警察署 位置瀧美郡豐橋町大字札木

管轄地瀧美郡一圓 直轄町村名

豐橋町、大川町、豐岡村、細谷村、小澤村、高根村、豐南村、老津村、大崎村、高師村、植田村、福岡村、磯邊村、牟呂村、吉田方村、花田村、野依村、六連村、計十六ヶ村

豐橋田原分署 位置瀧美郡田原町

管轄地瀧美郡一圓 所轄町村名

田原町、相川村、杉山村、堀切村、野田村、福江村、中山村、伊良湖村、若戸村、和地村、赤羽根村、高松村、神戶村、泉村、童浦村、清田村、大久保村、計十一ヶ村

宮岡警察署 位置八名郡宮岡村

管轄地八名郡一圓 所轄町村名

大野町、富岡村、井代村、能登瀬村、名越村、名號村、陸平村、山吉田村、高岡村、乘本村、日吉村、長部村、加茂村、金澤村、豐津村、橋尾村、三上村、下條村、牛川村、多米村、玉川村、嵩山村、西郷村、細川村、三輪村、計二十四ヶ村

訓令警第十號

明治二十三年八月十六日

警察署 同分署

今般巡查部長ヲ置キ其地位職掌左ノ通相定ム  
 一 巡查ノ上班トシ警部補ニ亞クノ待遇ヲ受ク  
 一 監督ノ事務ヲ補助ス

愛知縣令第四十八號

明治二十三年十月六日

摺附木製造所取締規則左ノ通相定ム

摺附木製造所取締規則

- 第一條 黃燐製摺附木製造所ヲ建設セントスルモノハ製造所構造ノ方法及ヒ隣地建造物ヘノ距離ヲ記シタル地形ノ圖面ヲ添ヘ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ縣廳ヘ願出允許ヲ受クヘシ  
 但借地借家ハ地主家主ノ連署ヲ要ス
- 第二條 黃燐製摺附木製造所ハ左ノ制限ヲ從フニアラサレハ允許セス  
 一 製造所ハ石又ハ煉瓦ヲ以テ築造スルコト但周圍ノ家屋六十間以上ノ距離ヲ保テ得ヘキ場所ニ於テハ木製建家ヲ用フルコトヲ得
- 二 調製室、製品貯藏室及原料室ハ各之ヲ區劃シ又乾燥室ハ之ヲ別棟ト爲シ瓦斯ヲシテ他室ニ飛散セシメサル様戶外ニ導クノ裝置ヲ爲スコト
- 第三條 黃燐製摺附木製造所主管ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ  
 一 合劑中ニハ合劑ノ量百分ニ付黃燐十分以上ヲ含マシムヘカダス

二 工場内ハ常ニ窓戶ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ良クスヘシ

三 齒牙又ハ齒齲ニ疾患アル者ヲシテ黃燐若クハ合劑ヲ取扱テ爲サシムルコトヲ得ス

四 何人ヲ問ハス工場内ニ於テ飲食ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第四條 赤燐製摺附木製造所ハ第一條ノ手續ヲ以テ所轄警察署又ハ分署ニ願出允許ヲ受クヘシ

第五條 赤燐製摺附木製造所ニ於テハ調製室及原料室ノ區域ヲ設クヘシ

第六條 摺附木製造所ノ買賣讓與ヲナシタルトキハ十日以内ニ於テ双方連署ノ上届出ツヘシ

但連署スルヲ得サルトキハ届書ニ其事由ヲ附記スルコトヲ得

第七條 廢業シタルトキハ十日以内ニ届出ツヘシ

第八條 本則第一條第三條第四條第五條ヲ犯シタルモノハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五拾錢

以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第一條 明治二十一年五月縣令第四十一號中マツチ製造所ハ取消ス

第二條 從前允許ヲ受ケタル摺附木製造所ハ更ニ允許ヲ受クルニ及ハスト雖モ本則第五條以下ヲ遵守スヘシ

訓令警第十七號

明治二十三年十一月二十二日

警察署 同分署

内外國船ノ難破ヲ認知シ又ハ漂流物アリタルトキハ市町村長ト協力ノ上最寄ノ人民ヲ指揮シ救護保安  
 其他警察ニ關スル一切ノ監督ヲ爲スヘシ

但難破ノ狀況及ヒ重要ナル漂着物アリタルトキハ速ニ警部長へ申報スヘシ

告示第百五十三號 明治二十三年十二月二十七日

警察署ノ取扱ニ係ル諸願届中左ニ列記スル事項ハ自今市町村長ノ與書ヲ要セス且ツ所轄警察分署ニ於テモ取扱ハシム

- 一 煙火製造販賣及ヒ受賣願
- 一 席貸茶屋娼妓ニ關スル願
- 一 劇場ニ關スル願建設願ヲ除ク
- 一 寄席建設願
- 一 諸遊技場願
- 一 賣肉願
- 一 料理屋願
- 一 雇人受宿願
- 一 湯屋營業願
- 一 印刷業願
- 一 火工場製造所貯藏場願
- 一 川船ニ關スル願

愛知縣令第五號

明治二十四年一月二十四日

明治十七年十一月 甲第百十五號布達印刷業取締規則左ノ通改正ス

印刷業取締規則

- 第一條 本則ニ於テ印刷業ト稱スルハ印刷、篆刻、木版、石版、銅版等ヲ彫刻又ハ鑄造シ及印刷ヲ受賣スルモノヲ云フ
- 第二條 印刷業ヲナサントスルモノハ住所氏名及營業ノ種目ヲ記シ所轄警察署又ハ分署ニ届出ヘシ
- 第三條 廢業轉住代替改氏名等異動ニ生シタルトキハ七日以内ニ届出ツヘシ但所轄外ノ轉住ハ一旦廢業スヘシ
- 第四條 印刷業ニ従事スル雇人ハ雇入雇止メノ都度其族籍氏名ヲ所轄警察署又ハ分署へ届出ヘシ
- 第五條 印刷業者ハ左ノ雛形ニ依リ看版ヲ製シ揭示スヘシ

長 二 尺

年 月 日 届 済
何々業又ハ受賣業 <small>〔營業ノ種目ヲ記ス〕</small>
住 所 氏 名

第六條 印刷業者ハ左ノ帳簿ヲ調製シ其都度詳記スヘシ但帳簿ハ記帳済ミノ日ヨリ十ケ年間保存スヘシ

一 印刷注文帳(受賣者ハ之ヲ要セス)

注文者ノ住所氏名印刷ノ種類〔印刷ハ其印影〕及年月日ヲ記シ置クヘシ

一 出來合印版賣立帳

買受人ノ住所氏名年月日及印影ヲ氏名ノ上ニ控ヘ置クヘシ

但卸賣ヲナシタルトキハ受賣人ノ住所氏名年月日及種類員數ヲ記スルモ妨ケナシ

第七條 官署公衙社寺銀行會社其他組合ニ關スル印版又ハ職名ヲ刻スル印判ハ其事務所ニ於テ注文ヲ

受クルカ或ハ證明書アルニアラサレハ注文ニ應スヘカラス

第八條 印判又ハ印影ヲ寫刻スルノ注文ニ應スヘカラス

第九條 紙幣公債證書又ハ印紙切手ニ紛ハシキモノヲ彫刻スヘカラス

第十條 同業組合規則ヲ設ケタルトキハ寫シテ添ヘ届出ツヘシ其變更シタルトキ亦同シ

第十一條 本則第二條第三條第四條及第六條ノ帳簿ヲ調製セサル者並ニ第七條第八條第九條ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十七條第八項ニ依リ一日以上三日以下ノ拘留ニ處シ又ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五

錢以下ノ科料ニ處ス

縣令第二十八號 明治二十四年四月二十一日

堀川筋取締規則

第一章 通 則

第一條 本則ハ名古屋市堀川筋俗稱ドンド(元朝日)ヨリ愛知郡熱田町大瀬子渡船場ノ間ニ之ヲ施行ス

第二條 川筋ニ浮臺(浮橋橋ノ効用)ヲ設ケントスルモノハ其場ノ圖面(岸ヨリ二間四方以内ニ限ル)ヲ添ヘ所轄警察署ヲ經

テ縣廳ヘ願出ツヘシ但允許ノ後ト雖トモ妨害アリト認ムルトキハ變更又ハ撤去セシムルコトアルヘシ

第三條 川筋ニ於テ建物軒檐其他張出物又ハ築出物ヲナスヘカラス但日覆ニシテ水路ニ支柱ヲ設ケサルモノニ限リ六尺以内ハ此限ニアラス

第四條 凡テ椶筏ニハ見易キ所ニ持主ノ住所氏名ヲ記シ又ハ之ヲ記シタル木札ヲ附着スヘシ

第五條 川筋ニ於テ椶筏竹木其他ノ物件ヲ沈没シ若クハ堆積スヘカラス又漂筋ニ之ヲ置クヘカラス

第六條 漁業遊泳又ハ競漕ヲ爲シ船筏航行ノ妨害ヲナスヘカラス

第七條 土砂瓦礫塵芥又ハ禽獸ノ死屍其他ノ汚穢物ヲ投棄スヘカラス

第八條 石灰其他危害ヲ生スヘキ物品ヲ積載シタル船舶ハ赤色ノ標識ヲ付スヘシ

第九條 秣藁茅葭危榮等最モ燃燒シ易キ物品ヲ積載シタル船舶ハ裸火ヲ使用シ又ハ濫ニ焚火ヲナスヘカラス

第十條 川筋ニハ常設ノ繫留杭ヲ建設スヘカラス

第十一條 船筏竹木等ノ繫留杭ハ陸地ニシテ妨害トナラサル場所ニ限リ公共ノ爲メ建設スルヲ得但民有地ナルトキハ其持主ノ承諾ヲ受クヘシ

繫留杭ハ石材又ハ木材ニシテ末口五寸地入五尺以上タルヲ要ス

第二章 繫留制限

第十二條 船筏繫留ハ兩岸トモ左ノ制限ニ依ルヘシ但西洋形船ハ一噸ヲ以テ十石トシ本條ノ制限ニ依ルヘシ

一名古屋市俗稱ドンド(橋跡)ヨリ熱田町俗稱龜屋河戸ノ間ニアリテハ

一 船舶百石以上二百石マテハ兩岸トモ各一艘百石未満ハ各二艘以内

二 二百石以上ハ對岸ニ船舶(以上)ノ繫留ナキ場所ニ限リ一艘

三 桄笥ハ兩岸トモ各幅二間三尺以内  
 一熱田町俗稱龜屋河戸ヨリ白鳥渡船場ノ間ニアリテハ  
 四 船舶百石以上二百石マテハ兩岸トモ各二艘百石未満ハ各三艘以内  
 五 二百石以上ハ對岸ニ船舶(二百石以上)ノ繫留ナキ場所ニ限リ二艘以内  
 六 桄笥ハ兩岸トモ五間以内但宇中島沿岸ニハ繫留スルヲ許サス  
 第十三條 熱田町白鳥渡船場ノ下流ニ限リ所轄警察署ノ認可ヲ受ケ公共ノ桄笥繫留所ヲ設クルコトヲ得但此場合ニ於テハ標識ヲ建設シ區域ヲ明瞭ナラシメ其標識ニハ認可ノ年月日ヲ記載スヘシ  
 第十四條 桄笥ハ十五日以上川筋ニ繫留スヘカラス但強風雨等ニシテ運搬シ能ハサルトキハ特ニ猶豫スルコトアルヘシ  
 第十五條 桄笥ヲ繫留スルニハ梭欄麻繩其他強靱ナル繫繩ヲ用ヒ非常出水ノ虞アルトキハ特ニ番人ヲ附シ置クヘシ  
 第十六條 錨ヲ添筋ニ投ケ又ハ石塊ノ類ヲ以テ錨ニ代用スヘカラス  
 第十七條 舟筏竹木ハ兩岸トモ横着クニ繫留スヘシ但瀬取船ノ類ニシテ五十石未満ハ斜ニ繫クモ妨ケナシ  
 第十八條 物揚場ニハ船筏竹木ヲ濫リニ繫留スヘカヘカラス  
 第十九條 船舶ト桄笥トハ二重ニ繫留スヘカラス但熱田町白鳥渡船場ヨリ大瀬子渡船場ノ間ハ此限ニアラス  
 第二十條 橋梁、石垣、土砂留、水列、標杭、堤防、河岸ノ樹木其他建設物ノ害トナルヘキ場所ニ樁竿ノ類ヲ突當テ又ハ舟筏竹木ヲ繫留スヘカラス  
 第二十一條 舟筏竹木ノ繫留ヲ忽ニシテ航行ノ妨害ヲナスヘカラス

第二十二條 五十石以上ノ船舶ニシテ投錨シタルトキハ錨ニ樁票ヲ付スヘシ  
 第二十三條 船舶ハ二艘以上(船隻傳馬)連繫シ桄笥ハ長サ二十間幅二間三尺以上ノモノヲ曳キ航行スヘカラス  
 第二十四條 三百石以上ノ船舶ハ納屋橋ヨリ上流ニ入ルヘカラス  
 第二十五條 十噸以上ノ蒸氣船ハ熱田町白鳥渡船場ヨリ上流ニ入ルヘカラス  
 第二十六條 錨、樁又ハ棹ヲ取ラスシテ航行シ又ハ放流スヘカラス  
 第二十七條 桄笥ニハ長サ十間毎ニ一人ノ割ヲ以テ水夫ヲ附スヘシ  
 第二十八條 桄笥ト船舶又ハ船舶連續進航スルトキハ一間以上ノ距離ヲ取り桄笥連續進航スルトキハ二間以上ノ距離ヲ取ルヘシ  
 第二十九條 暗夜航行スルトキハ點燈スヘシ  
 第三十條 船舶互ニ行逢フトキハ其逆流ノ者ヨリ舟筏互ニ行逢フトキハ船ヨリ航路ヲ讓ルヘシ  
 第三十一條 疾行セントスル船舶ハ合圖ヲナシ除行スル舟筏ハ航路ヲ讓ルヘシ  
 第三十二條 蓋ナキ器具ヲ以テ尿管其他惡臭アル物ヲ運漕スヘカラス

第四章 罰 則

第三十三條 本則第二條第三條第五條第七條第八條第十條ヲ犯シタル者ハ一日ノ拘留ニ處シ又ハ拾錢以上壹圓以下ノ科料ニ處ス

第三十四條 本則第四條第六條第十四條第十六條第二十條第二十一條第二十二條第二十九條ヲ犯シ又ハ制止若クハ督促ニ從ハヌシテ第九條第十二條第十五條第十七條第十八條第十九條第二十三條第二十四條第二十五條第二十六條第二十七條第二十八條第三十二條ヲ犯シ又ハ第十三條ノ區域ニ繫留シ

タル者ハ五錢以上五拾錢以下ノ科料ニ處ス  
第三十五條 本則ヲ犯シタル者ト雖トモ刑法ニ明文アルモノハ其正條ニ從フ

附 則

第一條 本則第二條第三條第五條ニ牴觸スルモノハ本則實施ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ於テ取片付シヘシ  
第二條 本則第十四條ノ期限ハ本則實施ノ日ヨリ起算ス

第二三六號 明治二十四年七月二十四日

警察部

御警衛心得左之通定ム

第一章 通 則

第一條 御警衛ノ命ヲ受ケタル警察官吏ハ以下各條ニ依リ人民ニ於テ不敬ノ所爲無カラシムル事ニ注意スヘシ

但指揮長ヲ置カレタルトキハ仍ホ其指揮ニ遵フヘシ

第二條 御通禁沿路御通禁沿路二十分前又ハ行在所御門前ニ於テ左ノ各項ノ所爲アルモノハ不敬トナル旨ヲ懇篤ニ諭示シ取除カシムヘシ

一 類冠鉢巻股部ヲ露ス等ノ醜態ヲ爲シ又ハ手ヲ翳シ其他異様ノ風體ヲ爲スモノ  
一 帽又ハ頭巾傘笠ヲ被リ又ハ色變リノ眼鏡ヲ掛タル儘駐立拜觀スルモノ  
但支那人及洋裝ノ婦人ハ脱帽セシムルニ及ハス(三三訓一六八追加)

第三條 御通禁沿路又ハ行在所近傍ニ於テ左ノ所爲アルモノハ懇ロニ制止スヘシ

一 奉送迎 御安着ノ祝意ヲ表スルカ爲メ異様ノ旗幟標識ヲ建テ不敬ニ涉ルノ恐レアルモノ  
但豫メ本項ノ狀況アリト思料セシトキハ前以テ制止ノ手續ヲ爲スヘシ

一 近接シタル場所ニ於テ二階又ハ物干臺等ニ不潔物ヲ出スモノ

一 近接シタル場所ニ於テ歌舞曲喧噪ヲ爲スモノ  
一 近接シタル場所ニ於テ不潔物ヲ運搬スルモノ  
一 風聲ヲ撮影セントスルモノ(三三訓一六八追加)

第四條 御通禁沿路又ハ行在所近傍ニ於テ獵銃等ヲ携帶シ拜觀スルモノアルトキハ不敬ト爲ルヘキ旨ヲ懇篤ニ諭示シ御通禁中他ニ預ケ置カシメ又ハ其近傍ヲ立去ラシムヘシ

第五條 狂犬等ノ徘徊スルヲ認メタルトキハ撲殺セシムヘシ

第六條 巡查ニ於テ犯罪人ヲ逮捕シ又ハ引致ヲ受ケタルトキハ受持上官ヘ申告シ指揮ヲ乙フヘシ

第七條 兵卒ト人民ノ間ニ事故ヲ生シタルトキハ憲兵ト協議シテ相當取扱ヲ爲スヘシ

第八條 本章第二條第三條第四條ハ皇族ニ於テモ亦同シ

第二章 御通禁御警衛

第九條 拜觀人ハ御通禁ノ際靜肅ニ最敬意ヲ表シ拜觀セシムヘシ

第十條 拜觀人齒簿ヲ横切ラサル様注意ヲ加ヘ若シ横切ラントスルモノアルトキハ直ニ元ヘ引戻スヘシ警察官其他公務アルモノト雖トモ亦同シ

第十一條 御通禁線路ハ御通禁一時間前ニ於テ御警衛線ヲ張ルヘキ旨ノ傳令アリタルトキハ直ニ着手スヘシ

第十二條 御警衛線ヲ張ルニ先ツ拜觀人ヲ警戒シ左ノ距離ヲ取ラシムヘシ

- 一 御瀛車ナレハ鐵道線路ヨリ兩側二間以上
- 一 御馬車若クハ御馬上ナレハ兩側道幅ノ許ス限リ
- 第十三條 御警衛線ヲ張リタル後ハ線路内ニ拜觀人又ハ公務外ノ車馬ヲ入ルヘカラス
- 第十四條 御警衛線ヲ張ルヘキ時間前一時間ニ在リテハ左ノ各項ニ依リ公務又ハ郵便使用以外ノ車馬ヲ制スヘシ
  - 一 御道並ニ對向シテ進行スル車馬ハ他ノ途ヲ取ラシムヘシ
  - 一 御發聲ノ方向ヨリ來ルモノハ速ニ進行シ去ラシムヘシ
- 第十五條 御道並沿路ニ於テハ通則ニ掲クル事項ノ外左ノ各條ニ注意スヘシ
- 第十六條 家屋内床上ニ於テ拜觀スルモノハ總テ着座セシムヘシ
- 第十七條 小學校生徒ハ豫シメ教員ニ照會シテ監督セシム其他ノ小兒ハ父兄等ニ於テ監督セシムヘシ 若シ父兄等居合サ、ルトキハ傍人ニ托シテ注意セシムヘシ
- 第十八條 醉狂人癲癩病者若クハ瘋癩白痴ト認ムルモノハ豫メ看護人ニ注意ヲ加ヘ拜觀場ニ立寄ラシメサルカ又ハ御警衛線内ヘ入ラシムヘカラス
- 第十九條 老人病者勿論其他相當保護ヲ加ヘ可成拜觀ノ便ヲ與フヘシ
- 第二十條 拜觀人ニシテ左ノ所爲アルモノハ制止スヘシ
  - 一 二階又ハ丘上其他看 downsヘキ高所ニ於テ拜觀スルモノ
  - 二 窓又ハ簾若クハ物品ノ蔭ヨリ透見スルモノ
- 第二十一條 雨天ノ際ハ御道並ノ際ニ限リ雨傘ヲ翳サシムヘカラス
- 第二十二條 拜觀人ニ於テ萬歲ヲ唱ヘ又ハ帽手巾等ヲ振ラシムヘカラス(三三訓一六八改正)
- 第二十三條 拜觀人ノ爲メ作物アル田園ヲ踏荒シ又ハ他人ノ墳墓等ヲ毀損セシメサル様注意スヘシ

- 第二十四條 御道並沿路ノ家屋牆壁等危險ノ虞アルモノハ相當ノ防禦ヲナサシムヘシ
  - 第二十五條 御道並沿路ニ在ル便所ハ不潔ナラサル様掃除セシムルカ又ハ目隠ヲ設ケ火葬場墓地等ニシテ御見通シトナルヘキ場所ハ見透カサ、ル様所轄町村長ト協議ノ上便宜見隠ヲ設ケシムヘシ
  - 第二十六條 急病人其他負傷者迷兒等アリタルトキハ相當ノ保護ヲ加ヘ速ニ最寄警察官署ヘ送致スヘシ
  - 第二十七條 拜觀人ニ時々注意ヲ加ヘ拘模等ノ害ヲ豫防セシムヘシ
  - 第二十八條 御道並後ト雖モ凡ソ二十分間ハ御警衛線ヲ解クヘカラス 但拜觀人悉皆退散取締ヲ要セサル場合ハ此限リニアラス
- 第三章 行在所御警衛
- 第二十九條 行在所近傍ノ各戸ニハ注意ヲ加ヘ火災ヲ豫防セシムヘシ
  - 第三十條 行在所近傍ニ在テハ通則ニ掲クル事項ノ外左ノ各項ノ所爲アルモノニ注意制止スヘシ
    - 一 行在所御門前ヲ濫リニ徘徊或ハ停止シ又ハ視見スルモノ
    - 一 行在所御門前ニ於テ小兒ノ群集遊戯スルモノ
    - 一 門鑑ヲ所持セスシテ行在所ニ入ラントスルモノ但制裝ヲ爲シ又ハ徽章アルモノハ此限ニ非ス
    - 一 行在所近傍ニ於テ床店露店其他ノ店ヲ出シ又ハ飲食物小兒玩弄品ヲ行商スルモノ
  - 第三十一條 本章ノ規定ハ皇族御旅館ニモ適用ス
- 第四章 警察署事務
- 第三十二條 警察署ニ於テ御警衛準備ノ報知ヲ受ケタルトキハ先ツ署員分署員管區駐在員ヲ召集シ以下各條ニ準シ配置ヲ爲スヘシ
  - 第三十三條 御警衛員ヲ配置スルニ先チ點檢ヲ爲シ服裝其他成規ニ違ヒ不潔等ナキヤヲ檢シ且一時間

以上御警衛心得各條ノ事項禮式ノ方法等ヲ懇ロニ訓授スヘシ

第三十四條 御通盤ノ日限豫シメ知リ得タルトキハ其沿道ニ係ル各署長ハ所轄ノ駐在員ニ拜觀人ノ心得ヘキ各項ヲ訓授シ豫シメ之ヲ沿道人民ニ告知セシムルハ勿論瘋癲人狂犬等ハ當日外出セシメサルコトニ相當看護スヘキ旨ヲ說示スルヲ要ス

第三十五條 受持監督員氏名及配置人員ハ前以テ警部長ニ申報スヘシ若シ申報ノ違ナキトキハ御警衛ヲ終リタル後其狀況ト共ニ報告スヘシ

第三十六條 人員ヲ配置スルニハ場所ノ廣狹難易ニ從ヒ其人ヲ選擇スルコトニ怠ルヘカラス

第三十七條 御先導後驅員ハ乘馬術ニ達シタルモノヲ選任スヘシ

第三十八條 御警衛ニ從事スル警部以上ハ警察官服裝規則ニ依リ相當ノ服裝ヲ爲スヘシ

第三十九條 御警衛人員配置方ハ左ノ標準ニ依ルヘシ

一 街衢及踏切ノ兩側

但一名ノ箇所ハ交互反對側ニ配置ススシ

一 交通頻繁ナル箇所ハ配置員四名以上

一 交通頻繁ナラサル箇所ハ二名以上

一 交通稀疎ナル踏切ハ一名

一 畦畔等ニアツテハ二ヶ所ニ付一名

二 街路ハ一町毎ニ兩側ニ各一名以上

第四十條 配置員若干名毎ニ警部一名ヲ以テ監督員ニ充テ御警衛ニ關スル責任ヲ負擔セシムヘシ

第四十一條 御警衛員ノ配置ハ御通盤二時間前ニ於テシ 御若輩一時間ニ御警衛線ヲ張ルヘキ旨ヲ傳令スヘシ

第四十二條 御通盤ヲ終リタルトキハ各監督員ハ受持配置員ヲ集合セシメ引卒歸着スヘシ

第四十三條 御警衛配置員ニ不足ヲ生スルトキハ其不足人員ヲ豫定シ警部長ハ稟議スヘシ若シ稟議ノノ違ナキトキハ御警衛ニ關係ナキ隣署ヘ相當人員ノ補助ヲ要メ後其旨ヲ申報スヘシ

第五章 配置員各自ノ注意

第四十四條 各配置員ハ線路ト拜觀人トノ間ニ於テ專ラ拜觀人ノ動靜ヲ注視シ 御通盤ノ際ハ鳳聲ノ進向シ來ル方ニ面シ視線ハ拜觀人ノ一方ニ注クヘシ(三三訓一六八改正)

第四十五條 御警衛線内ニ於テハ凡テ禮式ヲ爲スニ及ハサルモ 御通盤ノ際ハ嚴肅ノ姿勢ヲ保チ敬意ヲ表スヘシ(ク)

第四十六條 配置中專ラ取締ニ從事スルトキハ警部以下同僚官ノ禮式ハ爲スニ及ハス

第四十七條 行在所出入ノ際衛兵ニ對シ相當ノ禮式ヲ爲スヘシ其誰何ヲ受ケタルトキハ直立シテ官氏名ヲ告ケ且ツ其所用ノ目的ヲ判明ニ答フヘシ

第四十八條 雨天ノ際ハ御通盤ノトキニ限り配置員ハ雨覆ヲ脱スヘシ

第二五九號 (訓令) 明治二十四年八月二十五日

愛知縣巡查

令般勅令第七十號ヲ以テ巡查看守ハ判任官ヲ以テ待遇セララル、コトニ相成タリ惟フニ平素心身ヲ竭クシ嚴霜ヲ凌キ酷然ヲ冒シ且眠無休時トシテハ白刃ヲ蹈ンテ嚴然國家ノ任ニ當ルモノ之ヲ警察ノ職任トス今ヤ此職任ノ重キニ對シテ勅旨ノ厚キ待ツニ判任官ヲ以テセラレ酬フルニ俸額ヲ加ヘントスル如キ若々優待ノ恩ニ浴ス職ニアルモノ奮勵以テ充分警察ノ實効ヲ擧ケンコトヲ勉メサルヘカラス



然レトモ保護ノ職ニ任シ常ニ公衆ノ龜鑑タルヘキ身ヲ以テ分限ヲモ辨ヘス尊大威嚴ヲ飾リ傲慢事ヲ處セントスル如キ決シテ今同優待ノ旨ニアラス宜シク寛厚人ヲ愛シ公平ニ事ヲ處シ溫柔ノ容ヲ示ス等之ヲ要スルニ公正ト誠實トヲ以テ職務ニ當リ親切ト丁寧トヲ以テ公衆ニ接シ兼テ同僚相琢磨シ信誼相盡クシ品行ヲ端正ニシ益々刻意勵行セントヲ望ム其細目ノ如キハ上司ノ示ス所ニ從ヒ能ク此旨趣ヲ服膺シテ一層奮勵スヘシ

明治二十五年三月十一日

警察部

警察官吏非常召集規則左ノ通改正ス

警察官吏非常召集規則

第一章 通則

- 第一條 非常召集ヲ分テ大召集小召集ノ二トス  
大召集ハ全管内警察署警察分署員ヲ召集シ又ハ其幾部ヲ召集スルモノトス  
小召集ハ一警察署又ハ一警察分署員ヲ召集スルモノトス
- 第二條 大召集ハ警部長小召集ハ警察署長又ハ警察分署長之ヲ行フモノトス  
但時宜ニ依リ警部長ニ於テ小召集ヲ命スルコトアルヘシ
- 第三條 凡ソ召集ハ賜暇中ノ者モ之ヲ召集スヘシ  
但内勤其他守衛等須要ノ勤務ニ從事スルモノハ之ヲ除クコトヲ得ヘシ
- 第四條 召集票用紙ハ雛形ニ準シ警察部ニ於テ豫メ調査シ各署ヘ配付シ置クモノトス

第五條 凡召集ハ其發令者之レカ指令官トナリ一切ノ指揮監督ヲ掌ルヘシ  
第六條 召集上ノ便宜ヲ謀ル爲メ各主管ノ部署ニ於テ豫メ左ノ各項ニ依リ召集ノ場所及配置ヲ要スヘキ位置等ヲ調査シ其圖面ヲ製シ置クヘシ

- 一 管内ヲ數方面ニ分ツコト
  - 二 各方面毎ニ召集スヘキ場所ヲ査定スルコト
  - 三 警戒又ハ手配ヲ要スヘキ場合ニ配置スヘキ吏員ノ受持及其位地ヲ査定スルコト
- 第七條 前條召集スヘキ場所ハ事ノ已發ヲ防止スルト未發ヲ豫防スルトニ隨テ其位置ヲ異ニスルヲ要スルトキハ豫メ之レカ區別ヲ設ケ置クヘシ

第八條 召集ノ命令ハ電話電報又ハ飛報ヲ以テ之ヲ發スヘシ  
第九條 召集票ノ配布ハ市内及警察署分署所在地ニ在テハ便宜當直巡查又ハ小使等ヲシテ之ヲ爲サシム其配布ヲ命セラレタルモノハ最初出會シタル巡查ニ召集票ノ幾部ヲ分配シ本人不在ナルトキハ家族ニ交付シ其行先ニ送達セシムヘシ

但村落駐在員ニ在テハ便宜家族又ハ脚夫ヲシテ順次之ヲ送達セシムルコトヲ得  
第十條 召集票ノ配付ヲ受ケタルトキハ即時整裝ヲ爲シ指定ノ場所ヘ參集スヘシ  
但事故在テ召集ニ應スル能ハサルモノハ速ニ其趣ヲ證明シテ發令者ヘ届出ツヘシ  
第十一條 前條指定ノ場所ニ參着シタルトキハ召集票ニ其參集ノ時日及詰所官職氏名ヲ記入シ指令官ニ差出シ指揮ヲ受クヘシ

第二章 大召集

第十二條 警部長大召集ノ必要アリト思料スルトキハ知事ノ指揮ヲ請フテ之ヲ行フヘシ若シ時機緊急ノ場合ニ在テハ召集ノ後其事情ヲ具狀スヘシ

第十三條 大召集ヲ要スルトキハ警部長其須要ノ人員及召集ノ場所ヲ指定シ關係ノ署長ニ左ノ命令ヲ發スヘシ  
 其署員若干ヲ某所ニ召集ス  
 第十四條 警察署長警察分署長前條ノ命令ヲ受ケタルトキハ召集票ニ發票ノ時日及召集ノ場所ヲ記入速ニ之ヲ傳達スヘシ  
 第十五條 大召集票ハ左ノ雛形ニ依ルヘシ  
 用紙厚紙曲尺堅四寸横二寸五分裏面ニ部印ヲ捺捺スヘシ

表

大 召 集 票			
發 票 日 年 月 日	受 票 日 時 分	出 發 日 時 分	明 治 何 年 何 月 何 日 午 後 何 時 何 分
參 集 場 所	某	何 日 午 後 何 時 何 分	何 日 午 後 何 時 何 分
氏 名 時 分	何 日 午 後 何 時 何 分	請 所 官 氏 名	所

裏

部
印

第十六條 召集指定ノ場所々轄外ニ係ルトキハ警察署警察分署所在地ノモノハ先其所屬署ニ參會シ署長又ハ代理者之ヲ引卒シテ直ニ指定地ニ參集スヘシ

第二章 小召集

第十七條 小召集ヲ行フ場合凡ソ左ノ如シ  
 一 囚徒反獄逃走若クハ其模樣アルトキ  
 二 多寡ノ罪犯ヲ逮捕セントシ又ハ之レカ手配ヲ要スルトキ  
 三 兇徒嘯集若クハ人民異狀ノ集合ヲナストキ  
 四 陸軍召集アルトキ  
 五 風火震災アルトキ  
 六 洪水ノ爲メ家屋流失堤防橋梁等決潰ノ虞アルトキ  
 七 以上各項ノ外之ニ讓ラサル緊急ノ事件アルトキ  
 第十八條 小召集ヲ要スル場合ニ於テ人員不足ヲ告グルトキハ警察署長ハ所屬分署員ヲ召集スルコトヲ得  
 第十九條 警察署長前條ノ場合ニ於テ仍ホ人員ニ充足セサルヘシト思料セシトキハ其狀ヲ具シ大召集ヲ請フヘシ  
 若シ時機緊急前項ノ手續ヲ履行シカタクキハ其須要ノ人員及ヒ召集ノ場所ヲ指定シ最寄警察署又ハ警察分署ニ應援ヲ請求スルコトヲ得  
 第二十條 第十八條及第十九條第二項ノ請求ヲ受ケタル警察署長警察分署長ハ第十四條ニ準シ取扱フヘシ  
 第二十一條 小召集票ハ左ノ雛形ニ依ルヘシ



ル事項ヲ漏レナク説示スヘキハ勿論急速ヲ要スルモノハ其都度傳達ノ手續ヲ爲スモノトス(二八訓四八改正)

第七條 訓授ヲ受クル人員寡少ニシテ事務席等ニ於テ之ヲ行フ場合ト雖モ第五條ノ規程時間ヲ短縮スルコトヲ得ス(二八訓四八改正)

第八條 訓授ヲ受クル者ハカメテ之ヲ記憶シ機密ニ關セサルモノニシテ將來ノ例規參考トナル條件ハ受持管區日誌ヘ其要領ヲ摘載シ置クヘシ

第九條 訓授中ハ動作ヲ慎ミ私語談笑等ハ一切爲スヲ許サ、ルハ勿論應問ノ際ハ直立答辨スヘシ

第十條 訓授了ルモ退去ノ號令アルニアラサレハ散席スヘカラス

第十一條 警察署長分署長ハ訓授ノ要領又ハ事故ノ爲メ之ヲ缺キタル事由ヲ別紙様式ニ依リ製表シ毎月五日限リ警部長ニ差出スヘシ但分署ハ本屬署ヲ經由スルモノトス(二八訓四八改正)

(別紙様式略ス)

告示第五十五號 明治二十五年五月十三日

巡查配置請願心得別紙ノ通相定ム

(別紙)

巡查配置請願心得

第一條 一町村又ハ數町村聯合若クハ一人又ハ數人聯合シテ巡查ノ配置ヲ請願セントスルモノハ別紙書式ニ依リ請願ノ要旨配置ノ場所並ニ巡查ノ人員及期限等ヲ明記シ前年度六月十五日迄ニ所轄警察署ヲ經由シ縣廳ヘ願出ヘシ

第二條 巡查配置ノ期限ハ滿六ヶ月以上ニアラサレハ之ヲ許サス

第三條 豫期スヘカラサル事故ニ際會シ臨時配置ヲ請願スルモノアル時ハ前兩條ノ期限ニ拘ラス特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第四條 巡查配置ノ人員ハ一ヶ所二名以上トス

但配置ノ方法ニ依リテハ一名ト雖トモ許可スルコトアルヘシ

第五條 警察署分署所轄區域ヲ異ニスル町村聯合シテ請願ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 巡查ノ勤務方法等ハ時機緊急ノ場合ヲ除クノ外ハ請願者ヨリ巡查ニ直接要求スルコトヲ得ス若シ之ヲ要スル場合ハ所轄警察署又ハ分署ニ請求スヘシ

第七條 巡查配置ノ許可ヲ受ケタルトキハ巡查派出所(勤務ノ都合ニヨリ私宅内ノ一隅ヲ分畫スルモ妨ケナシ)又ハ駐在所ヲ設置シ第十一條ニ定ムル器具及消耗品ヲ備フヘシ

但派出所又ハ駐在所ノ構造及備品ノ種質等ハ所轄警察署又ハ分署ノ指揮ヲ受クヘシ

第八條 請願滿期後尙ホ繼續配置ヲ出願セントスルモノハ更ニ第一條ノ手續ニ從ヒ出願シ又許可期限内ニ臨時廢止セントスルモノハ一ヶ月前ニ所轄警察署ヲ經由シ縣廳ヘ届出ヘシ

第九條 經費ハ月額若クハ年額ヲ以テ請願者ノ便宜ニ依リ縣廳ヘ前納スヘシ又配置許可或ハ廢止セシ月ハ携帶具費及被服調製費ハ全額其他ハ日割ヲ以テ納ムヘシ

但郡部ニ在テハ所轄警察署ニ納ムルコトヲ得

第十條 巡查ニ要スル經費ハ毎年縣會ノ議決ヲ經テ之ヲ告示スヘシ

第十一條 巡查派出所又ハ駐在所ノ設置及消耗品ノ費用ハ渾テ請願主ノ負擔トス其品目及員數ハ配置巡查ノ員數又ハ派出所駐在所構造ノ摸樣ニヨリ多少ノ増減ヲ要スルヲ以テ一定シ難シト雖トモ大凡左ノ如シ

器具	具	消耗品
標札	壹	時計
テール	壹	椅子
硯箱 <small>附屬品共</small>	壹	朱硯箱 <small>同上</small>
小刀	壹	門燈
炭斗	壹	火鉢
土瓶	壹	煙草盆
五徳	壹	茶碗
十能	壹	火箸
柄杓	壹	飲用水瓶
手箒	貳	椶
蒲冬 <small>期大</small>	三	夏期毛布
蚊帳	壹	枕
茶盆	壹	布巾
	壹	

(別紙)

巡查配置請願書

- 一 配置請願ノ要旨
- 一 巡查配置ノ場所
- 一 配置巡查ノ人員
- 一 巡查配置期限

(家屋ノ圖面ヲ別紙ニ添付スヘシ)

右ハ某町村(外幾町村聯合)(私共)協議ノ上前書ノ通り御配置相成度御許可ノ上ハ御規則ヲ確守シ成規ノ費額上納仕候間御聽許被成下度(私共惣代連署ヲ以テ)此段奉願候也

年月日

何國何郡何町惣代  
 (聯合ノトキハ某町村名ヲ列記スヘシ)  
 何國何郡何町何番戶族籍職業  
 同  
 何國何郡何町何番戶族籍職業  
 又ハ  
 何國何郡何町何番戶族籍職業  
 何ノ誰印

知事宛

(市町村ニ配置ヲ要スルトキハ市町村長ヨリ本書式ニ準シ申請スルモノトス)

訓令第五百十三號

明治二十五年五月二十三日

警察署 同分署

戸口調査規則左ノ通相定ム

但從前ノ令達中本則ニ牴觸スルモノハ總テ消滅トス

戸口調査規則

第一章 通則

第一條 戸口調査ハ部内住民ノ性行出入及生計ノ摸樣ヲ知リ動靜ヲ察シ警察上緩急變通ノ便ナ爾ルニアリ

第二條 警察署長分署長ハ本則ニ從ヒ所轄内戸口調査ノ事務ヲ統理ス

警察部及巡查部長(以上監督)ハ戸口調査ノ事務ヲ幹理シ其擔當員ノ勤怠ヲ監査ス

第三條 戸口調査ノ區域ハ總テ受持管區々劃ニ依リ該受持巡查ヲシテ擔當セシム

第四條 戸口調査上ノ便ヲ量リ部内住民ヲ甲乙丙ノ三種ニ別シ其規程ハ別ニ定ムル所ニ據ル

第五條 住民ノ種別ニ依リ調査度數ヲ定ムル左ノ如シ

甲種 六ヶ月一回以上

乙種 三ヶ月一回以上

丙種 一ヶ月二回以上

第六條 警察署長分署長ハ調査ヲ必要トスル場合ニ在リテハ前條定度ニ拘ハラズ臨時調査セシムルモノトス

第七條 戸口調査上ノ便ヲ得ン爲メ第一號雜形ニ依リ毎戸ニ符票ヲ貼付スヘシ

第八條 警察署長分署長ハ所轄内人家ノ疎密地理ノ便ヲ參酌シ左ノ範圍ニ依リ豫シメ調査ノ定度ヲ定ムヘシ

一 隔日勤務ノ巡查ハ乙勤務日一時間以上四時間以内

一 毎日勤務ノ巡查ハ警邏ノ際十戸以上二十五戸以内

第九條 前條規定ノ調査ニ從事スル能ハサル事故アルトキハ所屬署長ニ届出(駐在管區員ニ限リ日誌ニ記載シ置クモノトス)順延スルコトヲ得

但急速ノ場合ハ他ノ勤務ニ從事シタル後届出ルモ妨ケナシ且如何ナル事故アルモ第五條ニ掲タル定度ヲ下スコトヲ得ス

第十條 住民ノ種別ハ受持巡查ノ報告ニ依リ監督員ニ於テ審査ヲ爲シ所屬署長之ヲ判定スルモノトス

但其種別ヲ變更スル際亦同シ

第十一條 住民ノ種別ニ異動ヲ生シ若クハ移轉等ニ係ル場合ハ速ニ帳簿ヲ訂正シ監督員ノ點檢ヲ受クヘシ

第十二條 丙種ノ者他所轄若クハ他ノ受持區内ニ移轉シタルトキハ其性行舉動及轉住地等ヲ速ニ監督員ニ申告スヘシ

第十三條 前條ノ申告ヲ受ケタル監督員ハ左ノ區別ニ從ヒ處理スヘシ

但別ニ報告ノ規定アルモノハ此限ニアラズ

一所轄外ニ係ルトキハ該署ヘ申報ノ手續ヲ爲スコト

一所轄内移轉ハ該受持巡查ニ通知スルコト

第十四條 他所轄ヨリ移住スルモノハ受持員ニ於テ直ニ調査ヲ爲シ本則第十條ノ規定ニ依リ處理スルモノトス

第十五條 警察署長分署長ハ一ヶ月ニ二管區以上監督員ハ一ヶ月四管區以上實地ニ就キ調査ノ適否ヲ監督スヘシ

第十六條 受持巡查ハ第二號雜形ノ帳簿ヲ以テ實地調査ノ用ニ充テ第三號雜形ノ戸口調査臺帳ヲ製シ洩漏ナク記入シ加除訂正スヘシ

第十七條 戸口調査臺帳ハ毎月一回監督員ニ於テ點檢シ署長ノ檢閲ヲ受クヘシ

第十八條 受持巡查ハ毎年兩度左ノ日限内ニ第四號雜形ニ掲クル戸口調査表ヲ製シ監督員ヲ經テ所屬署長ヘ差出スヘシ

但六月十二日現員ヲ掲クルモノトス

第一期 自一月 七月十日限

第二期 自七月 一月十日限

第十九條 警察署長ハ全所轄内(分署管内ニ係ル分トモ)ノ戸口調査表ヲ統計シ毎年一月七月二十日ヲ期シ警部長ヘ報告スヘシ

第二章 調査心得

第二十條 戸口調査ハ管區内ノ人家ニ就キ現員ト簿冊トヲ對照比較スルハ勿論ナリト雖トモ單ニ簿冊ノ整理ニ偏スル等ノコトナク力メテ動靜ニ注意スルヲ要ス

第二十一條 調査ノ際ハ最モ溫和勤言ヲ旨トシ人民ニ迷惑セシメサル様注意スヘキハ勿論老幼婦女等其應答ニ堪ヘサルモノニ強テ尋問シ又ハ吸烟喫茶シ其他家人ニ狎昵スル等ノコトアルヘカラス

第二十二條 調査ノ際高等官及有位(六位以上)帶勳(六等以上)者ニ係ルトキハ其家族執事又ハ雇人等ニ開糾ハ格別若シ面接ヲ要スル場合ハ一應監督員ニ申告シ其指揮ヲ受クヘシ

第二十三條 僑居ノ外國人ヲ調査スルハ其雇主又ハ家主ニ就キ開糾スヘシ若シ本人ニ面接ヲ要スル場

合ハ一應監督員ニ申告シ其指揮ヲ受クルヲ要ス

第二十四條 舉動ノ良否貧富及受刑ノ有無等凡テ其人ノ感觸ヲ損スルノ恐レアル事項ハ直接ニ開糾スヘカラサルモノナレハ其生計ノ摸樣近隣ノ交際並ニ風評又ハ往來スル人物ノ種類等ニ依テ知得スルヲ要ス

同居寄居人ハ其關係緣故ノ如何ヲ知得スルヲカムヘシ

第二十五條 轉居若シハ寄留届其他戸籍而異動ノ届出ヲ爲サ、ルモノアルトキハ相當説諭ヲ加ヘ速ニ其手續ヲ爲サシムルヲ要ス

第二十六條 戸口調査中見聞シタル事故ハ上官ニ申報スルノ外他ニ漏泄スヘカラス

第二十七條 調査ノ際左ニ該當スル者アルヲ知リタルトキハ監督員ヲ經テ署長ニ申報スルモノトス但各人ノ性行舉動其他多數人集合ノ場所ニシテ注意視察スルノ要件ハ別ニ定ムル所ニ依ル

一 孝子貞婦又ハ義僕

一 癡篤疾並ニ白痴瘋癲者

一 赤貧ニシテ他人ノ助成ヲ受クルモノ

一 頓死負傷者其他家内ニ異狀アルモノ

第三章 帳簿記載方心得

第二十八條 戸口調査臺帳ハ本住ト寄留トヲ分ク第三號雜形ニ掲クル如ク其町村番地號及警番號等ヲ區別シ族籍職業氏名年齢甲乙丙ノ種別ヲ式ニ依リ記載スヘシ

第二十九條 同居寄留及雇人ハ該戸ノ末尾ニ記載シ其雇人タルコトヲ區別スヘシ

第三十條 甲區ニ本籍ヲ有シ乙區ニ寓居スルモノハ乙區ヲ以テ仮リニ本籍ト做スヘシ

- 第三十一條 官署公署社寺學校病院會社等ハ通常家屋ト區別シ都テ該町村及管區各戸ノ末尾ニ記載シ置クモノトス
- 第三十二條 官署構内ニアル官舎又ハ社寺會社等ニシテ之レニ常住スルモノアルトキハ通常家屋ノ部ニ入ルモノトス
- 第三十三條 曾テ虎列拉赤痢等傳染病患者アリシ家ニハ其式ニ依リ記載スルモノトス
- 第三十四條 種痘未種痘天然痘ノ區別ハ式ニ依リ漏泄ナシ記載スヘシ
- 第三十五條 戸口調査臺帳ハ字畫ヲ明瞭ニ記載シ濫リニ添刪スヘカラス若シ錯誤脱漏ニヨリ添刪スルトキハ之ニ認印ヲ捺シ且文字ヲ刪ルヘキ者ハ朱線ヲ畫シ原文ヲ存スルモノトス
- 第三十六條 本則ヲ施行スル方法細目ハ警察署長ニ於テ之ヲ定メ警部長ヘ報告スヘシ  
(雛形書式略ス)

第一五四號 (訓令) 明治二十五年五月二十三日

警察部

請願巡查勤務概則左ノ通相定ム

請願巡查勤務概則

- 第一條 請願巡查ハ其配置スル處ノ所轄署長ノ指揮監督ニ屬シ進退賞罰及給助等ノ具狀ハ渾テ一般巡查ト異ナルコトナシ
- 第二條 請願巡查ノ勤務法ハ可成請願者ト便益ヲ圖ルヘント雖モ左ノ場合ニ於テハ一般巡查ノ勤務法ニ準ヒ普通巡查ト交互勤務ニ服サシムヘシ

- 一 警察署又ハ分署ヘ増員スルトキ
- 二 派出所又ハ駐在所ヘ増員スルトキ
- 三 派出所又ハ駐在所ヲ特ニ開設スルトキ
- 第三條 會社又ハ一人私人等ノ請願ニ係リ前條以外ノ特別配置巡查ニシテ病氣等ノ事故ニ依リ欠勤シタルトキハ普通巡查ヲシテ其都度補欠スルコトヲ得
- 第四條 特別配置ニ係ル請願巡查ハ時機不得已場合ノ外其受持外ノ出火其他強盜盜々難ノ搜查等ハ所屬上司ノ指揮アルニアラサレハ之ニ從事セシムヘカラス
- 第五條 配置人員ハ左ノ割合ニ進據スヘシ
  - 一 毎日勤務ハ八時間乃至十時間ヲ以テ一人ノ勤務割トス
  - 二 隔日勤務ハ當直日十六時間(乙勤務日ハ四時内)以上ヲ以テ一人ノ勤務割トス
  - 三 前各項ノ外ハ其請願ノ旨趣ニ依リ一般勤務法ニ要スル人員ヲ配置スルモノトス
- 第六條 點檢訓授服裝其他巡查身上ニ屬スル規程ニシテ普通巡查ノ遵守スヘキ條項ハ請願巡查モ亦之ヲ準用スヘシ
- 第七條 派出所又ハ駐在所設置ノ許可ヲ受ケ開所スルトキハ左ノ標札ヲ掲出セシメ其構造圖及備品目録(増減アレハ其都度)ヲ調製シ警部長ヘ申報スヘシ  
但私宅又ハ會社内ノ一隅ヲ分畫シテ之ニ充用スル等其勤務法ノ都合ニ依リ標札ヲ掲出スル必要ナキ場合ハ此限ニアラス



市 一 尺  
 何町村請願巡査(派出所又ハ陸在所)

第八條 派出所又ハ駐在所ニ於テハ消耗品受拂簿ヲ製シ置キ收支ヲ明カニシテ尙モ濫費ノ弊ナカラシムルヲ要ス

第九條 請願巡査ニシテ旅費支給ヲ要スルトキハ所屬署長ニ於テ其都度規則ニ照シ請願者ヨリ徴收支給方ヲ取計ヒ其金額種別ヲ警察部ヘ申報スヘシ

第十條 請願滿期又ハ臨時廢止ノ届出ヲ受ケタルトキハ定員内ヨリ其人員ニ對スル員數ノ人名ヲ選定シ解職具狀手續ヲ爲スヘシ

但欠員ノ爲メ普通定員ニ超過セサルトキハ其旨申報スヘシ

第十一條 本則規定以外ノ事項ハ所轄警察署長ニ於テ其細則ヲ定メ警部長ヘ申報スヘシ

縣令第十六號 明治二十六年四月四日(三三縣三二第十條削除及十一條以下線上ク)

汽船解船取締規則左ノ通相定ム

但明治二十年十一月十一日愛知縣令第百五號港灣汽船取締規則ハ廢止ス

汽船及解船取締規則

第一章 汽船

第一條 汽船ヲ以テ本縣下ニ定繫場又ハ寄港地ヲ設テ航運ノ業ヲ營ム者ハ開業前左ノ事項ヲ記シタル書面ヲ添ヘ縣廳ニ届出テ允許ヲ受クヘシ其ノ船數ヲ増加シ又ハ寄港地若クハ出港定日及時刻ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

灣外ニ直航スル汽船ニハ本則第五條第六條第十七條ヲ適用ス

一 汽船名

二 定繫場及各寄港地

三 船主、船長、運轉手機關手ノ族籍氏名

四 検査證寫

五 一時間速力

六 出港定日及時刻

七 會社又ハ組合ナレハ業務擔當社員又ハ取締役ノ氏名及其任期

第二條 臨時航海ノ汽船ニシテ出港日時ヲ豫定スルコト能ハサルトキハ他ノ定期航海汽船ノ出港時刻ヲ隔ツル一時間前後ト定メ遅クモ發船三十分前ニ警察官署ニ届出ツヘシ

第三條 左ノ事項ハ七日以内ニ縣廳ヘ届出ツヘシ

一 第一條ノ各項出願ヲ要スルモノヲ除クニ變更アリタルトキ

二 廢業又ハ廢船ノトキ

三 汽船ヲ賣却又ハ讓與シタルトキ

四 營業者ノ轉居改氏名又ハ代替ノトキ

第四條 營業者其ノ營業地ニ住居セサルトキハ相當責任ヲ有スル代理者ヲ定メ双方運署ヲ以テ縣廳ニ届出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第五條 熱田港内ヲ出入スル汽船ハ二海里以上ノ距離ヲ取ルヘシ其ノ港内航行ノ速方ハ一時間三海里ノ割合ヲ超過スヘカラス

第六條 乘客及貨物ノ運賃ハ貨物ノ種類客室ノ等級ニ從ヒ之ヲ一定シ縣廳ニ届出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ但シ十二歳未満ハ二人ヲ以テ一人トシ三歳未満ハ定員外トス

第七條 前條ノ貨賃並ニ旅客定員ハ每船客室ニ揭示スヘシ

第八條 汽船ハ一時間内ニ二艘以上同方位ニ向ヒ出港スヘカラス若シ先發スヘキ汽船ニシテ事故ノ爲メ時刻ヲ遅延シタルトキハ後發ノ汽船出發ノ後一時間ヲ經テ出港スヘシ

如何ナル場合ト雖モ汽船ノ速力ヲ競争シ其他乘客ノ安全ヲ缺クノ慮アル所業ヲ爲スヘカラス

第九條 定繁場及寄港地以外ノ場所ニ於テ旅客若クハ貨物ヲ積載シ又ハ陸揚ヲ爲スヘカラス但シ難船其ノ他變災ニ際シ已ムヲ得サル場合ハ此限リニアラス

第十條 汽船發着ノ際ハ十秒時ノ汽笛二聲ヲ發スヘシ

第十一條 臨時ニ出船ヲ見合セ又ハ休業スルトキハ發船定時間前ニ警察官署ニ届出ツヘシ

第十二條 警察官更ハ甲板上積載ノ貨物過量ニシテ危險ト思料スルトキハ之ヲ減少セシメ又必要ト認ムルトキハ出港時間ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第十三條 危害品積積ノ手續ハ明治六年八月布告第二百九十二號ニ依ルヘシト雖モ制規ノ手續ヲ履行セシテ船積シタルモノト認ムルトキハ警察官更ハ檢査ノ爲メ荷主ノ費用ヲ以テ其荷造ヲ解カシメ又ハ搭載ヲ差止ムルコトアルヘシ

第十四條 營業者ハ各津港汽船發着毎ニ乘各人員ヲ取調置キ警察官更ノ求メアルトキハ之ヲ示スヘシ

第十五條 船内ニ於テ傳染病患者アリタルトキハ船長ハ傳染病豫防規則ニ從ヒ消毒法ヲ施シ患者ハ他ノ健康者ト隔離シ置キ着港ノ上ハ旅客貨物ノ陸上チ一時差止メ置警察官更ハ届出指揮ヲ受クヘシ

第十六條 船内ニ遺留品アルトキハ速カニ物主ニ送リ届クヘシ若シ其ノ主分明ナラサルトキハ船長ヨリ警察官署ヘ届出ツヘシ

第十七條 航運ノ狀況其ノ他必要ト認ムル事項アルトキハ警察官更ナシテ乘船航行セシムルコトアルヘシ

第十八條 營業者ニ於テ別ニ乘船切符賣捌所ヲ設ケルトキハ其ノ住所氏名ヲ警察官署ニ届出ツヘシ爾後變更ヲナシタルトキ亦同シ賣捌所ニハ其ノ看枚ヲ掲ケヘシ

第十九條 乘船切符ニハ年月日運賃實價及船名ヲ記入シ且ツ賣捌所名ヲ付記スヘシ

第二十條 乘船切符ハ營業者居住宅及切符捌所又ハ船中ノ外ニ於テ販賣スヘカラス

第二十一條 乘船切符ハ每船客室ノ定員ニ應シ該地ニ於テ乘船セシメ得ヘキ員數ニ超過シテ販賣スヘカラス

第二十二條 何人ニ拘ハララス強テ乘客ヲ勸誘シ或ハ客引ヲ爲シ其ノ他方法ノ如何ヲ問ハス旅客ノ迷惑トナルヘキ所業ヲ爲スヘカラス

第二十三條 乘客及貨物ノ運賃ハ明瞭ニ記載シテ賣捌所ノ見易キ個所ニ揭示スヘシ

第二十四條 乘船切符賣捌所又ハ船中ニハ乘客人名簿ヲ調製シ置キ切符ヲ賣捌キタルトキハ其ノ都度乘客ノ族籍氏名年齢職業船名及着船地ヲ記入スヘシ

乘客人名簿ハ警察官更ニ於テ檢査スルコトアルヘシ

第二十五條 本章ニ依リ縣廳ニ差出スヘキ願届書ハ警察官署ヲ經由スヘシ

第二十六條 解船營業ヲ爲サムトスル者ハ一艘毎ニ左ノ事項ヲ定メ警察官署ヘ届出テ解船取締簿札ヲ受クヘシ爾後變更セムトスルトキ亦同シ

一 每船ノ繫泊所

二 乘客定員 一坪(曲尺六尺四方)八人以内  
トス但シ第七條但書ヲ準用ス

三 貨物積積 積積十五貫目ヲ以テ一  
人ト其數ヲ取調フヘシ

四 船夫人員 一船ハ二人  
以上トス

第二十七條 解船營業者ハ自ラ船夫トナリ又ハ家族雇人ヲ以テ船夫トナストキハ住所氏名年齢ヲ記シ  
警察官署ヘ届出テ各別ニ取締鑑札ヲ受クヘシ

第二十八條 左ノ事項ノ一ニ觸ル、者ハ解船營業者タルヲ得ス現ニ營業者タル者ハ鑑札ヲ返納セシム

一 盜罪詐欺取財又ハ贓物ニ關スル罪ヲ犯シ處刑後二ケ年ヲ經過セサル者

二 白痴瘋癲者

三 未丁年者ニシテ後見人ナキ者

四 他人ノ名義ヲ假リタルモノト認ムル者

第二十九條 左ノ事項ノ一ニ觸ル、者ハ船夫タルヲ得ス現ニ付與シタルモノハ鑑札ヲ返納セシムヘシ

一 前條第一項第二項第四項ニ觸ル、者

二 年齢滿十六年未滿ノ者

第三十條 解船取締鑑札ハ船内見易キ所ニ釘付スヘシ

第三十一條 警察官吏ハ隨時解船ノ検査ヲ爲シ破損朽敗其ノ他使用ニ耐ヘサルモノト認ムルトキハ修  
繕ヲ命シ若クハ使用ヲ禁止スルコトアルヘシ

第三十二條 左ノ事項ハ五日以内ニ警察官署ニ届出鑑札ハ返納若クハ書換ヲ請フヘシ

一 轉居改氏名ノトキ

二 鑑札ノ亡失毀損若クハ文字ノ不明ニナリタルトキ

三 廢業又ハ解船ノ賣却讓與及廢船ノトキ

四 船夫ヲ解キ又ハ其ノ失踪死亡若クハ營業者其ノ兼業ヲ止メタルトキ

五 後見人ヲ變更シタルトキ

第三十三條 就業中船夫ノ取締鑑札ハ之ヲ携帶シ解船ニハ錐形ニ倣ヒ每船ニ標旗ヲ掲クヘシ

第三十四條 解船ニハ雨雪ノ際相當ノ屋根ヲ設クヘシ

第三十五條 解船ニハ海上衝突豫防規則ニ規定スル燈籠ヲ備置キ夜中ハ必ス點火スヘシ

第三十六條 解船録ヲ要スルモノハ同業者中協議ヲ以テ一定シ警察官署ニ届出ツヘシ其ノ變更セント  
スルトキ亦同シ

貸錢表ハ波止場及船内見易キ處ニ揭示スヘシ

第三十七條 名義ノ名タルヲ問ハズ定額以上ノ貸錢ヲ請求スヘカラス

第三十八條 一定ノ波止場外ニ於テ旅客及貨物ヲ積載シ又ハ陸揚ヲ爲スヘカラス

第三十九條 定員外ノ乘客若クハ定限外ノ貨物ヲ搭載シテ航行スヘカラス

第四十條 二艘以上連行スルトキハ少ナクモ五間以上ノ距離ヲ取ルヘシ若シ他船ヲ追越サムトスル  
トキハ掛聲ヲナシ先行ノモノハ航路ヲ讓ルヘシ

第四十一條 故ナク運漕ヲ背セス又ハ他船ト競漕ヲ爲シ若クハ酩酊シテ解船ヲ航行スヘカラス

第四十二條 營業上ニ就テハ渾テ正實ヲ旨トシ老幼婦女ハ勉メテ保護ヲ加フヘシ

第三章 罰 則

第四十三條 第一條ニ違背シ允許ヲ受ケスシテ營業ヲナシタル者及第二條第五條第六條第七條第九條  
第十條第十一條第十七條第二十三條第二十四條ニ違背シタル者並ニ第十四條第十五條ニ違背シ命令  
ニ從ハサル者若クハ第十九條ニ依リ警察官吏ノ乗船ヲ拒ム者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ

壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス  
 第四十四條 第四條第十二條第十三條第二十條第二十二條第三十四條第三十七條第四十條第四十一條  
 第四十二條第四十三條ニ違背シタル者又ハ鑑札ヲ受ケスシテ解船及船夫營業ヲ爲シタル者並ニ第三  
 十三條ノ命ニ違ヒ解船ノ修繕ヲ爲サス者クハ禁止セラレタル解船ヲ使用シタル者ハ二日以上五日以  
 下ノ拘留ニ處シ又ハ五拾錢以上壹圓以下ノ科料ニ處ス  
 第四十五條 第三條第一項第十六條第二十一條第二十六條第三十二條第三十五條第三十六條第三十八  
 條第一項第三十九條ニ違背シタル者及警察官吏ノ督促ニ從ハスシテ第八條第二十五條第三十二條第  
 三十八條第二項ヲ犯シタル者ハ五錢以上五拾錢以下ノ科料ニ處ス  
 第四十六條 本則ヲ犯シタル者家族雇人又ハ代理者ノ所爲ニ係ルトキハ其ノ本人ヲ處分ス  
 附則  
 第四十七條 現ニ允許ヲ得テ航運スル汽船ハ更ニ允許ヲ受クルニ及ハスト雖モ第一條第三項第五項第  
 六項第七項ノ事項ハ此際届出ツヘシ  
 解船取締鑑札雛形  
 三寸

何第何號	解船取締鑑札
住所 氏名	一 緊泊所 一 貨物積量 一 船夫人員 年月日下付
何 署	燒 署

何第何號	愛知縣
解船營業	縣 知 愛
營業者 氏名	縣 知 愛

地質ハ白雲齋ヲ用キ文字  
 ハ黑書トス  
 番號ハ解船取締鑑札ノ番  
 號ヲ記スヘシ  
 一定ノ徽章アルモノハ適  
 宜付記スルコトヲ得

標旗雛形

船夫取締鑑札雛形

三寸

何第何號	解船取締鑑札
年月日下付	何第何號

住所 氏名	何第何號
何第何號	燒 署

縣令第三十四號 明治二十六年十二月十五日

驅馬及猷馬馬ノ塔取締規則左ノ通相定ム

驅馬及猷馬馬ノ塔取締規則

- 一 舉行ノ月日及時間
  - 二 馬場ノ長程、幅員、馬繫場、廻シ道ノ略圖
  - 三 馬名及馬係人ノ氏名但當日警察官吏ニ届出ルモ妨ナシ
  - 四 世話係人ノ氏名
- 第二條 猷馬馬ノ塔ヲ舉行セントスルモノハ左ノ事項ヲ記載シ其前日所轄警察官署ヘ届出ヘシ
- 一 舉行ノ月日
  - 二 通過スヘキ沿道地名
  - 三 馬名若クハ其持主ノ住所氏名及口取人ノ氏名

警察官署ハ危險ト認ムル場合ニ於テ通過スヘキ路線ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第三條 馬場、馬繋場及廻シ道ハ左ノ各項ニ從ヒ構造スヘシ但廻シ道ヲ設クル能ハサルトキハ馬捕場ノ附近ヘ別ニ馬繋場ヲ設クヘシ

一 馬場ハ直線ニシテ幅六尺以上九尺(馬場ハ二)以内長七十間以上タルヘシ但圓形馬場ハ此限ニアラズ

二 馬場ノ周圍ニハ柵ヲ結ヒ卷場ノ正面ニ入口一ヶ所馬捕場ノ側面ニ出口一ヶ所ヲ設クヘシ

三 馬場ノ柵ハ末口四寸以上ノ縦木並末口三寸以上ノ横木(背竹ヲ用ユル)ヲ用キ縦木ハ六尺ヲ隔テ二尺以ヒ地中ニ埋メ高サ五尺以上トシ横木ハ地盤ヨリ每一尺五寸ヲ隔テ、三段ニ結束スヘシ但馬捕場ニ屬スル個所ハ縦木ノ間ヲ每三尺其高サ六尺以上トシ横木ハ四段ニ結束シ卷場及馬捕場ノ要所ニハ外部ヨリ支柱ヲ設クヘシ

四 馬場ノ出入口ハ幅六尺トシ末口四寸以上ノ木材二本ヲ横テハ拔挿ニ便利ナラシムヘシ

五 馬捕場正面ノ柵ヨリ凡六尺ヲ隔テ強靱ナル繩ヲ張リ之ニ筵席等ヲ吊下スヘシ

六 前項繩張ヨリ凡一丈五尺ヲ離レ二條ノ落シ繩ヲ設クヘシ

七 馬繋場ハ一頭二坪以上ノ割合ヲ以テ可成馬場ノ附近ニ設クヘシ

八 馬繋場ノ外國及廻シ道ノ兩側ニハ簡易ナル柵ヲ設クヘシ

九 馬場ノ周圍ニハ和當ノ余地ヲ存スヘシ

第四條 馬場ノ出入口其他樞要ノ場所ニ一ヶ所以上ノ見張場ヲ設ケ鐘鼓標旗等相當ノ信號器ヲ備ヘフ

第五條 馬場ノ側ニ棧敷ヲ設クルトキハ高六尺以上トシ堅牢ニ構造スヘシ

第六條 第三條第五條ノ構造ハ警察官吏ノ検査ヲ受クヘシ其構造制限ニ適セサルトキハ改造又ハ修補ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 世話係人ハ落シ繩及馬匹ノ發走捕押ノ合圖等諸般ノ事ヲ擔任スルモノトス但馬場内ニハ十人乃至十五人ノ外入ルヘカラス

第八條 馬係人及世話係人ニハ一定ノ目標ヲ付セシムルモノトス

第九條 騾馬ハ舉行一時間前ニ馬繋場ニ率キ入ルヘシ但遲着シタルトキハ直ニ率キ入ルモノトス

第十條 馬係人ハ現ニ馳驅セシメントスル馬ニ附從スル者十五人ノ外濫リニ馬場内ヘ入ルヘカラス

第十一條 二頭以上ノ馬ヲ同時ニ馳驅セシメ又ハ先キニ馳驅シタル馬ノ馬場内ニアル間ハ他ノ馬ヲ率入ルヘカラス

第十二條 騾馬ハ道路又ハ堤防ニ於テ舉行スルヲ許サス但正道ニシテ從來舉行ノ慣例アルモノハ此限ニアラス

第十三條 騾馬及猷馬ノ塔ハ日出前日没后ニ於テ舉行スヘカラス

第十四條 觀覽人ハ騾馬舉行中馬場内ニ立入ラシムヘカラス

第十五條 猷馬、馬ノ塔ハ口繩及後繩ヲ放テ濫リニ口取人ヲ變更シ又ハ馳驅セシメ若クハ届出以外ノ地ヲ通過スヘカラス

第十六條 騾馬舉行中警察官吏ニ於テ危險ト認ル場合ハ其馬匹ノ使用又ハ全部ヲ停止スルコトアルヘシ

第十七條 何等ノ名稱ヲ附スルモ警察官吏ニ於テ騾馬又ハ猷馬ノ塔ノ舉行ト認ムルモノハ本則ニ從ハシムヘシ

第十八條 第一條ノ認可又ハ第六條ノ検査ヲ受ケスシテ騾馬ヲ舉行シ又ハ第二條末項第六條第十六條ノ命令ニ從ハサルモノハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處

第十九條 第二條ノ届出チナサスシテ献馬ノ塔ヲ舉行シ又ハ第九條第十條第十一條第十四條第十五條ニ違背シタルモノニ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

縣令第二十三號 明治二十七年三月十九日

煙火取締規則左ノ通之ヲ定ム

但明治十八年三月甲第二十三號布達<sup>煙火製造販賣取締規則</sup>明治十八年七月甲第七十八號布達<sup>煙火受賣届出ノ件</sup>ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

煙火取締規則

第一章 製造

- 第一條 煙火製造ノ營業ヲ爲サントスル者ハ製造所ノ位置及構造方法ヲ警察官署ヘ届出其検査ヲ受クヘシ但改造ニ係ルトキ亦同シ
- 第二條 製造所ノ賣讓與廢業轉任改氏名ノトキハ三日以内ニ警察官署ヘ届出ヘシ
- 第三條 製造所ハ建造物及國縣道鐵道ヲ距ル十間以上ノ地ニアラサレハ建設スルコトヲ許サス
- 第四條 製造所ハ内部ノ周圍及天井ヲ厚サ五分以上ノ塗込トシ屋根ハ不燃質物ヲ用キヘシ
- 第五條 營業者ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ
  - 一 年齡十六歲未滿ノ者白痴癡癡者ヲ製造ニ從事セシムヘカラス
  - 二 業務ニ關係セサル者ヲ製造所内ニ入ラシムヘカラス
  - 三 製造中ニ係ル煙火ノ乾燥方法ハ火力ヲ用キヘカラス

四 製造所内ニ於テ喫煙ヲ爲シ又ハ發火ノ虞アル器具ヲ使用スヘカラス

五 製造所内ニ火氣ヲ入ルヘカラス

六 製造所以外ノ場所ニ於テ製造スヘカラス(二八縣一三追加)

第七條 營業以外ノ者ニシテ煙火ヲ製造セントスルトキハ相當ノ場所ヲ定メ其種類員數及配合ノ分量等ヲ警察官署ニ届出ヘシ但變更ヲ要スルトキ亦同シ

第七條 前條ノ製造者ハ第五條ノ規定ヲ遵守スヘシ

第二章 販賣及貯藏

第八條 煙火ヲ販賣セントスルモノハ警察官署ヘ届出ヘシ其小花火ニ係ルモノハ此限ニアラス但製造營業者ハ本條ノ届出ヲ爲サスシテ販賣スルコトヲ得

第九條 販賣營業者轉任改氏名又ハ廢業シタルトキハ三日以内ニ届出ヘシ

第十條 製造營業者ハ火藥受拂明細帳ヲ製シ其受拂チ明瞭ニ記載シ警察官吏ノ檢閲ニ供スヘシ

第十一條 製造營業者ハ製造中ニ係ル煙火ノ原料ヲ販賣スヘカラス

第十二條 煙火ノ原料ハ製造所又ハ火藥貯藏ノ倉庫ニ藏メ煙火ハ堅牢ナル器物ニ入レ安全ナル場所ニ置クヘシ

第三章 舉行

第十三條 煙火ヲ舉行セントスル者ハ其員數及日時場所ヲ警察官署ニ届出ヘシ

第十四條 煙火ノ舉行ハ左ノ制限ヲ遵守スヘシ

- 一 揚火ハ建造物ヲ距ル十間風位ノ下方ニ在リテハ凡二町其他ハ三十間仕掛花火ノ類ハ十間以外ノ地ニシテ危險ノ虞ナキ場所ニ限ルヘシ
- 二 揚場ハ風位ノ下方ニ在リテハ凡一町其他ハ三十間以外ニ柵欄ヲ設ケ又ハ繩張ヲ爲シ參觀人ヲ入

ラシムヘカラス

三 矢火花一名流星ハ大小ニ拘ハラズ之ヲ揚クルコトヲ得ス

第十五條 烟火舉行ノ場所警察官吏ニ於テ危険ノ虞アリト認メタルトキハ其變更ヲ命シ又ハ舉行ヲ停止スルコトアルヘシ

第四章 罰則

第十六條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス但刑法ニ明文アルモノハ其正條ニ據ル

一 第一條第六條第八條第十三條ノ届出ヲ爲サスシテ烟火ヲ製造販賣シ又ハ舉行シタル者

二 第二條第九條ノ届出ヲ怠リタル者

三 第五條第七條第十四條ノ制限ニ違背シタル者

四 第十條第十一條第十二條ニ違背シタル者

五 第十五條ノ命ニ従ハサル者

第五章 附則

第十七條 從來ノ烟火製造所ハ改築ノ際本則ノ構造制限ニ従フヘシ

第十八條 從來ノ烟火製造及販賣業者ハ本則第一條第八條ノ届出ヲ要セス

縣令第二十五號 明治二十七年三月十九日

劇場及諸藝場建設規則左ノ通り相定ム

劇場及諸藝場建設規則

第一章 通則

第一條 常設劇場及諸藝場ヲ建設セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ警察官署ヲ經テ縣廳ヘ願出ツヘシ其改造又ハ變更ヲ要スルトキハ亦同シ但借地ニ係ルモノハ地主ノ運署ヲ要ス

一 建物ノ正面圖、側面圖、平面圖平面圖ニハ舞臺構造、平場、階、廊、柱、梁、柱、花道、通行道、噴水、池、定

二 劇場ハ方一町諸藝場ハ方三十間以内ノ畧圖

三 構造ノ仕様書

四 観客ノ定員

第二條 常設劇場及諸藝場工事中ハ左ノ場合ニ於テ警察官署ノ検査ヲ受クヘシ但不堅牢又ハ圖面仕様書ニ違フモノト認ムルトキハ全部又ハ一部ノ改造ヲ命スルコトアルヘシ

一 地固メ央ノトキ

二 建揚ケ垂木打渡ノトキ

三 全場落成ノトキ

四 劇場ハ前項ノ外奈落花道構造ノトキ

第三條 劇場及諸藝場ハ離宮、官公署、學校、病院其他重要ナル建造物ニ對シ適當ノ距離ヲ有スル地ニアラザレハ建設スルコトヲ得ス(三三縣七八改正)

第四條 劇場又ハ持主ノ變更、移住、改名等ノ場合ハ七日以内ニ警察官署ヲ經テ縣廳ヘ届出ツヘシ但持主ノ變更ニ係ルモノハ双方運署スヘシ

第五條 警察官署ニ於テ天災又ハ建物ノ構造ニ就キ危険ノ虞アリト認メタルトキハ劇場及諸藝場ノ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

第六條 劇場諸藝場ノ持主其所在地ニ住居セザルトキハ管理人ヲ定メ警察官署ヘ届出ツヘシ

第二章 常設劇場

第七條

- 一 柱礎棟梁其他ノ材料ハ堅固ナルモノヲ用キ屋上ハ不燃質物ヲ以テ葺クヘシ
- 二 建物ノ周圍ハ三間以上(道路河川ニ沿フモノハ已ムヲ得サル場合)ノ空地ヲ存スヘシ
- 三 建物ノ前面ニハ出入口二箇所以上側面ニハ各一ヶ所以上ノ非常口ヲ設クヘシ但出入口非常口ハ共ニ幅二間高サ七尺以上トシ扉ハ外開キ又ハ引戸ニ爲スヘシ
- 四 建物ノ側面及後面ニハ外構ヲ繞ラシ其正面ハ建物ノ前面ニ連續セシメ之ニ幅二間高サ七尺以上ノ非常口各一箇所ヲ設クヘシ但扉ハ外開キ又引戸ニ爲スヘシ
- 五 外構ノ牆壁ハ一丈以上コシテ外部ヨリ見透サ、ル様設クヘシ
- 六 建物ノ周圍ニハ下水ヲ設ケ不燃透質物ヲ用キヘシ
- 七 棧敷平場等ハ溜テ板張又ハ疊敷ニ爲スヘシ
- 八 平場ニハ天井ヲ許ケ座席一樹ハ曲尺三尺二寸以上トシ縦ハ二樹毎ニ横ハ四樹毎ニ八寸以上ノ通路ヲ設クヘシ
- 九 平場ノ中央ニハ左右ノ外廊下ヘ達スル二尺以上ノ通路ヲ設クヘシ
- 十 平場ノ出入口ハ追込席ノ左又ハ右ニ設ケ幅各三尺以上ト爲スヘシ
- 十一 棧敷ニハ幅二尺以上ノ通路ヲ存シ天井ハ床上ヨリ七尺以上ノ高サニ設クヘシ
- 十二 棧敷及階段ニハ堅牢ナル扶欄ヲ付スヘシ
- 十三 棧敷ニハ階段各二ヶ所以上ヲ設ケ幅四尺以上踏上下六寸以下蹴込ミ八寸以上ト爲スヘシ但其一箇所ハ前面ノ出入口ヘ通セシムヘシ
- 十四 天井ニハ相當ノ空氣抜ヲ設ケ周圍ニ若干ノ窓牖ヲ設クヘシ

第十五

樂屋及藝人ノ休憩室ハ場外ヨリ見透サ、ル様設クヘシ

十六 舞臺ノ右傍花道脇ノ高所ニ警察官吏ノ臨時檢席ヲ設クヘシ

十七 便所ハ出入口ヲ閉鎖シ得ヘキ様構造シ其尿壺ハ不燃透質ノ物ヲ用キ且ツ一人別仕切ヲ爲シ臭氣抜ヲ附スヘシ

十八 湯殿ノ流シ場ハ不燃透質物ヲ用キヘシ

十九 非常用ノ爲メ井戸二箇所以上ヲ設ケ開閉シ易キ蓋ヲ爲スヘシ但用水ノ便アルモノハ此限ニアラス

第八條 非常用トシテ唧筒又ハ相當ノ火防具ヲ備フヘシ

第九條 觀客ノ定員ハ一樹四人詰トシ追込席ハ一坪ニ付十四人ノ割合ニ爲スヘシ但十二歳未満ノ者ハ二人ヲ以テ一人ニ算シ三歳未満ハ算入セス

第十條 觀客ノ定員ハ高場平場追込席等ノ區別ヲ爲シ場内見易キ場所揭示スヘシ

第十一條 非常口ニハ平假名ヲ以テ大書シタル標札ヲ掲クヘシ

第三章 諸藝場

第十二條 諸藝場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 第七條中第一項第七項第十四項第十五項第十七項ニ據ルヘシ

二 建物ト道路トノ間ハ一間以上非常口ノ外方ハ道路ニ達シ得ヘキ三尺以上ノ空地ヲ存スヘシ

三 二階席又ハ棧敷ニハ幅四尺以上蹴込ミ八尺以上踏上下六寸以下ニシテ堅牢ナル扶欄ヲ附シタル階段ヲ設クヘシ但客席十六坪以上ニ係ルモノハ階段二個以上ヲ設クヘシ

四 建物ノ前面及左右ノ側面ニハ幅並高サ五尺八寸以上ノ非常口ヲ設クヘシ扉ハ外開キ又ハ引戸ニ爲スヘシ



- 五 棧敷ニハ幅一尺以上ノ通路ヲ附スヘシ
- 六 全場ヲ見通シ得ヘキ場所ニ警察官吏ノ臨檢席ヲ設クヘシ
- 第十三條 諸藝場ニハ相當ノ消防具ヲ備フヘシ
- 第十四條 第二章中第十條第十一條ハ本章ニモ之ヲ適用ス

第四章 假設劇場及諸藝場

- 第十五條 劇場又ハ諸藝場ニ充用スル爲メ一時小屋掛ヲ爲スモノハ堅牢ヲ主トシ仍ホ左ノ制限ニ從ヒ開場四十八時間前ニ警察官署ニ届出檢査ヲ受クヘシ  
其既設ノ建物ヲ使用スルモノ亦之ニ準ス
  - 一 總テ外圍ハ不潔ノ綿布又ハ破損ノ席等ヲ用キヘカラス
  - 二 棧敷ハ扶欄及階段ヲ附シ平場ハ濕氣ノ透ラサル様裝置スヘシ
  - 三 樂屋ハ外部ヨリ見透サ、ル様裝置スヘシ
  - 四 便所ハ一隅區畫シ適宜見隠シヲ設クヘシ
  - 五 全場ヲ見通シ得ヘキ場所ニ警察官吏ノ臨檢席ヲ設クヘシ
- 第十六條 前條ノ場所社寺境内又ハ他人ノ地所建物ニ係ルトキハ其届書ニ管理者若クハ持主ト連署スヘシ
- 第十七條 一時ノ小屋掛ニ係ルモノハ其興行終リタル後七日以内ニ取拂フヘシ既設ノ建物ヲ充用シタルモノハ其裝置ヲ撤去スヘシ
- 第十八條 競馬曲馬打毬ノ類ハ馬場周圍ノ柵欄又ハ棧敷等ノ構造ヲ堅牢ニシ興行二十四時間前ニ警察官署ニ届出テ檢査ヲ受クヘシ
- 第十九條 本章假設劇場及諸藝場建設ノ場合ニ於テハ興行ノ種類ヲ併セテ届出ルモ妨ケナシ

第五章 罰 則

- 第二十條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日ノ拘留又ハ拾錢以上壹圓以下ノ科料ニ處ス
    - 一 第一條並第十五條第十八條ノ規定ニ依ラスシテ劇場及諸藝場ヲ建設シ又ハ改造並ニ變更ヲ爲シタル者
    - 二 第二條ノ檢査ヲ受ケス又ハ改造ノ命令ニ違ヒタル者
    - 三 第四條及第六條ノ届出ヲ爲サ、ル者
    - 四 第五條ノ命令ニ從ハサル者
    - 五 第十條第十一條第十四條第七條ニ違ヒ警察官吏ノ督促ニ從ハサル者
- 第六章 附 則
- 第二十一條 從來ノ演劇場及諸興行場ニシテ本則ノ制限ニ牴觸スル位置及構造ハ改築ノトキ本則ニ據ルヘシ若シ危險ノ虞アリト認ムルモノハ特ニ改造ヲ命スルコトアルヘシ

縣令第二十六號 明治二十七年三月十九日  
演藝取締規則左ノ通相定ム

演藝取締規則

第一章 總 則

- 第一條 演劇又ハ諸藝ヲ興行セントスルモノハ左ノ事項ヲ記載シ二十四時間前ニ警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ但異動ヲ生シタルトキハ即時届出ヘキモノトス(三二縣一五改正)
- 其奉納又ハ餘興ニ係ルモノハ第一項第二項ノミナ二十四時間前ニ届出ヘシ

一 場所

二 興行日数及開場時間

三 演藝ノ種目及藝題

四 演藝人ノ住所氏名年齢但鑑札アルモノハ其寫

五 本戸錢場代見料及下足料

第二條 演劇以外ノ諸藝ニシテ奉納又ハ餘興ニ係ルモノハ無號第一號第二號第三號第四號ノ事項ヲ記載シ開場前ニ警察官署ニ届出ヘシ(ク)

第三條 演藝時間ハ日出ヨリ夜間十二時ヲ限リトス

第四條 本戸口及場内見易キ場所ニ左ノ各項ヲ揭示スヘシ

一 入場者ノ心得書

二 本戸錢場代、見料及下足料

三 火鉢糞盆、茶代及蒲團貸料

第五條 警察官吏ニ於テ風俗ヲ紊リ又ハ治安ニ害アリト認メタルトキハ其興行ノ全部若クハ一部ヲ停止スルコトアルヘシ

第六條 演藝中人ノ毀譽ニ關スル事項ハ直接關係人ノ申請ニ依リ警察官署ニ於テ其部分ヲ停止スルコトアルヘシ

第七條 煙火其他火技ヲ用キル演藝ハ適當ノ豫防ヲ爲サシテ舉行スヘカラス

第八條 觀客ハ定員ヲ超過スヘカラス又觀客ヲ猥リニ樂屋ニ入ラシムヘカラス

第九條 興行中ハ場内ヲ清潔ニシ便所ハ毎日一回以上掃除ヲナシ時々防臭劑ヲ撒布スヘシ

第十條 燈火ハ電氣又ハ火止石油等火災ノ虞ナキモノヲ用キ墜落載倒ノ虞ナキ様裝置スヘシ但物

ニ觸レ易キ場所ハ不燃質物ヲ以テ豫防スヘシ

第十一條 興行中ハ表出入口及非常口ヲ直ニ開放シ得ヘキ準備ヲ爲シ置クヘシ

第十二條 強テ本戸札等ヲ賣附ケ又ハ通行人ニ入場ヲ勸ムヘカラス

第十三條 何等ノ名義ニ拘ハラズ抽籤其他射伴ノ方法ニ依リ觀客ニ物品ヲ與フヘカラス

第十四條 本戸錢場代其他定額アルモノ、外種々ノ名義ヲ以テ出金ヲ促スヘカラス

第十五條 興行中出火アルトキハ速ニ其方向ヲ觀客ニ示シ近火ノ場合ニ於テハ直ニ非常口ヲ開放スヘシ

第二章 演 劇

第十六條 演劇ハ脚本ヲ製シ興行十五日前ニ縣廳ヘ差出シ検査ヲ受クヘシ但從來有觸レタルモノハ此限ニアラス

興行權アルモノ其他官廳検査済ノモノハ其脚本ヲ興行届ト共ニ警察官署ニ差出シ檢閲ヲ受クヘシ

第十七條 演劇ハ男女混淆シテ興行スルコトヲ許サス但十二歳未満ノモノハ此限ニアラス

第十八條 演劇ニシテ大入興行ヲ爲ストキハ警察官署ハ一ヶ所又ハ數ヶ所ノ本戸札賣捌所ヲ設ケシムルコトアルヘシ

第三章 諸 藝

第十九條 劇場以外ニ於テ大道具ヲ用キ演劇ヲ爲ス可ラス

第二十條 小家掛ヲ要セサル諸藝ト雖モ場所ヲ定メテ興行ヲ爲スモノハ其郡度警察官署ニ届出ヘシ

第二十一條 歌舞音曲ノ復習會ヲ爲サントスルモノハ場所及種類ヲ其舉行前ニ警察官署ニ届出ヘシ

第二十二條 祭式ノ古例ニ係ルモノハ本則ヲ適用スル限ニアラスト雖警察官署ニ於テ危險ノ虞アリト認ムルトキハ相當ノ豫防方法ヲ命スルコトアルヘシ

第四章 入場者心得

- 第二十三條 劇場及諸藝場ニ於テハ何人ト雖モ左ノ各項ヲ遵守スヘシ若シ之ニ觸レ制止ヲ肯ンセサルトキハ警察官吏ハ退場ヲ命スルコトアルヘシ
- 一 飲食物其他ノ物品ヲ投棄シ又ハ喧噪ニ涉リ他人ノ妨害ヲ爲スヘカラス
  - 二 演藝中舞臺ニ昇リ又ハ花道ヲ徘徊スヘカラス
  - 三 演藝中冠帽其他ノ行爲ヲ以テ他人ノ妨害ヲ爲スヘカラス
  - 四 袒褻裸体頰被鉢卷等ヲ爲ス可ラス
  - 五 觀客ハ樂屋ニ入ル可ラス

第五章 罰 則

- 第二十四條 左ノ諸件ヲ犯シタルモノハ刑法第四百二十八條第五項ニ依リ一日ノ拘留又ハ拾錢以上壹圓以下ノ科料ニ處ス
- 一 第一條第二十條第二十一條ノ規定ニ依ラスシテ演劇及諸藝ヲ興行シ又ハ歌舞音曲ノ復習會ヲ爲シタル者
  - 二 第二條第三條第七條第八條第十條第十二條第十三條第十四條第十五條第十七條第十九條ニ違背シタル者
  - 三 第四條第九條第十一條ニ違ヒ警察官吏ノ督促ニ從ハサル者
  - 四 第五條第六條第十八條第二十三條ノ命令ニ從ハサル者

縣令第二十七號

明治二十七年三月十九日

觀物場取締規則左ノ通相定ム

觀物場取締規則

- 第一條 本則ニ於テ觀物場ト稱スルハ凡左ノ種類ヲ衆庶ノ觀覽ニ供スル場所ヲ云フ
- 一 視目鏡、動植物及生人形、工藝物ノ類
  - 二 猿舞、犬藝其他禽獸ノ諸藝
  - 三 眺望閣、パノラマ、八幡知ラス(方言歌)ノ類
- 第二條 觀物場ヲ開設セントスルモノハ其種類場所、日數、時間、木戸錢、見料等ヲ記載シ二十四時間前ニ警察官署ヘ届出ヘシ但異動ヲ生シタルトキハ即時届出ルモノトス
- 第三條 眺望閣、パノラマ及常置ノ觀物場ヲ建設セントスルモノハ着手前其場所及構造圖面並仕様方法等ヲ警察官署ニ届出認可ヲ受ケ落成ノ上ハ更ニ檢査ヲ受クヘシ
- 第四條 廢場又ハ持主ノ變更移住改氏名等ノ場合ハ五日以内ニ警察官署ヘ届出ヘシ但持主ノ變更ニ係ルモノハ双方連署スヘシ
- 第五條 社寺境内ヲ使用スルトキハ允許書ノ寫ヲ添ヘ其一時ニ係ルモノハ管理者ト連署スヘシ
- 第六條 假設觀物場ノ外圍ハ不潔ノ簾等ヲ用キルコトナク棧敷ハ扶欄及階段ヲ附シ堅牢ニ構造スヘシ但便所ハ一隅ニ區劃シ適宜見隠シヲ設クヘシ
- 第七條 木戸錢場代見料下足料ハ木戸口其他ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ
- 第八條 何等ノ名義ニ拘ラス抽籤其他射伴ノ方法ニ依リ觀客ニ物品ヲ與フヘカラス

- 第九條 寶物ニ相違シタル看板ヲ掲ケ若クハ虛偽ノ廣告ヲ爲スヘカラス
- 第十條 燈火ハ電氣又ハ火止石油等火災ノ虞ナキモノヲ用キヘシ
- 第十一條 開場ハ日出ヨリ夜間十二時ヲ限リトス
- 第十二條 強テ通行人ニ觀覽ヲ勸メ又ハ定額外ノ出金ヲ促スヘカラス
- 第十三條 動物ハ其種類ニ依リ柵欄繫鎖等ヲ以テ適宜危害ヲ豫防スヘシ
- 第十四條 惡臭又ハ毒氣ヲ發散スルモノハ防臭消毒ノ方法ヲ爲スヘシ
- 第十五條 ノ二 神宮正殿其他宮城内ニ係ル一切ノ模型ハ觀覽ニ供スヘカラス(三五縣四七追加)
- 第十六條 不具ノ人体其他風俗ヲ案リ又ハ治安ヲ害スル物品ヲ觀覽セシメ若クハ此等ノ所作ヲ演セシムヘカラス
- 第十六條 警察官署ニ於テ天災又ハ建物ノ構造ニ付危險ノ虞アリト認メタルトキハ一時閉場ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十七條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十八條第五項ニ依リ一日ノ拘留又ハ拾錢以上壹圓以下ノ科料ニ處ス
  - 一 第二條第三條ノ規定ニ依ラスシテ觀物場ヲ開設シ又ハ第四條ノ届出ヲ爲サ、ル者
  - 二 第七條第十三條第十四條ニ違ヒ警察官吏ノ督促ニ從ハサル者
  - 三 第八條第十條第十一條第十二條第十四條ノ二ニ違背シタル者(三五縣四七本號中追加)
  - 四 第九條第十五條ニ違ヒ警察官吏ノ制止ニ從ハサル者
  - 五 第十六條ノ命令ニ從ハサル者

第一四六號(訓令)

明治二十七年五月十四日

警察署 同分署

巡查受持區規程別紙ノ通相定ム  
(別紙)

巡查受持區規程

第一章 總則

- 第一條 警察署及分署ノ管内ヲ數區ニ分テ每區巡查一人ヲシテ受持タシムヘシ
- 第二條 受持區ハ總テ管區ト稱シ左ノ三種ニ分ツ
  - 第一 市部管區
  - 第二 所屬管區
  - 第三 駐在管區
- 第三條 巡查ハ總テ管區内ニ居住セシメ其住所ヲ市部及署所在地ハ宿所鄉村ハ駐在所ト稱スヘシ
- 第四條 巡查ノ宿所及駐在所派出所ニハ其標札ヲ掲クヘシ  
但駐在所及市部ノ宿所ニハ仍ホ標燈ヲ掲クルモノトス
- 第二章 分畫及派出所
- 第五條 市部管區ハ各町ノ區域ニ依リテ規畫シ其分割ヲ要スル場所ハ町村何丁目何切ノ類ハヲ以テ限ルモノトス
- 第六條 所屬管區ハ其ニ所在ノ町村ヲ限リ大字若クハ小字又ハ町名等ニ依リテ規畫スルモノトス
- 第七條 署所在地接續ノ町村ニシテ駐在管區トナシ難キ地ハ便宜所屬管區ニ編入スルコトヲ得  
但駐在管區ニ分屬セシムヘカラス

第八條 駐在管區ハ一町村ヲ限リ又ハ數町村ヲ合セタル區域ニ依ルモノトス

但入口多キ町村ハ之ヲ二管區以上トナスコトヲ得

第九條 市部及署所在地樞要ノ場所ニ巡查派出所ヲ設ケ市部ハ四又ハ六管區署所在地ハ三管區ヲ以テ其所屬トスヘシ

第十條 六管區所屬ノ派出所前ニハ立番位置ヲ設クヘシ四管區以下ノ地ニ於テモ其必要ニ應シテ之ヲ置クコトヲ得

第三章 巡行區及警邏線

第十一條 派出所アル地ハ每所屬管區内ヲ一巡行區トシ其他ノ署所在地ハ適宜數管區ヲ合セテ一巡行區トナスヘシ

第十二條 駐在管區ハ總テ巡行區ヲ設ケス一町村ニ二管區以上アル地ハ便宜之ヲ合セテ巡邏セシムルコトヲ得

第十三條 每巡行區ニ一時間又ハ二時間ノ警邏線路ヲ定ムヘシ其巡行區ノ設ケナキ屬管區モ亦同シ

第十四條 警邏線ハ土地ノ模様ニ依リ重複セシムルハ妨ケナシト雖トモ一巡行區ニ三線ヲ以テ定度トスヘシ

第十五條 駐在管區ニハ警邏線ヲ設ケス土地ノ模様及勤務時間ノ割合ニ依リテ適宜其回数ヲ定ムヘシ

第十六條 警邏線ハ一時間凡三十丁ヲ度トス其線路ノ定メナキ地ハ坦道凡六里險路五里ヲ以テ一日ノ巡行程ト爲スヘシ

第四章 雜 則

第十七條 市部及署所在地ハ每巡行區内ヲ以テ一組トナシ駐在管區ハ必要ト認ムル地ニ限リ二管區以上適宜組合セ各其組長ヲ置クヘシ(二七訓二八一改正)

但署所在地ニシテ一管區ナルトキハ駐在管區ト組合スルコトヲ得

第十八條 駐在所ハ成ルヘク町村役場接近ノ地ニ置キ權ニ移轉スヘカラス止ヲ得サル場合ハ事由ヲ具シテ警部長ニ稟請スヘシ

第十九條 管區ハ濫リニ増減變更スルコトヲ得ス止ムヲ得サル場合ハ事由ヲ具シテ警部長ニ稟請スヘシ

但第七條ノ場合モ之ニ準ス

第二十條 巡查宿所ニ乏シキ地ハ事由ヲ具シ警部長ノ認可ヲ經テ隣管區ニ假住セシムルコトヲ得(離形略ス)

訓令第五十號 明治二十七年七月三日

警察署 同分署

町村役場

消防組ヲ設置セサル地ノ町村長ハ火災ノ狀況ニ依リ其町村ノ費用ヲ以テ消防組ノ應援ヲ所轄警察官署ニ要求スルコトヲ得

第二四七號 (訓令) 明治二十七年八月七日

警察署 同分署

巡查精勤證書授與手續左ノ通相定ム

巡查精勤證書授與手續

- 第一條 巡查精勤證書ノ授與ハ該規則及此手續ニ從ヒ毎年三月及九月ニ於テ之ヲ行フ
- 第二條 警察署長分署長ハ毎年二月及八月中ニ於テ規則第三條ノ資格者ヲ調査シ別紙様式ニ依リ其授與方ヲ開申スヘシ(三一訓二三七追加)
- 第三條 規則第四條ニ該當シ過誤失錯ニ依リ處分ヲ受ケタル後勤績精勤セシモノハ其處分翌月ヨリ起算シ同則第三條ニ適合スルトキニ於テ開申スヘシ
- 第四條 (三一訓一九五削除)
- 第五條 精勤證書ハ規則第四條ノ外仍ホ左ノ各項ニ該當スルモノニハ之ヲ授與セス
  - 一 滿一ケ年間ニ於テ缺勤八日以上(多年勤績ノモノハ之ヲ通算シ其割合ニ應スル範圍ヲ超ヘサルモノハ妨ケナシ)アルモノ
  - 二 滿一年以内百分ノ二十以下懲罰一回アルモノト雖モ故意ニ出テ其情狀重キモノ
  - 三 看守ヨリ巡查ニ轉シ爾後滿三年ニ至ラサルモノ
- 第六條 精勤證書ヲ受ケタル後左ノ各項ニ該當スルモノハ之ヲ沒收ス
  - 一 懲罰例ニ依リ免職シタルトキ
  - 二 素行修テサルノ所爲アリ處分シタルトキ
  - 三 退職後ト雖トモ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 第七條 警察署長分署長ニ於テ前條第三項ニ適合スルモノアルヲ認メタルトキハ直ニ警部長ニ報告スヘシ
- 第八條 精勤證書ヲ亡失シタルモノアルトキハ警察署長分署長ニ於テ審査シ更ニ授與ノ申請ヲ爲スモノトス  
但退職後ニ係モルノハ直接警察部ヘ申出ヘキ旨ヲ指示スヘシ(三一訓二三七追加)

(書式略ス)

第二七七號 (訓令)

明治二十七年九月十七日

警察部各課所 警察署  
同 分 署 驅 使 院

巡查及雇員解職規程左ノ通定ム

但從前ノ令達中本規程ニ關スル條項ハ總テ取消トス

巡查及雇員解職規程

- 第一條 巡查ハ其誓約期限内ニ辭職スルコトヲ得スト雖モ左ニ記載スル事情ノ一アル者ハ特ニ之ヲ許スコトアルヘシ
  - 一 職務ニ堪ヘサル疾病ニ罹リタル者
  - 二 父母奉養又ハ家政整理ノ爲メ歸郷セサルヘカラサル事情アル者
- 第二條 雇員ノ退職ハ其情請ニ任スト雖モ第三條第四條第五條ノ事實アルモノハ直ニ免職若クハ旨ヲ諭シテ辭表ヲ呈出セシムヘシ
- 第三條 巡查及雇員疾病若クハ負傷等ニ依リ引續缺勤九十日ヲ超ユル者又ハ老朽其他ノ事情ニ因リ職務ニ堪ヘスト認ムル者ハ旨ヲ諭シテ辭表ヲ呈出セシムヘシ
- 第四條 巡查及雇員左ニ記載スル事項ノ一ニ該ル者ハ懲罰例ニ準シテ免職スヘシ
  - 一 巡查懲罰數回ニ至ルモ改悛ノ狀ナキ者
  - 二 懲戒例若クハ懲罰例ニ依リ免職後ニケ年未滿ナルヲ包藏シテ就職シタル者

- 三 巡查誓約期限内ニ強テ辭表ヲ差出シタル者
- 四 怠慢甚クシテ職務ヲ放棄スルニ至リタル者
- 五 正當ノ手續ヲ履マスシテ三日以上缺勤シタル者
- 六 素行修ラシテ職ノ體面ヲ汚シタル者
- 第五條 巡查及雇員禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ事犯嫌疑ニ依リ拘留セラレタル者ハ總テ免職ス其職務ニ原因シタル者ハ旨ヲ論シテ辭表ヲ呈出セシムルコトアルヘシ
- 第六條 巡查及雇員辭職願出タルトキハ誓約期限内ト否トニ拘ハラヌ所屬長ニ於テ事實ヲ審査シ意見ヲ附シテ進達スヘキモノトス
- 第七條 第一條第一項ニ係ル者ハ警察醫又ハ所屬長ノ指名シタル醫師ノ診斷書ヲ添付セシムヘシ
- 第八條 第一條第二項ニ係ル者ハ所屬長ヨリ原籍警察官署ニ照會ヲ爲ス等適宜ノ方法ヲ以テ其事實ヲ明カナラシメ其旨意見書ニ附記スヘシ
- 第九條 第三條ニ該ル者アルトキハ所屬長ノ具申ニ依リ警部長ニ於テ諭旨狀ヲ發シ其辭表ハ所屬長ヨリ速ニ進達スヘキモノトス
- 但第三條前段ニ於ケル具申書ニハ豫後ヲ明記シタル診斷書ヲ添ユヘキモノトス(三一訓一八四追加)
- 第十條 第四條及第五條ニ該ル者アルトキハ速ニ所屬長ヨリ其事實ヲ詳具スヘキモノトス
- 但第四條第五項及第六項ニ該ルモノハ本人ノ手續書若ハ待罪書ヲ添ヘ第五條後段ノ場合ニ於テハ第九條ノ手續ニ依ルヘシ(三一訓一八四改正)
- 第十一條 本規程ニ於テ雇員トアルハ警察及衛生ニ屬スル事務並技術上ニ使用スル月給雇ヲ總稱ス但愛知本支病院ノ職員ハ此限ニアラス

第二七八號 (訓令) 明治二十七年九月十七日

警察署 同分署

明治十七年九月警甲第五十一號達警察官吏事務受渡心得別紙ノ通改定ス  
(別紙)

警察署分署事務受渡規程

- 第一條 警察署長分署長更迭ノトキハ本規程ニ依リ事務ノ受渡ヲ爲スヘシ
- 第二條 事務受渡ハ前後兩署長立會ノ上之ヲ行フヘシ(三一訓一五二改正)
- 第三條 後任者未定ナルカ又ハ其着任後ル、トキハ署務代理スヘキ署員ニ之ヲ引渡スコトヲ得但高等警察ニ屬スルモノハ此限ニアラス
- 第四條 署務代理者ニ於テ引渡ヲ受ケタル事務ハ後任署長着任ノ上更ニ之ヲ引繼クヘシ
- 第五條 事務引渡方ハ第一號書式ノ引渡書ニ引渡物件目錄ヲ添フヘキモノトス
- 第六條 重要事件ニシテ未決ノモノハ從來着手ノ要領ヲ目錄ニ記載シ之ヲ引渡スヘシ但特ニ意見アルトキハ其大要ヲモ附記スヘシ
- 第七條 事務引渡ノ當時ニ於ケル管内ノ狀況ハ勿論既往ノ事跡ト雖モ將來ノ參考トナルヘキモノハ詳細陳述シ置クヘシ
- 第八條 引渡物件中金錢ハ勿論得遺失物其他ノ領當品ハ取扱主務員ヲシテ一々點檢セシムヘシ
- 第九條 未決事件若クハ金錢物品ニ關スル處置上成規ニ違フ等ノ事由ニ依リ繼續處分シ難キモノハ警部長ノ指揮ヲ請フヘシ

第十條 事務受渡ヲ了シタルトキハ後任者ヨリ第一號書式ノ領收書ヲ前任者ニ交付シ連署ヲ以テ受渡  
結了ノ旨ヲ警部長ニ申報スヘシ

第十一條 事務引渡物件目録ノ種類概テ左ノ如シ(三一訓一五二改正)

- 一 未決重要事件目録
- 一 本書ハ通常事件ト機密事件トヲ各別ニ記載シ一事件毎ニ第六條ニ規定ノ事由ヲ附記スルモノトス
- 一 準備金目録
- 一 本書ハ本縣會計規則第四十條乙ノ二項ニ依リ保管スル金員ヲ記載シ證憑書類アルモノハ之ヲ添フヘシ

一 現在簿目録

本書ハ現在簿目録ノ員數ヲ其類別ニ記載スルモノトス但成規ノ帳簿目録ヲ以テ代用スルモ妨ケナシ

附 則

第十二條 所轄町村ノ組替アルトキハ本則ニ準シ其部分ニ屬スル事務ノ受渡ヲ爲スヘシ

第十三條 警部及巡查部長轉免ノトキハ本則ニ準シ其擔當事務ノ受渡ヲ爲スヘシ

第十四條 管内勤巡查ニ係ルトキ亦同シ

第十五條 管區受持巡查轉免ノトキハ戶口臺帳其他ノ諸帳簿ノ受渡ヲ爲サシムヘシ(三一訓一五二改正)

第十五條 前條受渡ノ際ハ犯罪搜查其他着手中ノ事件ハ勿論受持區内ノ狀況ヲ詳細陳述セシムヘキモノトス

(書式略ス)

第三一〇號 (訓令) 明治二十七年十一月五日

警察署 同分署

明治二十四年三月無號訓令巡查休暇細則別紙ノ通改正ス

(別紙)

巡查休暇細則

第一條 巡查皆勤ノ者ニハ所屬長ニ於テ概則(巡查看守休暇細則ヲ云フ以下同シ)第二條ノ例ニ依リ其休暇ヲ與フルモノトス(二八訓三七改正)

第二條 皆勤日數ノ計算方ハ左ノ例ニ依ルヘシ(二八訓三七改正)

- 一 新任者ハ勤務ニ就キタル日缺勤者ハ其出勤ノ日ヨリ起算シ三百六十五日ヲ以テ一ケ年トシ百八十三日ヲ以テ半ケ年トス其一ケ年以上ニ及フモノ亦同シ(三三訓二三二改正)
- 二 概則第三條ノ外職務上傳染病ニ罹リ其治療中ノ日數及内勤ニ屬スル一般ノ休日ハ總テ皆勤日數中ニ算入ス

三 休職、忌引、慰勞休暇及傳染病ノ爲メ出勤ヲ停止セラレタル日數ハ皆勤又ハ缺勤中ヨリ控除シテ其前後ヲ通算ス

第三條 休暇ハ其皆勤一ケ年又ハ半ケ年ニ滿テタル翌日ヨリ起算シ滿一ケ年ヲ經過スルトキハ之ヲ給與スルコトヲ得ヌ(二八訓三七改正)

但滿五年以上ニ及フモノハ此限ニアラス

第四條 半ケ年ノ休暇ヲ與ヘシ者ニハ次ノ半ケ年皆勤ヲ通算シテ一ケ年ノ皆勤休暇ヲ與フルコトヲ得ヌ(三三訓二三二本條中削除)

第五條 休暇ハ該期限内ニ於テ適宜ニ與フヘシト雖トモ皆勤ノ前後又ハ抽籤ヲ以テ其順番ヲ豫定シ置



シコトナ得

但本人等ノ協議ニ任カシテ之ヲ定メサルモ妨ケナシ

第六條 事務繁劇ノ場合ハ前條ノ順序ヲ變更スルハ勿論或ハ全ク休暇ヲ與ヘス若クハ之ヲ與ヘタル後半ハニシテ出勤ヲ命シ其殘日數ヲ消滅セシムルコトアルヘシ

第七條 病氣引籠、父母看病等ノ缺勤者ニ對シテ休暇ヲ與ヘ其缺勤日數ノ全部又ハ幾部ヲ補填セシムル等ノコトアルヘカラス

第八條 休暇中事務繁劇ノ爲メ又ハ出火其他非常事變等ニ際シ臨時出勤シタルモノハ其執務六時間ニ滿タサレハ仍ホ休暇中ト見做スヘシ

第九條 休暇中旅行スルモノハ更ニ所屬長ノ認可ヲ受クヘシ旅行中若シ疾病其他ノ事故ニ依リ滯滞スルトキハ巡查缺勤規程第十六條ノ例ニ從フヘシ

第三九二號 (訓令) 明治二十七年十二月二十七日

警察署 同 分署

警察公文例左ノ通告正明治二十八年一月一日ヨリ施行ス

但明治二十一年ニ訓令第三號訓示及示令公布式ノ件ハ本令實施ノ日ヨリ廢止ス

警察公文式

第一條 警察署及分署ニ對スル知事ノ訓令ニシテ警察部ノ發議ニ係ルモノハ其週報ニ登載スルヲ以テ頒布ノ式トス

第二條 警部長ノ名ヲ以テ其所部ノ官署ニ示達スルモノハ左ノ三種トス

示令

普通警察及衛生ニ關スル事項  
ヲ其官署ニ宛テ示スルモノ

内示

普通警察及衛生ニ關スル事項  
ヲ部屬長宛ニテ示スルモノ

秘示

高等警察ニ關スル事項ヲ警察  
署長及分署長ニ示スルモノ

第三條 警部長ノ示達ハ各順次番號ヲ付シ仍ホ其定規ニ係ルモノハ甲一時ニ屬スルモノハ乙字ヲ冠用スルモノトス

但數署ヲ限リ又ハ警察署分署以外ニ係ルモノハ其號外トス

第四條 警部長ノ示達中示令甲號ハ警察週報ニ登載スルヲ以テ發布ノ式トシ其他ノモノハ各別ニ配布スルモノトス

第五條 警部長ノ命ニ依リ主務課長ノ名ヲ以テ傳達ヲ爲スモノハ特ニ番號ヲ付シ警察週報ニ登載スルヲ例トス

但一時ニ屬スルモノハ號外トシテ各別ニ發送スヘシ

第六條 示令及内示ノ書式左ノ如シ

但秘示ハ内示ノ例ニ準ス

示令甲又ハ乙第何號

警察署 分署

、規則別紙又ハノ通相定ム、改正ス、又ハ、スヘシ、心得ヘシ、取計フヘシ

年 月 日 愛知縣警部長氏名

内示甲第何號又ハ、、左又ハノ通改正ス、規則中、増減ス、セラルヘシ、心得ラルヘシ、取計ハルヘシ

年月日

何々警察署長警部 氏名 殿

第七條 課長ノ傳達ニ係ル書式左ノ如シ

警部何號

、、、、、右ハ警部長ノ命ニ依リ及御傳達候也

年月日

何々警察署長警部 氏名 殿

週報ニ登載スルモノハ各警察署分署長殿警察部何々課長ト略記スルヲ例トス

第八條 知事又ハ警部長ニ對スル進達書ニハ其事項ニ應シ左ノ前書ヲ置クモノトス

知事ニ宛ツルモノ

何々ノ義上申、具狀、伺

、警部長ニ宛ツルモノ

何々ノ義稟議、開申、報告、申請

第九條 前條進達書ノ結文ハ左ノ例ニ依ルヘシ

但別ニ書式アルモノハ此限ニアラス

知事ニ宛ツルモノ

、、、、、此段又、及上申、及具狀、相伺候也

年月日

何々警察署長

警部 氏名 印

愛知縣知事 氏名 殿

警部長ニ宛ツルモノ

、、、、、此段又、及稟議、及開申、及報告、及申請候也

年月日

愛知縣警部長 氏名 殿

第十條 稟議ニ對スル警部長ノ指令ハ左ノ例ニ依ルヘシ

明治何年何月何日付名發又ハ第何號

、、、之趣ハ、ト心得ラルヘシ取計ハルヘシ又ハ其意見ノ通又ハ認可ス

年月日

愛知縣警部長 氏名 印

何々警察署長警部 氏名 殿

第十一條 前各條ノ外縣令、訓令、告示、及官民ニ對スル指令書式ハ本廳處務細則附録ノ例ニ依リ普通ノ往復文書ハ關係官署ノ如何ヲ分タヌ總テ從來ノ慣例ニ從フヘシ

縣令第一號 明治二十八年一月十四日

宿屋營業取締規則左ノ通改正ス

但明治二十年七月縣令第七十八號宿屋取締規則ハ本則實施ノ日ヨリ廢止ス

宿屋營業取締規則

第一條 本則ニ於テハ宿屋ヲ左ノ三種ニ分ツ

- 一 旅人宿 一泊毎賄料ヲ得テ止宿セシムルモノヲ謂フ
- 二 下宿屋 賄料ノ月額ヲ約定シテ寄宿セシムルモノヲ謂フ
- 三 木賃宿 飲食ヲ客ノ自辨ニ任セ止宿セシムルモノ其他安泊ノ類ヲ謂フ
- 第二條 宿屋營業ヲ爲サントスルモノハ其種類ヲ記シ客室間取ノ圖面ヲ添へ警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ其支店ヲ設クルトキ亦同シ
- 但客室間取ヲ變更シタルトキハ更ニ届出ヘシ
- 第三條 廢業改氏名又ハ代替ヲ爲シタルトキハ三日以内ニ警察官署ニ届出ヘシ
- 第四條 旅人宿ハ營業認可ヲ得タル後一週間以内ニ其宿泊料(賃賃代)ヲ警察官署ニ届出ヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 第五條 宿屋ハ宿泊人名簿ヲ調製シ別紙第一號様式ニ依リ其發着等ヲ詳記シ警察官吏ノ點檢ニ供スヘシ
- 但本簿ハ最終記載ノ日ヨリ滿三年間之ヲ保存スヘシ
- 第六條 別紙第二號第三號様式ニ依リ其投宿並出發ヲ每日午後十一時其以後ノ分ハ翌日午前九時迄ニ所轄警察官署若クハ派出所駐在所ニ届出ヘシ但派出所駐在所アラサル地ニ於テハ巡回ノ警察官吏ニ之ヲナスコトヲ得(三二縣五九改正)
- 内務省令第三十二號第二條ノ用紙ハ別紙第四號様式ニ依ルヘシ若シ外國人其國語ヲ以テ記載シタルトキハ其儘差出スコトヲ得
- 第七條 宿泊人滞在中外泊シタルモノアルトキハ直チニ其旨ヲ宿泊人名簿ニ記載シ置クヘシ
- 第八條 旅人宿ハ其宿泊料(賃賃代)及人力車馬車賃ノ定額ヲ店頭其他警察官署ノ指定スル箇所ニ掲ケ置クヘシ

- 第九條 旅人宿ハ正當ノ事由ナクシテ宿泊ノ求メヲ謝絶スルコトヲ得ス
  - 第十條 旅人宿ハ宿引ヲ出スハ勿論同業者相通シ又ハ人力車夫ト馴合ヒ其他方法ノ如何ヲ問ハス強テ客ヲ誘引スル等ノコトアルヘカラス
  - 第十一條 旅人宿ノ客席ハ宿泊人一名ニ付少ナクモ一坪半ヲ供スヘシ
  - 但客ノ承諾ヲ得タルモノハ此限ニアラス
  - 第十二條 旅人宿ハ同業者ニアラサル宿泊人ヲ同室セシムルトキハ雙方ノ承諾ヲ受クヘシ
  - 第十三條 旅人宿ハ夜間十二時後歌舞音曲其他喧噪ヲ爲シ宿泊人ノ安眠ヲ妨クル等ノ事アルヘカラス
  - 第十四條 宿屋ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ
    - 一 宿泊人ヲ隱秘シ又ハ宿泊人名簿ノ閱覽ヲ拒ムコトヲ得ス
    - 二 宿泊人ノ承諾ナクシテ來訪者等ヲ濫リニ其室内ニ入ラシムルコトヲ得ス
    - 三 宿泊人ニ對シ遊興ハ勿論演劇其他ノ遊覽ヲ勸誘スルコトヲ得ス
    - 四 宿泊人ノ需メニ依リ人力車等ヲ周旋スルトキハ其定額ノ賃價ヲ超過スルコトヲ得ス
    - 五 宿泊人ノ所有品ヲ質人若クハ賣却ノ周旋ヲ爲シ又ハ宿泊料ノ抵償トシテ之ヲ受取ラントスルトキハ警察官吏ニ申告スヘシ
  - 第十五條 營業上ニ關シ風俗ヲ紊リ又ハ不正ノ所爲アリト認メタルトキハ其認可ヲ取消スコトアルヘシ認可ヲ取消シタルトキハ改悛ノ情アルニアラサレハ再ヒ營業ヲ認可セサルヘシ
  - 第十六條 本則第二條第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十條第十一條第十二條第十三條第十四條ニ違背シタルモノハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス(三二縣五九改正)
- 附 則
- 第十七條 從前許可シタル營業者ハ此際本則第二條ノ届出ヲ要セス

第十八條 名古屋熱田岡崎豐橋及其接續市街ニ於ケル木賃宿營業ハ從前指定シタル區域ニ限ルヘシ  
 第十九條 本則第五條第六條ノ様式ハ明治二十八年二月一日ヨリ施行スヘシ  
 (様式畧ス)(三二縣五九様式中改正)

縣令第十四號 明治二十八年二月十二日

道路取締規則

第一章 通 則

- 第一條 本則ニ於テ道路ト稱スルハ國縣里道及之ニ沿フタル下水、並木敷、玉縁、並橋梁ヲ謂フ但其名稱ナキモ現ニ公衆ヲ通行セシムル場所亦同シ
- 第二條 道路ハ建物ヲ設ケ又軒檐其他ノ物件ヲ出ス等恣ニ使用スルコトヲ得ス
- 第三條 左ノ事項ハ其制限ニ從ヒ道路ニ張出スコトヲ得
- 一 釣看板 地盤ヲ距ル一丈以上ニ限リ二尺以内
  - 二 掲燈 地盤ヲ距ル六尺以上ニ限リ一尺以内
  - 三 日除ケ 支柱ヲ用キス地盤ヲ距ル七尺以上ニ限リ三尺以内但市街ニ於テハ布片(無地)ノ類ニ限ル
- 第四條 左ノ事項ニ係ルモノハ警察官署ノ認可ヲ得テ一時道路ヲ使用スルコトヲ得但第三項第四項ハ其期限ヲ標記スヘシ
- 一 神輿 祭車 舞臺ノ類又ハ提燈屋形ヲ出スコト
  - 二 床店 蓆簀張ヲ設クルコト

- 三 工事ノ爲メ足代板圍繩張ヲ設ケ又ハ竹木土石ヲ置クコト
  - 四 家屋牆壁等ノ傾斜顛倒ヲ防ク爲メ支柱ヲ設クルコト
  - 五 神佛開扉其他ノ廣告標ヲ設クルコト
  - 六 架渡シ日除ケヲ設クルコト
- 第五條 旗柱柵欄齒止石又ハ指道標ハ道敷一尺五寸以内ニ限リ警察官署ノ認可ヲ得テ建設スルコトヲ得
- 第六條 架渡シ日除ケニシテ市街地ニ係ルモノハ支柱ヲ用キルコトヲ許サス又其物質ハ布片(無地)ニ限ルヘシ
- 第七條 市街ニ於テハ道路ニ沿フタル場所ニ便所及塵芥容器等ヲ私設スルコトヲ得ス
- 第八條 第三條以下ノ規定ニ從ヘルモノト雖モ危險又ハ妨害ト認メタルトキハ警察官署ニ於テ其使用ヲ停止シ又ハ撤去ヲ命スルコトアルヘシ
- 第九條 道路ヲ使用シ之ヲ毀損シタルモノハ直ニ原形ニ復スヘシ
- 第二章 安 寧
- 第十條 道路ニ沿フタル場所ニ竹木等ヲ立置クトキハ適當ノ斜度ヲ取り又ハ強靱ナル繩索ヲ以テ之ヲ纏束シ薪炭其他ノ物件ヲ堆積スルトキハ顛倒墜落ノ虞ナキ様裝置スヘシ
- 第十一條 道路ニ沿フタル建設物及樹木崩壞顛仆ノ虞アルモノハ速ニ修理撤却又ハ扶植伐採スヘシ
- 第十二條 道路ヲ經テ建物ヲ移シ又ハ道路ヲ壅塞スヘキ長大ノ物件ヲ運搬セントスルモノハ警察官署ニ届出ヘシ夜中之ヲ道路ニ停メ置クトキハ路傍ニ片寄セ標燈ヲ掲クヘシ
- 第十三條 路上ノ井溝其他危險ノ箇所ニ蓋若ハ防圍ヲ爲シ又ハ竹木土石類ヲ路上ニ置クトキハ標識ヲ設クヘシ

- 第十四條 簷滴ノ道路ヲ毀損スヘキ虞アル軒檐ニハ軒樋及壁樋ヲ設クヘシ但壁樋ハ道敷内ニ出スコトヲ得ス
- 第十五條 道路下水ヲ毀損墜塞シ又ハ路上ノ樹木ヲ採折シ街燈ヲ毀損若ハ消滅スル等ノコトアルヘカラス
- 第十六條 制札標識及報告ノ榜標又ハ招牌邸宅ノ番號札等ヲ毀棄若ハ汚損スル等ノコトアルヘカラス
- 第十七條 路上ノ便所塵芥容器及牆壁其他ノ建設物ニ樂書貼紙等ヲナシ又ハ之ヲ毀棄若クハ汚損スル等ノコトアルヘカラス
- 第十八條 人家稠密ノ場所ニ於テ濫リニ煙火其他爆發質ノ物品ヲ玩フヘカラス
- 第十九條 路上ニ諸車ヲ置キ又ハ薪炭其他ノ物件ヲ排列シテ通行ノ妨害ヲ爲スヘカラス (三二縣三五改正)
- 第二十條 犬其他ノ獸類ヲ嘍シ若クハ驚逸セシメ又ハ繫留ノ牛馬ヲ解放スヘカラス
- 第二十一條 道路ニ於テ荷造、木挽、土捏リ等ノ作業ヲ爲シ又ハ鷄鶩類ヲ飼養スヘカラス (三二縣三五改正)
- 第二十二條 電柱及牆壁等ニ廣告札ヲ掲グルモノハ見苦シカラサル様裝置スヘシ但電柱ニ係ルモノハ高サ七尺以上ニシテ其圓形ニ倣フヘシ
- 第二十三條 祝祭日等ニ際シ松飾、綠門、旗幟ノ類ヲ設クルモノハ通行ノ妨害トナラサル様特ニ注意スヘシ但店飾ハ軒先キ三尺ヲ限ルモノトス
- 第二十四條 露店屋臺等ハ通行ノ妨害ナラサル場所ニ開設シ人道車馬道ノ區別アル個所ニ於テハ車馬道ニ向ッテ之ヲ開クヘカラス但日除ケ風除ケ等ヲ設クルトキハ見苦シカラサル様裝置シ其布片ヲ用キルモノハ無地ニ限ルヘシ

- 第二十五條 路上ノ並木ニ牛馬ヲ繫クヘカラス (三二縣三五改正)
- 第二十六條 路上ノ鐵軌、電柱、電線、電燈及其附屬品ヲ毀損シ若ハ之ニ妨害ヲ爲スヘカラス (三二縣三五改正)

第三章 通行 (三二縣三五改正)

- 第二十七條 夜中燈火ナクシテ牛馬又ハ諸車ヲ牽キ又ハ自轉車ニ乘ルヘカラス (三二縣三五改正)
- 第二十八條 人道車馬道ノ區別アル場所ニ於テハ牛馬、諸車ヲ人道ニ牽入ルヘカラス但人道ニ於テ灌水車ヲ使用シ小兒車ヲ押シ及牛馬諸車ヲ沿道ノ家屋ニ出入スル者ハ此限ニアラル (三二縣三五改正)
- 第二十九條 竹木其他細長ノ物件ヲ市街ニ運搬スルトキハ末口ヲ纏束スル等危険ナキ様注意スヘシ
- 第三十條 牛馬諸車ヲ並ヘ牽キ若ハ濫リニ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲シ又ハ牛馬ヲ繫クコトヲ忽ニスヘカラス
- 第三十一條 軌道ニ據ル諸車ノ通行近ツクトキハ軌道外ニ避ケ其軌道ヲ横切ラントスルトキハ車ノ通過ヲ俟テ通行スヘシ (三二縣三五改正)
- 第三十二條 街角橋上其他往來ノ妨害トナルヘキ場所ニ牛馬諸車ヲ駐止スヘカラス
- 第三十三條 諸車行進フトキハ互ニ左ニ避ケ實車ニ對シテハ空車之ヲ避ケ坂路ハ上リ車ニ於テ避讓スヘシ但軍隊及軍用車ニ對シテハ右ニ避クルモノトス
- 第三十四條 火藥運搬車郵便及消防用ノ諸車又ハ灌水車等ニ行進フトキハ便宜ノ方ヘ避讓スヘシ
- 第三十五條 前車ヲ超行セントスル後車ハ相當ノ合圖ヲ爲シ前車ハ左ニ避クヘシ
- 第三十六條 往來雜沓又ハ狹隘ノ場所及街角橋上ヲ通行スル車馬ハ相當ノ合圖ヲ爲シテ徐行スヘシ
- 第三十七條 車馬街角ヲ通行スルトキハ右ハ大廻リヲ爲シ左ハ小廻リヲ爲スヘシ
- 第三十八條 路上ニ於テ紙糞ヲ揚ケ獨樂羽子手鞠其他ノ遊戲ヲ爲シ通行ノ妨害ヲ爲スヘカラス

第三十九條 市街ニ於テ軍談輕業其他ノ人寄ヲ爲シ通行ノ妨害ヲ爲スヘカラス  
 第四十條 市街ニ於テ自轉車ノ練習ヲ爲スヘカラス  
 第四十一條 市街ニ於テ濫リニ放歌高聲ヲ發シ若ハ喧嘩スル等ノコトアルヘカラス  
 第四十二條 類冠鉢卷又ハ股ヲ露ハシテ市街ヲ通行シ若ハ市街及市街ヨリ公然見透シノ場所ニ於テ裸體袒裼ヲ爲スヘカラス(三三三三五改正)

第四章 清潔

第四十三條 市街ハ毎朝夕掃除ヲ爲シ塵芥雜草等ヲ存スヘカラス其下水ハ糞塞セサル様時々浚溝スヘシ但通行頻繁ナル箇所ノ積雪ハ其都度片付シヘシ  
 第四十四條 通行頻繁ナル路上ニハ毎日二回以上撒水スヘシ但水結ノ虞アルトキハ此限ニアラス  
 第四十五條 市街ノ下水ハ毎年二回(三月十月)一般ニ大掃除ヲ爲スヘシ但大下水ハ流域沿道ナラサル箇所ト雖トモ亦同シ  
 第四十六條 前條々ノ掃除撒水浚溝等ハ左ノ區別ニ從フモノトス但從來ノ慣行アル場所ハ此限ニアラス

一 家屋前兩側ノ箇所ハ各居住者ニ於テ其中央分擔シ片側ノ箇所ハ全路ヲ負擔スヘシ  
 二 空屋及空地ニ接スル箇所ハ前項ノ區別ニ依リ其家主若クハ地主ニ於テ負擔スヘシ  
 三 人道車馬道ノ區別アル場所ニ在リテハ其人道ヲ居住者ニ於テ負擔スヘシ  
 第四十七條 掃除撒水浚溝等ノ受負人ヲ定メタルトキハ其住所氏名並ニ受持ノ區域ヲ警察官署ニ告知スヘシ

第四十八條 市街ニ於テ下水浚揚ノ汚泥ハ即日相當ノ場所ニ投棄シ路傍ニ存置スル等ノコトアルヘカラス

第四十九條 瓦礫塵芥水雪及禽獸ノ死屍其他ノ汚穢物ヲ道路ニ擲投シ又ハ市街ニ於テ煤塵ヲ拂ヒ汚水ヲ撒布スル等ノコトアルヘカラス

第五十條 肥料骨屑塵芥其他ノ汚物ヲ市街ニ運搬スルモノハ適當ノ容器ヲ用キ臭氣ノ發散ヲ防キ又ハ墜落飛散漏出セシムヘカラス但途中ニ於テ容器ヲ換コルト得ス

第五十一條 市街ニ於テハ染料ニ使用シタル液汁又ハ惡臭ノ甚シキ汚水ヲ下水ニ放流スル等ノコトアルヘカラス

第五十二條 市街ニ於テ道路ニ臨ミタル屋根物干又ハ窓手摺等ニ襤褸其他見苦敷物品ヲ出シ若ハ墜落ノ虞アル物件ヲ置クヘカラス

第五十三條 市街ニ於テハ道路ニ臨ミタル軒下ニ不潔ノ物品ヲ出シ又ハ自用ノ燃料等ヲ積置クヘカラス  
 第五十四條 便所ニアラサル場所ニ於テ大小便ヲ爲シ又ハ之ヲ爲サシムルヘカラス

第五十五條 塵芥容器ニハ瓦礫ヲ投スヘカラス其塵芥ヲ投棄シタルトキハ必ス蓋ヲ閉置スヘシ

第五章 罰則

第五十六條 左ノ諸件ニ渡ルモノハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス但刑法ノ明文アルモノハ其正條ニ據ル

一 第二條第三條第四條第五條第七條第九條第十二條第十三條第十五條第十六條第十七條第十八條第十九條第二十條第二十二條第二十三條第二十五條第二十六條第二十七條第二十八條第二十九條第三十條第三十一條第三十二條第三十三條第三十四條第三十五條第三十六條第三十七條第三十八條第三十九條第四十二條第四十九條第五十條第五十二條第五十四條第五十五條ニ違背シタル者(三三三三五改正)  
 二 第二十一條第二十四條第四十條第四十一條第五十一條第五十三條ニ違背シテ制止ヲ肯セサル者



一 賣馬力何

第二條 汽罐汽機ハ据付又ハ使用前ニ於テ検査ヲ爲シ適當ト認ムルモノハ其罐體ニ檢印ヲ打シ且ツ検査證ヲ附與スヘシ

本條ノ検査證ヲ受クルニアラサレハ其營業ヲ開始スルコトヲ得ス

第三條 検査證而ニ異動ヲ生シ若クハ之ヲ遺失毀損シタルトキハ速ニ其書換又ハ再渡ヲ請フヘシ但廢業ニ係ルモノハ返納スヘシ

第四條 汽罐汽機ノ取扱主任ヲ増加シ又ハ之ヲ變更シタルトキハ各其履歷書ヲ添ヘ速ニ縣廳ヘ届出ヘシ

第五條 汽罐汽機ノ設置場ハ離宮及官衙公園學校病院其他必要ト認ムル場所ニ對シテ適當ノ距離ヲ取ラシムルコトアルヘシ

第六條 第一條ニ依リ設置シタル汽罐汽機ヲ買受又ハ讓受繼續使用セントスル者ハ雙方連署ヲ以テ縣廳ニ願出更ニ免許ヲ受クヘシ

第七條 汽罐汽機設置場ノ建造物中必要ト認ムル場合ニ於テハ其構造ノ材料并設計ノ方法ヲ指示スルコトアルヘシ

第八條 正當ノ理由ナクシテ左ノ事項ノ一ニ觸ル、モノハ其免許ノ効ヲ失フモノトス  
一 免許ヲ得タル日ヨリ二ヶ月以内ニ建設工事ニ着手セザルトキ

二 落成期日ヲ經過シ尙ホ一ヶ月以内ニ落成セザルトキ

三 焼失若クハ崩壞ニ係リ六ヶ月以内ニ再築ヲ出テザルトキ

四 休業一ヶ年以上ニ及ヒタルトキ  
第九條 休業一ヶ月以上ニ及フモノハ速ハ其日限ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ若シ該期日ヲ經過スルモ

繼續休業スルトキ亦同シ

第十條 汽罐汽機ハ検査證ニ表示ノ期限及常用汽壓ヲ超過シ使用スルコトヲ得ス但検査證ノ寫ヲ機關室内見易キ箇所ニ掲出スヘシ

第十一條 汽罐汽機並其設置場ノ建物毀損ニ係リ又ハ煤烟騒擾其他ノ發生物ニ依リ危險若クハ妨害ノ虞アリト認ムルトキハ除害ノ裝置ヲ命スヘシ

第十二條 前條除害ノ裝置ヲ命シタル場合ハ一時其使用ヲ停止シ若シ從ハサルモノハ更ニ之ヲ禁止スルコトアルヘシ

第十三條 汽罐汽機ハ毎年一回期日ヲ指定シ主務官吏ヲシテ検査セシム若シ必要ト認ムルトキハ仍ホ臨時ニ之ヲ行ハシムルコトアルヘシ但期日ハ其郡度主務官吏ヨリ通知スヘシ

第十四條 汽罐汽機ノ検査ハ通常止ク其要部ヲ點檢スヘシト雖モ特ニ必要ト認ムルトキハ水壓試験又ハ罐板孔穿検査ヲ行フコトアルヘシ但検査上ノ必要ニ依リ建造物ノ一部ヲ毀損スルコトアルモ其修理等ハ總テ持主ノ負擔トス

第十五條 検査ニ依リ汽罐汽機ノ使用ニ堪ヘサルヲ認メタルトキハ直ニ罐體ニ消印シ其検査證ヲ返納セシムヘシ

第十六條 定期検査ノ通知ヲ受ケタルトキハ汽罐ノ貯水ヲ排出シ人孔泥孔及爐格並火橋ヲ取外シ罐體ヲ冷却セシメ汽筒ノ蓋ヲ取拂ヒ煙突其他検査ニ必要ノ部分ヲ洒掃シ受檢ノ準備ヲ爲シ置クヘシ

第十七條 検査ノトキハ定期臨時ヲ分ダス其持主及汽罐汽機取扱主任現場ニ立會テナシテ検査官吏ノ指示ニ從フヘシ

第十八條 第十六條ノ準備ヲ怠リ又ハ事故ニ托シテ検査ヲ拒ミ及持主並取扱主任立會セザルトキハ汽罐汽機ノ使用ヲ停止スルコトアルヘシ



第十九條 汽罐流機ノ設置場ハ第十三條ニ係ル検査ノ外時々警察官吏ヲシテ其狀況ヲ視察セシムルコトアルヘシ

第二十條 本則中縣廳ニ差出ス願届書ハ總テ其所轄警察官署ヲ經由スヘキモノトス

第二十一條 本則第一條ノ免許ヲ受ケスシテ汽罐流機ヲ設置シ及第二條第二項第十條ニ違背シ又ハ第十二條第十八條ノ停止若クハ禁止ヲ犯シタル者ハ二圓以上五圓以下ノ罰金又ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ第三條第四條第六條第九條ニ違背シタル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

- 一 從來設置ノ汽罐流機ハ本則第一條ニ準シ本月三十日限リ届出ヘシ
- 二 本則第二條ノ手續ハ從來設置ノモノハ明治二十九年定期檢定ノ際ニ於テ施行シ新ニ設置ノモノハ當分ノ内施行セス

縣令第四十七號 明治二十八年八月二十五日

古物商取締法施行手續左ノ通相定ム但明治十七年五月甲第二十八號布達古物商取締細則ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

古物商取締法施行手續

- 第一條 古物商取締法並同細則中行政廳ノ職權 取締法細則第一條第二項但書ノ場合ヲ除クハ總テ警察署長及ヒ警察分署長ニ委任ス
- 第二條 古物商ノ營業ニ關スル願届ハ總テ所轄警察署及ハ警察分署ニ差出スヘシ
- 第三條 營業免許願書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 營業物品ノ種類

- 二 行商及露店ヲ出ス者ハ其區別
- 三 族籍住所氏名年齢屋號又ハ通稱

第四條 營業所又ハ店舖ヲ設クルモノハ前條願書中ニ其場所ヲ附記シ届出ニ換ユルコトヲ得

第五條 營業免許ヲ與フルトキハ甲號證書ヲ下付シ行商又ハ露店ハ乙號ノ鑑札ヲ附與ス但單ニ行商又ハ露店ヲ出スモノハ別ニ甲號證書ヲ下付セス

長三寸六分 巾二寸五分

甲號

表 用紙 厚紙  
第 號 古物商免許證  
種 類 署印  
明治 年 月 日 免許

裏 現本 士族 平民 通稱 氏 名  
屋 號 生 年 月

乙號

表 檜材  
第 號 古物行商鑑札  
種 類 烙印  
明治 年 月 日 免許

裏 現本 士族 平民 氏 名  
生 年 月 家族 雇人 ナルキハ 肩書ニ其 旨ヲ記スヘシ

第六條 免許證及鑑札ヲ遺失毀損シタルトキハ五日以内ニ其事由ヲ疏明シ更ニ下付方ヲ願出ヘシ

第七條 免許證及鑑札ハ營業ノ廢止營業人死亡等届出ノ際之ヲ返納スヘシ

第八條 營業用ノ帳簿種類及其記載方左ノ如シ

一 物品買入讓受明細帳

此帳簿ニハ買受讓受又ハ交換ニ因リテ得タル物品ノ番號(一)々識別シ得ヘキ物品ハ每品起號シ數品ヲ括スルトキハ何號ノ一二ヲ附合スヘシ)種類

品質模倣員數賣主讓渡主交換主ノ住所氏名代價又ハ給付シタル交換物ノ番號及年月日ヲ記載シ  
露店市場雜賣途上其他公ノ場所ニ於テ取引シタルトキハ其場所ヲ記載スヘシ但物質ニ依リ番號  
ヲ附シ難キモノハ物品ニ合號ヲ附スルヲ要セス

取締法第七條但書ノ場合ニ係ルモノハ證人ノ住所氏名若クハ警察官吏氏名ヲ併記スヘシ  
自用ノ物品又ハ寄藏ヲ受ケタル物品賣品ニ供スルトキハ其番號種類品質模倣員數年月日及事由  
等ヲ記載スヘシ

二 物品賣拂讓渡明細帳

此帳簿ニハ賣渡讓渡又ハ交換ニ因リ給付スヘキ物品ノ番號種類品質模倣員數代價又ハ受取リタ  
ル交換物ノ番號及年月日ヲ記載スヘシ  
賣品ノ自用ニ供スルトキハ其番號種類品質模倣員數年月日及事由ヲ記載スヘシ

第九條 前條ノ帳簿ハ賣買物品ノ種類毎ニ之ヲ設クヘシ但一帳簿ニ編冊シテ種類別ケト爲シ又ハ便宜  
物品買入讓受明細帳ニ賣拂讓渡ノ要件ヲ併記スルコトヲ得

第十條 物品買入讓受明細帳物品賣拂讓渡明細帳ハ其使用前ニ於テ紙數ヲ初葉ニ記載シ警察署又ハ分  
署ノ檢印ヲ受クヘシ

第十一條 品觸寫書ハ到達順ヲ以テ編綴シ之ヲ廢棄セントスルトキハ警察署又ハ警察分署ニ願出ヘシ  
但品觸解除ニ係ル品目ニハ其年月日ヲ記入シ置クヘシ

第十二條 帳簿ハ總テ恣ニ紙數ヲ増減シ又塗抹改竄スヘカラス但其訂正ヲ要シタルトキト雖モ原字ヲ  
存スヘシ

第十三條 物品買入讓受明細帳及物品賣拂讓渡明細帳ノ登記ハ其事實ノ生シタルトキ直ニ記載スヘシ  
(第十四、十五條削除)

第十六條 左ニ掲クル諸項ノ一ニ該ルモノハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

一 第六條第十條第十一條第十二條第十三條ニ違背シタルモノ

二 第八條ノ記載方ニ違背シタルモノ

附 則

第十七條 従前營業免許ヲ得タルモノハ此際出願ヲ要セスト雖モ其行商ヲ爲シ露店ヲ出スモノ又ハ其  
營業所及店舗ノ所在ハ明治二十八年九月三十日迄ニ警察署又ハ警察分署ニ届出ヘシ

縣令第四十八號 明治二十八年八月二十五日

質屋取締法施行手續左ノ通相定ム但明治十七年五月甲第三十號布達質屋取締細則ハ本令施行ノ日ヨリ廢  
止ス

質屋取締法施行手續

第一條 質屋取締法並同細則中行政廳ノ職權取締法細則第一條第二  
項但書ノ場合ヲ除クハ總テ警察署長及警察分署長ニ委任ス

第二條 質屋ノ營業ニ關スル願届ハ總テ所轄警察署又ハ警察分署ニ差出スヘシ

第三條 營業免許願書ニハ店舗ノ所在族籍住所氏名年齢屋號又ハ通稱及取締法第六條ノ事項ヲ記載ス  
ヘシ但免許ヲ受クヘキ警察署警察分署ノ所轄地内ニ於テ支店ヲ設クルモノハ願書中ニ其場所ヲ附記  
スルモ妨ケナシ

第四條 營業免許ヲ與ヘ支店ノ設置ヲ允許スルトキハ左ノ免許證ヲ下付スヘシ

長三寸六分 巾二寸五分

下卷 二八四

用紙	第 號 質屋免許證
厚紙	店 舖 (又ハ) 署印
	年 月 日 免許
	裏
	印 別 現本
	住 籍 土族 平民
	通 稱 通稱
	氏 名
	生 年 月

第五條 免許證ヲ遺失毀損シタルトキハ五日以内ニ其事由ヲ疏明シ更ニ下付方ヲ願出ヘシ

第六條 免許證ハ營業ノ廢止營業人ノ死亡等届出ノ際之ヲ返納スヘシ

第七條 營業用ノ帳簿種類及其記載方左ノ如シ

一 質物臺帳

此帳簿ニハ質物ノ番號(一々識別シ得ヘキ物品ハ毎品起號シ數品ヲ括スルトキハ何號ノ一二起號スヘシ)種類品質模樣數貸金及利金額質入主(代理人又ハ質使トモ)ノ住所氏名質入受戻入換流質ノ年月日ヲ記載スヘシ但物質ニ依リ番號ヲ附シ難キモノハ物品ニ合號ヲ附スルヲ要セス

取締法第四條但書ノ場合ニ係ルモノハ證人ノ住所氏名若クハ警察官吏官氏名ヲモ併記スヘシ

二 流質物賣拂帳

此帳簿ニハ賣却セル流質物ノ番號種類品質模樣數代價年月日及買主ノ住所氏名ヲ記載スヘシ

流質物ヲ自用ニ供スルトキハ其番號種類品質模樣數年月日及其事由ヲ記載スヘシ

第八條 質物臺帳及流質物賣拂帳ハ各別ニ之ヲ設クヘシト雖モ便宜質物臺帳ニ流質品處分ノ要件ヲ併記スルコトヲ得

第九條 質物臺帳及流質物賣拂帳ハ其使用前ニ於テ紙數及取締法第六條ノ事項ヲ初葉ニ記載シ警察署又ハ警察分署ノ檢印ヲ受シヘシ

第十條 品觸寫書ハ到達順ヲ以テ編號シ之ヲ廢棄セントスルトキハ警察署又ハ警察分署ニ願出ヘシ

但品觸解除ニ係ル品目ニハ其年月日ヲ記入シ置クヘシ

第十一條 帳簿ハ總テ恣ニ紙數ヲ増減シ又ハ塗抹改竄スヘカラス但其訂正ヲ要シタルトキト雖モ原字ヲ存スヘシ

第十二條 質物臺帳及流質物賣拂帳ノ登記ハ其事實ノ生シタルトキ直ニ記載スヘシ

第十三條 質札及通帳ニハ取締法細則第七條ノ外取締法第六條ノ事項ヲ記載スヘシ

(第十四條ヨリ第十六條マテ削除)

第十七條 左ニ掲クル諸項ノ一ニ該ルモノハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

一 第五條第九條第十條第十一條第十二條第十三條ニ違背シタルモノ(一九縣四二改正)

二 第七條ノ記載方ニ違背シタルモノ

附 則

第十八條 從前營業免許ヲ得タルモノハ總テ此際出願ヲ要セスト雖モ其店舖及支店ノ所在地名ハ明治二十八年九月三十日迄ニ警察署分署ニ届出ヘシ

告示第三十一號 明治二十九年三月二十七日(三一告三〇)ヨリ三五告三三ノ間ニ於テ別表中改正(別冊)

巡查駐在所名稱位置及受持町村別冊ノ通相定メ來四月一日ヨリ施行ス

駐在所名	同 位 置	受 持 町 村 名
米 野	笈瀨村大字米野	笈瀨 村大字米野、露橋、北一色

愛知郡ノ内

熱 田 警 察 署

第一千種町	千種町	千種町ノ内松原通以南
第二千種町	千種町	千種町ノ内松原通以北
口比津村	同	口比津村 鷹場村
岩塚村	同	岩塚村 織豊村
柳森村	柳森村大字鳥森	柳森村 松葉村
八幡村	同大字八熊	八幡村
寶田村	同大字熱田新田東組	寶田村
一柳村	同大字中島新田	一柳村 明德村
御厨村	同大字野田	御厨村 荒子村
上郷村	同	上郷村
岩崎村	同大字岩崎	岩崎村
山口村	同大字田中	山口村
香久山村	同大字梅森	香久山村
下ノ一色村	同	下ノ一色村

寛政村	同大字熱田前新田	寛政村
瑞穂村	同	瑞穂村
呼織町	同大字千竈	呼織町
彌富村	同	彌富村 島野村
高社村	同大字高針	高社村 植田村
平針村	同	平針村
白山村	同大字米ノ木	白山村
岩作村	同	岩作村 長湫村
幡野村	同大字菱野	幡野村
猪子石村	同大字猪子石	猪子石村 鍋屋上野村
廣路村	同	廣路村 田代村
御器所村	同	御器所村

愛知郡ノ内

熱田 鳴海 分署

駐在所名

同位置

受持町村名

杳掛村	同	杳掛村	勝川警察署
笠寺村	同	笠寺村	
鳴尾村	同	鳴尾村 星崎村	
豐明村	同大字前後	豐明村	
諸和村	同大字和合	諸和村 春木村	
東春日井郡ノ内			
駐在所名	同	受持	町村名
高間村	同大字瀬古	高間村 二城村	
小幡村	同	小幡村 大森村	
玉川村	同大字高藏寺	玉川村	
内津村	同大字内津	内津村	
小木田村	同大字大泉寺	小木田村 雛五村	
和爾良村	同	和爾良村 八幡村	
柏井村	同大字下條原新田	柏井村 小野村	

杳掛村	同	杳掛村	勝川小牧分署
笠寺村	同	笠寺村	
鳴尾村	同	鳴尾村	
豐明村	同大字前後	豐明村	
諸和村	同大字和合	諸和村 春木村	
東春日井郡ノ内			
駐在所名	同	受持	町村名
神坂村	同大字坂下	神坂村	
不二村	同大字松本	不二村	
春日井村	同大字春日井	春日井村 味美村	
東春日井郡ノ内			
境村	同大字村中	境村 和多里村	
岩崎村	同大字岩崎	岩崎村 久保一色村 眞々村	
大野村	同大字大山	池林村 大野村	
田樂村	同大字田樂	田樂村 陶村	
下原村	同大字下原	下原村 大草村	
外山村	同大字南外山	外山村 片山村	
味岡村	同大字東田中	味岡村	
東春日井郡ノ内			
駐在所名	同	受持	町村名

下品野村	同大字下品野	下品野村
水野村	同大字中水野	水野村
八白村	同大字今村	八白村
印場村	同	印場村
掛川村	同大字沓掛	掛川村
赤津村	同	赤津村
志談村	同	志談村
新居村	同	新居村
上品野村	同大字上品野	上品野村
上志段味村	同	上志段味村
西春日井郡		
西枇杷島警察署		
駐在所名	同位置	受持町村名
尾張村	同	多氣村
六郷村	同大字山田	六郷村大字 <sup>矣田、山田、上飯田、下飯田、大字</sup>

庄内村	同大字稻生	庄内村	萩野村
金城村	同大字田幡	金城村	
比良村	同	比良村	大ノ木村 訓原村
豊塲村	同	豊塲村	青山村
味鏡村	同	味鏡村	川中村 如意村
小木村	同	小木村	五條村
熊之庄村	同	熊之庄村	鹿田村 六ッ師村
平田村	同	平田村	上小田井村 中小田井村
上拾個村	同大字徳重	上拾個村	九ノ坪村
下拾個村	同大字中ノ郷	下拾個村	下ノ郷村 落合村
桃榮町	同大字須ヶ口	桃榮町	朝田村 寺野村 阿原村
清洲町	同	清洲町	一場村
須ヶ口村	同	須ヶ口村	西堀江村
丹羽郡ノ内			
布袋警察署			

駐在所名	同位置	受持町村名
太田村	同大字豊田	太田村
旭村	同大字宮後	旭村 雨高屋村
古知野町	同	古知野村 榮村
秋津村	同大字今市場	秋津村
東野村	同大字東野	東野村 瀬部村
瀬部村	同	瀬部村 時ノ島村
穂波村	同大字西大海道	穂波村 時ノ島村
九日市場村	同	九日市場村 二川村 三重島村
浮野村	同大字浮野	浮野村 青木村
淺淵村	同大字淺野	淺淵村 多加森村
豊富村	同大字小山	豊富村 幼村
島野村	同大字北島	島野村 豊秋村
岩倉町	同	岩倉町

駐在所名	同位置	受持町村名
赤羽村	同大字大赤見	赤羽村
丹羽郡ノ内		布衣署 犬山分署
高雄村	同大字高雄	高雄村
山名村	同大字山名	山名村 和勝村
柏森村	同大字柏森	柏森村 豊國村
小口村	同	小口村 富成村
樂田村	同	樂田村
羽黒村	同大字羽黒	羽黒村 岩橋村
岩田村	同大字塔ノ地	岩田村 善野師村
池野村	同	池野村
今井村	同	今井村
葉栗郡		大田島警察署
駐在所名	同位置	受持町村名

北方村	同大字北方	北方村	
玉ノ井村	同	玉ノ井村	里小牧村
黒田町	同大字黒田	黒田町大字内割田	同黒田 同門間
木曾川	同大字木曾川	黒田町大字曾根	同外割田 同三寶寺
淺井村	同大字東淺井	淺井村	佐千原村
飛保村	同大字前飛保	飛保村	
宮田村	同	宮田村	
瑞穂村	同大字極樂寺	瑞穂村	光明寺村
草井村	同	草井村	小鹿村 村久野村
中島郡ノ内 一宮警察署			
駐在所名	同位置	受持	町村名
馬寄村	同	馬寄村	神戸村
開明村	同大字開明	開明村	
奥町	同	奥町	

三條村	同大字刈安賀新田	三條村	
日光村	同大字毛受	日光村	
起町	同	起町	小信中島村
大徳村	同大字蓮池	大徳村	
明地村	同	明地村	祐賀村
萩原村	同大字萩原	萩原村	
刈安賀村	同	刈安賀村	高井村
妙興寺村	同大字妙興寺	妙興寺村	三輪村
中島村	同大字中島	中島村	新明村
中島郡ノ内 一宮警察署 稻澤分署			
駐在所名	同位置	受持	町村名
國分村	同大字矢合	國分村	井長谷村
光郷村	同大字山口	光郷村	
三宅村	同大字三宅	三宅村	寶田村



六輪村	同	六輪村	同
豐田村	同大字福島	吉田村	豐田村
北島村	同	北島村	玉田村
島田村	同	島田村	奥田村
四家村	同大字六角堂	四家村	日下部村 吉田村
下津村	同	下津村	山形村
國府宮村	同大字國府宮	國府宮村	稻保村
一治村	同大字高御堂	一治村	大江村
中島郡ノ内			
駐在所名	同	受	持
山崎村	同	山崎村	玉野村
領内村	同大字櫻形	領内村	片原一色村
片原一色村	同	西島村	玉野村
丸甲村	同	丸甲村	左右川村
一宮 警察署 祖父江分署			

四貫村	同	西島ノ本村	神明津村	馬飼村	四貫村
牧川村	同大字中牧	牧川村			
海東郡ノ内					
駐在所名	同	受	持	町	村名
佐依木村	同大字須依	佐依木村			
八幡村	同大字稻葉	八幡村			
大井村	同	大井村	千秋村		
神島田村	同大字中一色	神島田村			
越治村	同大字下切	越治村	野間村	諸古村	
神守村	同	神守村	寶村	篠田村	
大治村	同大字砂子	大治村			
白鷹村	同大字上條	白鷹村	東今宿村	春富村	森村
甚目寺村	同大字甚目寺	甚目寺村	萱津村		
蜂須賀村	同大字木田	蜂須賀村			

正則村	同大字富塚	正則村	新居屋村
勝幡村	同大字勝幡	勝幡村	藤浪村
川淵村	同大字西川端	川淵村	草場村
海東郡ノ内			
駐在所名	同位置	受持町	村名
新蟹江村	同	新蟹江村	福屋村
福田村	同	福田村	
茶屋村	同大字茶屋新田	茶屋村	
戸田村	同大字戸田	戸田村	豊治村
萬須田村	同大字萬場	萬須田村	赤星村
伊福村	同大字伊福	伊福村	井和村
益和村	同大字神尾	益和村	百高村
須成村	同	須成村	西之森村
海西郡			
彌富警察署			

兩國村	同大字加稻	兩國村	
大藤村	同大字鎌島	大藤村	寶地村
飛島村	同大字飛島	飛島村	
十四山村	同大字子寶	十四山村	
東市江村	同大字東條	東市江村	市股村
開治村	同大字開治	開治村	
八輪村	同大字立石	八輪村	
早尾村	同	早尾村	六和村
川治村	同大字山路	川治村	五會村
立和村	同大字立田	立和村	
知多郡ノ内			
半田警察署			
駐在所名	同位置	受持町	村名
第一成岩町	同字北村	成岩町ノ内	

第二成岩町	同大字板山	成岩町ノ内
武豊町	同	武豊町
布土村	同	布土村 宮貴村
小鈴谷村	同	小鈴谷村 坂井村 大谷村
古場村	同	古場村 菊屋村 西阿野村 樽水村
常滑町第一	同	常滑町ノ内
常滑町第二	同	常滑町ノ内
多屋村	同	多屋村 板戸村
金澤村	同大字金澤	金澤村
阿久比村	同大字椋岡	阿久比村
西ノ口村	同	西ノ口村 金山村
大野町	同	大野町
日長村	同	日長村
久米村	同	久米村 矢田村

知多郡ノ内

半警察署 横須賀分署

上阿久比村	同大字卯坂	上阿久比村
東阿久比村	同大字宮津	東阿久比村
藤江村	同	藤江村 有脇村
石濱村	同	石濱村 生路村
第一龜崎町	同字石橋	龜崎町ノ内
第二龜崎町	同字神前	龜崎町ノ内
乙川村	同	乙川村
八幡村	同	八幡村
岡田村	同	岡田村
加木屋村	同	加木屋村 吉田村
太田村	同	太田村 高横須賀村
荒尾村	同	荒尾村 富木島村

名和村	同	名和村
大高町	同	大高町
有松町	同	有松町 北崎村
共和村	同	共和村 長草村
大府村	同	大府村 横根村
緒川村	同	緒川村 森岡村
新知村	同	新知村 佐布里村
知多郡ノ内		
半田警察署内海分署		
駐在所名	同	受持町村名
河和村	同大字河和	河和村
豊丘村	同大字豊丘	豊丘村
師崎町	同	師崎町 大井村
篠島村	同	篠島村 日間賀島村
豊濱村	同	豊濱村 山海村
野間村	同	野間村
上野間村	同	上野間村 奥田村

碧海郡ノ内										知立警察署									
駐在所名	同	位置	受持町村名																
小山村	同		小山村 一ツ木村																
刈谷町	同		刈谷町																
重原村	同		重原村 半高村 上重原村																
小垣江村	同		小垣江村 吉濱村																
長崎村	同	大字谷田	長崎村 野田村																
箕輪村	同		箕輪村 赤松村 福釜村																
櫻井村	同	大字櫻井	櫻井村 小川村																
中島村	同	大字下中島	中島村 合歡木村																
占部村	同	大字中村	占部村																
青野村	同	大字下青野	青野村 糟海村 中井村																
野間村	同		野間村																
上野間村	同		上野間村 奥田村																



幡豆郡ノ内			西尾警察署		
駐在所名	同位置	受持町村名	駐在所名	同位置	受持町村名
西ノ町村	同大字上町	西ノ町村	川崎村	同大字小島	川崎村 御鍛村
平坂町	同大字平坂	平坂町	室場村	同大字室	室場村 花明村 平原村 吹羽良村
寺津村	同大字寺津	寺津村 西崎村	瀬門村	同大字寺島	瀬門村 厨村
奥津村	同大字上矢田	奥津村	松坂村	同大字六ッ栗	松坂村 豊國村
豊田村	同大字熱池	豊田村 六郷村	井崎村	同大字細池	井崎村 大寶村
久麻久村	同	久麻久村	横須賀町	同大字上横須賀	横須賀町

幡豆郡ノ内			西尾一色分署		
駐在所名	同位置	受持町村名	駐在所名	同位置	受持町村名
中畑村	同	中畑村	榮生村	同大字治明	味澤村 榮生村
衣崎村	同大字千間	衣崎村	五保村	同大字大塚	五保村
吉田村	同大字吉田	吉田村	荻原村	同大字荻原	荻原村 富田村
保定村	同大字乙川	保定村 宮崎村	幡豆村	同大字西幡豆	幡豆村
東幡豆村	同大字東幡豆	東幡豆村	佐久島村	同	佐久島村

男川村	同大字大平	男川村
河合村	同大字生平	河合村 美合村
形野村	同大字鍛野	形野村 下山村
藤川村	同大字藤川	藤川村 龍ヶ谷村
本宿村	同大字本宿	本宿村 山中村
豐岡村	同大字榎山	豐岡村 高富村
宮崎村	同大字龜穴	宮崎村 榮枝村
廣幡町	同大字井田	廣幡町
岩津村	同大字岩津	岩津村 大樹寺村
常盤村	同大字米河内	常盤村 乙見村
岡崎村	同大字羽根	岡崎村 三島村
福岡町	同大字福岡	福岡町
深溝村	同大字深溝	深溝村
相見村	同大字高カ	相見村 坂崎村

奥殿村 同大字幸原 奥殿村 細川村  
 西加茂郡 舉母警察署

野見村	同大字野見	野見村 根川村 益富村
上郷村	同大字越戸	上郷村 梅坪村
中野村	同大字中金	中野村 七重村 石下瀬村
寺部村	同	寺部村 四ッ谷村 市木村 平井村
本城村	同大字市場	本城村 清原村
福原村	同大字上仁木	福原村 豊原村
高岡村	同大字木瀬	高岡村 富貴下村
橋見村	同大字篠原	橋見村
萌生村	同大字福谷	萌生村
廣澤村	同大字加納	廣澤村 藤河村
伊保村	同大字上伊保	伊保村

三好村	同大字三好	三好村	
逢妻村	同大字千足	逢妻村	明越村 宮口村
東加茂郡			
駐在所名	同位置	受持	町村名
阿摺村	同大字廣岡	阿摺村	端穗村 大和村
介木村	同大字小渡	介木村	生駒村 野見村
伊勢神村	同大字明川	伊勢神村	筑羽村 賀茂村
金澤村	同大字東大見	金澤村	富義村
大沼村	同大字東大沼	大沼村	下山村
豐榮村	同大字下屋敷	豐榮村	松平村
小川村	同大字九久平	小川村	志賀村
穗積村	同大字則定	穗積村	盛岡村
北設樂郡			
駐在所名	同位置	受持	町村名
田口警察署			

名倉村	同大字東納庫	名倉村	
段嶺村	同大字田嶺	段嶺村	
稻橋村	同大字稻橋	稻橋村	武節村
上津具村	同	上津具村	下津具村
豐根村	同大字下黑川	豐根村	富田村
本郷村	同大字本郷	本郷村	園村 下川村
三輪村	同大字長岡	三輪村	
振草村	同大字上粟代	振草村	御殿村
南設樂郡			
新城警察署			
駐在所名	同位置	受持	町村名
千秋村	同大字野田	千秋村	西郷村
信樂村	同大字大海	信樂村	
長篠村	同大字長篠	長篠村	
鳳來寺村	同大字玖老勢	鳳來寺村	



平井村	同大字上平井	平井村	石座村
海老町	同大字海老	海老町	
巴村	同大字高里	巴代村	杉原村
菅沼村	同大字菅沼	菅沼村	保永村
		瀬原村	大和田村
		布原村	只持村
		田原村	
駐在所名	同位置	受持町	村名
赤坂町	同	赤坂町	長澤村
國府町	同大字國府	國府町	白鳥村
穂原村	同大字市田	穂原村	
豐川町	同大字豐川	豐川町	
陸美村	同大字當古	陸美村	明子村
桑富村	同大字一宮	桑富村	麻生田村
本茂村	同大字上長山	本茂村	
牛久保町	同大字牛久保	牛久保町	

豐秋村	同大字宿	豐秋村	
鹿管村	同大字下五井	鹿管村	大村
下地町	同	下地町	
前芝村	同大字前芝	前芝村	伊奈村 佐脇村
御津村	同大字西方	御津村	御馬村
大塚村	同大字大塚	大塚村	
三谷町	同	三谷町	
蒲郡町	同大字蒲郡	蒲郡町	
靜里村	同大字清田	靜里村	豐岡村
鹽津村	同大字竹ノ谷	鹽津村	神ノ郷村
形原村	同大字形原	形原村	
西浦村	同	西浦村	
平幡村	同大字八幡	平幡村	萩村

渥美郡ノ内

豐橋警察署

駐在所名	同位置	受持町村名
豐岡村	同大字岩田	豐岡村
大川町	同大字二川	大川町
細谷村	同大字上細谷	細谷村
小澤村	同大字小松原	小澤村 高根村
豐南村	同大字西赤澤	豐南村 六連村
老津村	同	老津村
高師村	同	高師村 野依村
植田村	同	植田村 大崎村
福岡村	同	福岡村 磯部村
牟呂村	同	牟呂村
吉田方村	同大字東豊田	吉田方村 花田村(字西宿同松山ヲ除ク)

渥美郡ノ内

警察署 田原分署

駐在所名 同位置 受持町村名

童浦村	同大字浦村	童浦村
野田村	同大字野田	野田村 大久保村
泉村	同大字江比間	泉村
福江町	同大字島村	福江町
清田村	同大字古田	清田村
中山村	同	中山村
堀切村	同大字堀切	堀切村 伊良湖村
若戸村	同大字越戸	若戸村 和地村
赤羽根村	同	赤羽根村
神戸村	同大字南神戸	神戸村
相川村	同大字豊島	相川村
杉山村	同	杉山村
高松村	同	高松村

八名郡

富岡警察署

駐在所名	同位置	受持町村名
長部村	同大字庭野	長部村 日吉村
大野町	同	大野町 乘本村 井代村 能登瀬村
高岡村	同大字巢山	高岡村 細川村 睦平村
山吉田村	同大字下吉田	山吉田村
賀茂村	同	賀茂村 橋尾村 豊津村 金澤村
西郷村	同大字平野	西郷村
玉川村	同	玉川村 嵩山村 三輪村
牛川村	同	牛川村 下條村 多米村

訓令第二十一號 明治二十九年六月

警察官令狀執行手續

警察官令狀執行手續別紙ノ通相定候旨名古屋地方裁判所檢事正ヨリ來牒ニ付右ニ依リ取扱フヘシ  
 第一條 拘引狀、拘留狀ハ別段ノ理由アルモノ、外執行指揮書ヲ添付セス令狀ニ檢事ノ捺印アルヲ以テ執行指揮ノ證トス但出張先等ニテ判事ヨリ直接ニ交付シタルモノハ此限ニアラス  
 第二條 令狀執行ノ指揮ヲ受ケ十日間ニ執行シ得サルトキハ搜查報告書ヲ添ヘ令狀ヲ返戻スヘシ但執

行ノ見込アルトキハ令狀ヲ留置キ其旨報告スヘシ

第三條 令狀ハ返戻シタル後被告人ノ所在ヲ發見シタルトキハ直ニ報告スヘシ

第四條 被告人ノ所在其所轄外ト雖モ同地方裁判所管内ナルトキハ其所轄官署ニ令狀ヲ送致シテ執行ノ手續ヲ爲サシムヘシ

若シ他ノ地方裁判所管内ニ在リテ時機緊急ヲ要スルトキハ直ニ令狀ヲ其地ノ司法警察官ニ送致シテ執行ノ手續ヲ爲サシムルコトヲ得此場合ニ於テハ指揮ヲ爲シタル檢事ニ急報スヘシ

第五條 時機緊急ヲ要スルトキハ他管檢事ヨリ直ニ令狀ヲ送付シテ執行セシムルコトアルヘシ

第六條 第四條第二項及第五條ノ場合ニ於テ其地ノ司法警察官ハ所轄檢事ノ指揮アリタルモノトシテ之ヲ執行スヘシ其執行ヲ爲シタルトキハ直ニ所轄檢事ニ報告スヘシ

第七條 逮捕狀執行ノ指揮ヲ受ケ三十日以内ニ執行シ得サルトキハ一應搜查ノ顛末ヲ報告スヘシ

第八條 前條ノ報告ヲ爲スヘキ警察署分署又ハ憲兵各部ハ檢事局ニ於テ之ヲ指定ス

第九條 逮捕狀ニ付テモ亦第四條乃至第六條ヲ適用ス

前項ノ逮捕狀ヲ執行シタルトキハ其地ノ檢事ニ送致スヘシ

第十條 逮捕スヘキ者本籍又ハ住所ヲ移轉シタルトキハ直ニ報告スヘシ

第十一條 逮捕スヘキ者他ノ犯罪ニ依リ逮捕セラレ又ハ死亡其他ノ事故ニ依リ逮捕ヲ要セサルトハ直ニ報告スヘシ但死亡シタルトキハ市町村長ノ證明書ヲ添フヘシ

第十二條 各警察署分署又ハ憲兵各部ニ於テハ逮捕人見出簿ヲ調製シ置クヘシ

第十三條 逮捕狀ハ左ノ三種ニ區別シテ編綴スヘシ

- 甲 各警察署分署又ハ憲兵各部内在籍者
- 乙 管内ニテ罪ヲ犯シタル他管在籍又ハ無籍者

丙 甲乙以外ノ者

第十四條 取消ノ通知アリタル逮捕狀ハ直ニ返戻スヘシ

縣令第三十三號 明治二十九年六月二十二日(三〇縣五三一部改正)

商事會社ニアラスシテ講社其他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラヌ公衆ヨリ掛ケ金又ハ預ケ金ヲ爲サシメントスルモノハ發起人ニ於テ其場所並關係人ノ住所氏名及ヒ規約方法ヲ詳記シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ其認可ヲ受ケタルモノト雖トモ公安ヲ害スルノ所爲アリト認ムルトキハ何時ニテモ認可ヲ取消スコトアルヘシ  
從來設置ノモノハ本令實施ノ日ヨリ十日以内ニ更ニ第一項ノ手續ヲ爲スニアラサレハ之ヲ繼續スルコトヲ得ス  
本令ヲ違フモノハ貳圓以上拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第二三號 (訓令) 明治三十年二月九日

警察署 同分署

違警罪即決手續左ノ通り定ム

但明治十九年一號甲第四號送及ヒ本手續ニ牴觸スル從前ノ規程ヲ廢止ス

違警罪即決手續

第一條 違警罪即決ノ場合ニ於テ警察署長又ハ署察分署長差支アルトキハ其代理タル警部若クハ巡查(巡查部長)之ヲ行フヘキモノトス

第二條 告訴告發ヲ受ケタルトキハ直ニ取調ヲ爲スヘシ其煩雜ナルモノ若クハ口述ヲ以テシタル場合ハ其調査ヲ作ルヘキモノトス

第三條 被告事件外國人ニ係ルトキハ先ツ其犯狀及國籍住所氏名ヲ知事ニ申報スヘシ

第四條 被告事件其管轄ニ屬セザルモノナルトキハ所轄官署ニ移付スヘシ

第五條 被告人管轄地外ニアルトキハ取調ノ幾分又ハ言渡書ノ送達若クハ刑ヲ執行ノ一ニ限リ所轄警察官署ニ囑托スルコトヲ得但言渡書ヲ送達スルトキハ便宜刑ノ執行ヲ併セ囑托スルモ妨ケナシ

第六條 即決ノ言渡又ハ必要ニヨリ留置ノ處分ヲ爲ストキハ言渡書若クハ命令書ヲ作ルヘシ但本條必要ノ處分ヲナス場合ハ住所ニ信ヲ措キ難ク又ハ逃走ノ虞アルモノニ限ルモノトス

第七條 言渡書及ヒ命令書ニハ主任(署長又ハ其代理官)ノ官職氏名ヲ署スヘキモノトス

第八條 即決言渡書ハ原本ヲ保存シ正本ヲ送達スヘシ但送達手續ハ便宜トス

第九條 科料ノ言渡ヲ受ケタルモノ限内納完セザルトキハ換刑命令書ヲ作り引致スルコトヲ得

第十條 科料金又ハ保證金ヲ納メタルトキハ領收證ヲ交付スヘシ其保證金ヲ還付スル場合ニハ別ニ領收證ヲ徴スヘキモノトス

第十一條 正式裁判ヲ請求スル申立書(區裁判所監督判事施)ヲ差出シタルトキハ其期間ヲ調査シ速ニ送致手續ヲ爲スヘシ

第十二條 正式裁判ノ結果ハ檢事ニ照會シ其言渡書本ヲ受ケ申報スヘシ

第十三條 拘留ノ刑ヲ執行スルコトハ監獄署又ハ同支署ニ送達スヘシ其刑期短キモノ又ハ遠隔ノ地ニアリテハ留置場ニ於テスルコトヲ得

第十四條 即決事件戶籍、軍籍又ハ租稅等ニ關スルトキハ確定ノ後主管ノ官署公署ニ通牒スヘシ  
第十五條 違警罪事件ニ屬スル簿冊左ノ如シ

- 一 違警罪處分簿
  - 二 違警罪書類編冊
- 處分簿ト合號ヲ付シ處分ノ順序ニ從ヒ編綴スルモノトス  
 第十六條 即決言渡書、命令書及ヒ處分簿ハ別紙様式ニ據ル  
 (別紙)

即決言渡書(様式)

何府縣何郡市何町村番戶(地)  
士族(平民)職業

何 某

明治年月日時何處ニ於テ何々シタル所爲(何々シタルモノト認定ス其所爲)ハ刑法(何法律規則)第何條何項ヲ犯シタルモノナルヲ以テ何條ニ照シ拘留何日(科料何圓)ニ處ス此言渡ニ對シテ正式裁判ヲ請求スルハ何日以内トス

何警察署長(代理)

年 月 日

官 氏 名

命令書(様式)

住 所

氏 名

科料金若干假納セサルニ付違警罪即決例第九條ニ依リ何日留置ス

(年月日署名等前ニ同シ)

拘留何日ニ處シ保證金若干差出サ、ルニ付違警罪即決例第十條ニ依リ何日間留置ス  
 年月日科料若干ニ處シタル限内納完セサルニ付刑法第三十條ニヨリ拘留何日ニ換フ

違警罪處分簿(様式)

- 一 告訴告發ヲ受ケタルモノハ結局ノ如何ヲ問ハス之ニ收録スヘキモノトス
- 二 被告人一人毎ニ一葉ヲ用ヒ番號ハ一年ヲ通シ一事件ニ數被告人アルトキハ何號ノ二三ト記スルモノトス
- 三 無罪免訴ニ係ルモノハ其理由ヲ明記スルヲ要ス  
(様式略ス)

第二四號 (訓令) 明治三十年三月九日

警察署 同分署

被監視人取扱手續左ノ通り改定ス

但監視人ニ係ル從前ノ規定ハ總テ廢止ス

被監視人取扱手續

第一條 被監視人ノ護送ヲ受ケタル警察官署ニ於テ其關係書類ヲ送致スルトキハ別紙第二號書式ノ送致書ヲ附スヘシ

第二條 被監視人他管轄地ニ旅行願出タルトキハ其事由ヲ精査スルヲ要ス其許可ヲ與ヘタルモノハ往

先地警察官署ニ通牒スヘシ但日歸行程ニハ旅券及通知ヲ要セサルモ監視票ハ何レノ場合ニ於テモ携帶セシムヘキモノトス

第三條 被監視人所轄外ニ轉住願出タルトキハ豫メ其警察官署ニ照會ヲ遂クルヲ要ス其許可ヲ與ヘタルモノハ總テ關係書類ヲ移送スヘシ

第四條 被監視人途中ニ於ケル疾病其他ノ事故ノ爲メ願出ニ對シ證明書ヲ付與シタルトキハ其事由ヲ關係官署ニ通知スヘシ

第五條 被監視人ノ住所警察官署ヲ遠隔スル場合ニハ巡查駐在所ニ於テ監視票及旅券ノ認印又ハ事故ノ證明ヲ爲サシムルコトヲ得但證明書ヲ與ヘタルトキハ其巡查ヨリ直ニ署長ニ報告セシムヘキモノトス

第六條 被監視人ノ關係書類ヲ官署ニ送致スルトキハ郵便又ハ便宜ノ手續ニ據ルヲ妨ケスト雖モ被監視人ニ齎ラシムル等ノコトアルヘカラス

第七條 旅券及監視票ノ記載方明治十五年三月内務省乙第十九號達及同年五月乙第三十一號達ニ依ル

第八條 被監視人ハ毎月少クモ二回以上受持巡查ヲシテ臨檢又ハ視察セシメ其狀況ヲ詳報セシムヘシ

第九條 被監視人ノ狀況常ニ之ヲ摘録シ視察ノ資料ニ供スルヲ要ス

第十條 監視假免ノ上申ハ警察署長又ハ警察分署長ヨリ其悔改ノ情狀裁判官渡書謄本又ハ抄本監視期限表寫ヲ具シ知事ヲ經由スヘキモノトス但上申書用紙ハ美濃野紙ヲ以テシ且知事ハ經由ノ副申書ヲ添付スルヲ要ス

第十一條 特別監視ニ付セラレタルモノ及ヒ假出場ヲ許サレタルモノモ此手續ニ準據スヘシ

第十二條 警察官署ニ左ノ簿冊ヲ備フヘシ

一 監視錄

二 監視人關係書類編冊

三 監視人送致書類編冊

右簿冊ハ別記第二號以下様式ニ據ルヘシ

別紙(一) 監視書類送致書

本人護送又ハ書類送致ヲ問ハス其部内ニ於テ監視スルモノハ本人ノ出願セサルト否トニ拘ハラ

ス直ニ之ニ收録シ其狀況顛末ヲ明ニスルヲ要ス

被監視人ニ關スル書類ハ總テ之レニ編ムヘキモノトス

監視人送致書類編冊

監獄所在地ノ官署ニ限リ之ヲ備ヘ其收發ヲ明ニスヘキモノトス

右簿冊ハ別記第二號以下様式ニ據ルヘシ

別紙(二) 監視錄

一 本簿ハ一年一冊ヲ限リトシ滿期又ハ遊走等ノモノモ其儘保存シ年末現在員ノ分ハ翌年度簿冊ニ改綴スヘキモノトス

何警察署宛 愛知縣何警察署

- 二 番號ハ一年間ヲ通シテ監視票ト同號タルヘシ其前年ヨリノ越員ニ係ルモノハ年初ニ番號ヲ改ムヘキモノトス
- 三 事故ニヨリ監視票ヲ再渡シタルトキモ原番號ヲ用ヒルモノトス
- 四 事項多クシテ記入スル能ハサルトキハ其欄目ニ掛紙ヲ爲スモノトス
- 五 謹慎表ノ認印ハ署長若シハ其代理者トス被監視人ノ巡查駐在所ニ出頭スルモノハ巡查ニ認印セシメ本簿ニハ其報告ヲ待チ追記認印スルヲ要ス
- 六 監視票ヲ附與スルトキハ番號欄旅券ヲ附與スルトキハ旅行ノ欄ト契印スルモノトス
- 七 特別監視人及假出場人ニ係ル分ハ謹慎表ノ欄ヲ摘宜ニ區劃スヘシ但特別監視ノ期限滿盡シ通常監視ノ期限ニ入ルモノハ監視録ヲ改ムヘキハ勿論ナリトス  
(簿冊ハ畧ハ)

縣令第九號 明治三十年二月二十二日

何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ金錢物品其他ノ報酬ヲ受ケ又ハ受クルノ契約ヲ以テ五年未滿ノ幼兒ヲ引受ケ養育スルモノハ引取リタル日ヨリ七日以内ニ左ノ事項ヲ記載シ所轄警察官署ニ届出ヘシ届出ノ後其事項ニ變更ヲ生シ又ハ養兒死亡シタルトキハ即日届出ヘシ

- 一 養兒ノ氏名、生年月日及其實父母(私先兒ニテリテハ其母)ノ住所氏名
- 二 養育料其他ノ報酬ヲ受ケ又ハ受クル契約ニ關スル事項
- 三 養育者ノ住所氏名及ヒ家族ノ員數

警察官署ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時臨檢スルコトアルヘシ

本令ニ違ヒ正當ノ事故ナクシテ期間ニ届出ヲ爲サズ又ハ警察官吏ノ臨檢ヲ拒ミタルモノハ三日以上十日以下ノ拘留又ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

附 期

本令發布前既ニ本令第一項ニ該當スル養兒アルモノハ本令實施後二十日以内ニ届出ヘシ違フモノハ前項ニ依リ處斷ス

縣令第十八號 明治三十年三月二十二日

待合茶屋、料理屋取締規則左ノ通相定ム

待合茶屋、料理屋取締規則

- 第一條 待合茶屋、料理屋ノ營業ヲ爲サントスル者ハ族籍住所氏名年齢屋號及營業ノ場所ヲ詳記シ所轄警察官署ヘ届出認可ヲ受クヘシ
- 第二條 營業者其營業ノ場所ニ居住セサルトキハ管理者ヲ定メ其族籍氏名年齢ヲ所轄警察官署ニ届置クヘシ
- 第三條 營業雇人ヲ雇入レタルトキハ七日以内ニ其族籍氏名年齢ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ(三三縣六二改正)
- 第四條 左ノ各號ハ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ(ク)
  - 一 第一條及第二條ニ依リ届出タル事項ニ異動ヲ生タルトキ
  - 二 廢業
  - 三 雇人ノ解雇

第五條 藝妓仲間又ハ遊藝稼業遊藝師匠ハ包含セスニアラサル者ヲシテ客席ニ於テ演藝セシムルコトヲ得ス  
 第六條 營業者ハ夜間十二時後ハ歌舞音曲其他喧噪ニ涉ルコトヲ爲サシムヘカラス但貸座敷允許地ハ此限ニアラス

第七條 營業者ハ來客ヲ宿泊セシムルコトヲ得ス但止ヲ得サル事情アリテ宿泊セシメントスルトキハ所轄警察官署又ハ巡查駐在所ノ承認ヲ經ヘシ

第八條 營業者飲食料、席料等ノ抵償トシテ來客ヨリ物品ヲ受ケ又ハ質入若クハ賣却ノ依頼ニヨリ周旋ヲ爲サントスルトキハ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 營業者ニシテ風俗ヲ害シ又ハ他人ニ名義ヲ假スノ事實ヲ認メタルトキハ營業認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十條 第一條乃至第八條ノ規定ニ違背シタルモノハ十日以下ノ拘留又ハ壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス(三三縣六一改正)

附 則

第十一條 飲食店ニシテ客室ノ設ケアル者ハ總テ本則ヲ適用ス(三三縣六一第十一條削除及本條繰上ク)

縣令第五十號 明治三十年九月十三日

出火場心得左ノ通り之ヲ定ム但明治十七年八月甲第八十五號當縣布達ハ廢止ス

第一條 出火場ハ凡ソ其二町方位ヲ非常警戒區域ト定メ巡查ヲ其區域ニ配置スヘシ

第二條 非常警戒區域内ニハ左ニ掲クルモノ、外溢リニ立入ルコトヲ得ス

- 一 區域内ニ家屋ヲ有シ又ハ居住スルモノ
  - 二 前號ノ親戚知人ニシテ其救援ヲ爲サントスルモノ
  - 三 區域内ノ官署、公署ニ奉職シ又ハ公務ヲ帶ブルモノ
  - 四 區域内ノ社寺、校舎、會社等ニ勤務スルモノ
  - 五 區域内ニ關係ヲ有スル電氣事業者ノ派出員
  - 六 郵便集配遞送人及ヒ電信配達人
  - 七 器具ヲ用キテ消防ニ助力セントスルモノ
  - 八 警察官署ノ認可ヲ受ケシ證票ヲ有スルモノ
- 第三條 保險會社其他事業上利害ノ關係ヲ有シ臨時警戒區域内ニ立入ラントスルモノハ其事由ヲ詳記シ豫メ警察官署ニ届出其證票ヲ受クヘシ
- 第四條 此心得第二條七號及ヒ八號ニ該當スルモノハ總テ警察官ノ指揮監督ニ從フヘシ

縣令第五十四號 明治三十年九月三十日

石油發動機ヲ使用スルモノニハ明治二十八年五月縣令第三十八號汽缸縮取縮規則ヲ準用ス但機關構造調書ニハ左ノ事項ヲ明記スヘシ

- イ 種類(構造等)及個數(何個)
- ロ 寸法(シリンドル徑何吋衝程長何呎)
- ハ 回轉數(一分時間何回)



ニ 寶馬力(何程)

ホ 石油費消高(一時間何程)

ハ 製作所名及其年月並履歷(何處、何人ノ製作、買受何年月)

ト 石油貯藏器ノ構造及取付方法並排氣ノ方法(何器ニ貯ヘ何處ニ取付何處ニ排除スル等圖示スヘシ)

從來設置及出願中ノモノハ本令實施ノ日ヨリ二十日以内ニ更ニ願出許可ヲ受クヘシ

第二九〇號 (訓令) 明治三十年十一月三十日

警察部 警察署  
同 分署

巡查考試規程細則別紙ノ通相定ム

(別紙)

第一條 實務成績ノ考查ハ精勤書ヲ有スル者ニ對シ之ヲ行フ

第二條 考查表ハ警察部及警察署又ハ分署ニ備置クモノトス

第三條 所屬署長ハ精勤證書ヲ受ケタル者アルトキ又ハ之ヲ有シタル新任者アルトキハ考查表別紙様式第一ニ通リ作リ其一通ヲ警部長ニ進達スヘシ但警察部附屬ノ巡查ニ關スルモノハ警務課長ニ於テ之ヲ作ルモノトス

第四條 實務ノ成績ハ毎年三月ニ於テ巡查看守考試規程第二條各號ノ外左ノ項目ニ從ヒ考查スヘシ  
一 警察ニ關スル法律命令ノ解釋適用

ニ 武術ノ勉否及優劣

第五條 前條第一號ハ所屬署長警察部附屬員ノ前ニ於テ警部長ヨリ發シタル問題ノ答案ヲ筆記セシム其答案ハ一問ニ對シ一時間以内トス但科目ニ依リ字數ヲ定限スルコトアルヘシ

前項ノ外ハ所屬署長ニ於テ前滿一年間自三月一日ノ前ニ於テ成績ヲ考查シ意見書別紙様式第二ヲ作リ前項答案ト共ニ警部長ニ進達スヘキモノトス

第六條 前條答案ハ警部長ニ於テ評點ヲ附シ該評點數ハ所屬署長ニ通知スヘキモノトス

第七條 考查表ハ左ノ事項ヲ記入スヘシ任用試験ノ成績記入ハ警察部保管ノモノニ限ルモノトス

一 進級、補職、賞罰ニ關スル事項

二 性行、志望、特技及生計ノ模様

三 第四條ノ考查及任用試験ノ成績

第八條 警部長ハ警部任用試験ヲ行フヘキ者ヲ推薦シ及科題ヲ選定スヘシ

外國語ハ受験者ノ希望アルトキノ外當分試験セサルモノトス

第九條 試験ハ筆答トナシ其答案ハ一問ニ對シ一時間以内トシ着席番號ノミヲ記載スルモノトス但科目ニ依リ字數ヲ定限スルコトアルヘシ

第十條 試験ノ成績ハ點數ニ依リ之ヲ定ム其採點法ハ一科目百點ヲ定點トナシ平均六十點以上ヲ合格トス但一科三十點以下ノ目アルトキハ此限ニアラス

試験ノ成績ハ試験官ヨリ知事ニ報告別紙様式第三スヘシ

第十一條 第四條ノ考查及第九條ノ試験ニ關スル書類ハ考查表末ニ合編スルモノトス

第十二條 巡查配置轉換ノ場合ニ於テハ所屬署長互ニ考查表ヲ送致スヘシ

第十三條 考查表ハ警務課長所屬署長ニ於テ保管シ警部以上ニアラサレハ取扱フコトヲ得サルモノトス

附 則

第十四條 現ニ精勤證書ヲ有スル巡查ニ關スル考查表ハ本細則發布ノ日ヨリ十五日以内ニ所屬署長ニ於テ之ヲ作り警部長ニ進達スヘシ  
(様式畧ス)

第二三號 (訓令) 明治三十一年一月二十四日

警察署 同 分署

囚人及刑事被告人押送規則執行心得左之通定ム

囚人及刑事被告人押送規則執行心得

第一條 囚人及刑事被告人ノ押送ハ別紙遞傳線路表ニ據ルモノトス

第二條 押送地若シ遞傳線路以外ノ岐路ニ涉リ若クハ名古屋市内各署ニ係ルモノハ最近ノ線路ヲ取り直接ニ交付スヘシ但裁判所ニ送致スルモノハ其所在地警察官署(市内ハ)ニ於テハ之ヲ受繼カサルモノトス

第三條 被押送者ヲシテ市街ヲ通行セシムルトキハ成ルヘク衆人雜踏ノ地ヲ避クヘキモノトス  
鶯谷山間原野等ノ押送ハ本道ヲ撰ミテ之ヲ爲シ間道其他逃走ヲ容易ニスヘキ地ヲ通行セシムヘカラ

第四條 流車又ハ汽船ノ便アル地ハ可成的其便ヲ利用シ且線路中間ノ遞傳ヲ爲サス其最端地(例セハ東京へ送ルモノハ濱松マテ直送スルノ類)ニ送致スルモノトス但途中急病死亡等ノ事故アルトキニ

限リ最寄警察官署ニ交付スルコトヲ得

第五條 其署ノ逮捕ニ係ル刑事被告人ニシテ要急又ハ特別ノ事由アルトキハ遞傳ニ據ラス直ニ當該官署ニ送致スルヲ得

第六條 押送ノ場合ニ於テ最後ニ送付ヲ受クヘキ官署ニ通知ヲ爲ストキハ別紙様式ノ通知書ヲ以テスヘシ但逃走、暴行等ノ虞アルモノハ其旨ヲ附記シ且次ノ送付ヲ受クヘキ官署ニモ豫メ通知スルヲ要ス

第七條 押送ハ一時ニ被押送者十人以内トシ三人毎ニ巡查一人ヲ標準トス其集治監送致ニ係ルモノハ二囚ニ巡查一人ヲ付スヘシ但逃走、暴行其他危險ノ虞アルモノニハ押送者ヲ増シ警戒ヲ嚴ニスヘシ

第八條 戒具ハ總テ手鎖ヲ用ウヘシ但逃走、暴行其他危險ノ虞アルモノニハ尙ホ縛繩ヲ加フルコトヲ得

第九條 被押送者ノ雨具ハ男女ニ拘ハラス蓆笠ヲ用ウヘシ若シ被押送者攜帶ノ雨具アルトキハ之ヲ代用セシムルモ妨ケナシ

第十條 押送スヘキ物品ニシテ危險ノ虞アルモノ又ハ押送者ノ攜帶ニ堪ヘサルモノハ通運便其他便宜ノ方法ヲ用ウヘシ

第十一條 被押送者ヲ發送スルトキハ特ニ其身體着服ヲ検査シ危險ノ虞アル物件ヲ隠匿スルコトナキヤニ注意スヘシ

第十二條 左ノ場合ニ限リ人力車又ハ馬車ヲ用キテ押送スヘキモノトス

- 一 被押送者疾病ニ罹リ又ハ老衰虛弱其他歩行ニ堪ヘサルモノナルトキ
- 二 逃走、暴行又ハ劫奪セラル、ノ虞アルトキ
- 三 要急其他特別ノ事由已ムヲ得サルトキ

- 第十三條 押送途中ノ休憩所ハ豫メ之ヲ定メ置キ其以外ノ場所ニハ休憩セシメサルヲ要ス
- 第十四條 被押送者ハ押送狀ヲ證トシテ領置シ直ニ別紙様式ノ受領證ヲ交付スヘシ但現行犯逮捕ニ係ルモノ、外ハ令狀其他相當ノ書類ヲ認ムルニアラサレハ之ヲ領置スルヲ得ス
- 第十五條 送致ノ書類、金品ハ受繼ノ際其目錄ト照合點檢シ金錢ハ其都度固封スヘシ
- 第十六條 遞傳ハ速ニ之ヲ爲シ一時ニ數人ヲ淹留スル等ノコトアルヘカラス共犯ノ刑事被告人ニ係ルトキハ各別ニ押送シ若シ止ムヲ得スシテ共犯者ヲ同時ニ押送スル場合ニハ戒護ヲ嚴ニシ通謀ノ弊ナカラシムヘシ
- 第十七條 押送中被押送者疾病其他ノ事故ニ因リ押送シカタクキハ速ニ發出及ヒ最後ニ送付ヲ受クヘキ官署ニ其事由ヲ通知スヘシ
- 第十八條 被押送者ヲ警察官署ニ宿泊セシムルトキハ留置人取扱規程ニ據ルヘシ
- 第十九條 被押送者傳染病流行地ヲ經由シタルカ爲メ離隔消毒法ヲ要スルトキハ嚴ニ消毒法ヲ行ヒ便宜離隔ノ方法ヲ爲スヘシ
- 第二十條 他ノ官署ヨリ支辨スヘキ費用ハ一時繰換拂ヲ爲シ其月分ヲ取纏メ翌月五日限り當該官署ニ請求スヘシ其手續ハ別ニ定ム
- 第二十一條 被押送者若シ逃走又ハ死亡シタル時ハ當該官署ニ通報スルト同時ニ警部長ニ申報スヘシ
- 第二十二條 押送者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
  - 一 押送途中ハ被押送者ヲ先行セシメ押送者ハ其左側ニ二步ノ距離ヲ取り腰繩アルモノハ必ス之ヲ把持スヘシ
  - 二 被押送者使用ノトキハ豫定ノ休憩所又ハ最寄巡查駐在所派出所等ニ就キテ上圍セシメ力メテ逃走ノ虞ナキヲ期スヘシ

- 三 途中上圍其他ノ場合ニ於テ手鎖ヲ解クトキハ可成ノ一手ニ止メ尙ホ必ス縛繩ヲ施シテ之ヲ把持スヘシ
- 四 被押送者發病ノ爲メ歩行シカタクキハ醫師ノ診斷ヲ得テ人力車又ハ馬車ニ乘ラシムルヲ得但醫師ヲ求メカタクキハ歸署ノ上其旨ヲ證明スヘシ
- 五 瀕車又ハ瀕船ニ頼ルトキハ係員ノ承諾ヲ得テ公衆ノ乘込前ニ之レニ乗ルヲ要ス
- 六 被押送者ト同車スルトキハ被押送者ヲ右方ニ坐セシメ押送者ハ其左方ニ居リ腰繩ヲ把持スヘシ但押送者二人以上ナルトキハ其一人ハ被押送者ノ前ニ在ルヘシ
- 七 途中ニ於テハ如何ナル事情アルモ被押送者ヲシテ他人ニ面晤セシメ又ハ互ニ交話セシムヘカラス
- 八 被押送者ニハ常食ノ外濫ニ飲食其他ノ物品ヲ給與セシムヘカラス
- 九 押送者送付官署ニ到達シタルトキハ先ツ被押送者ヲ引渡又ハ看守セシムルノ手續ヲ爲シ後チ書類金品等ノ交付ヲ爲スヘシ
- 十 前項ノ交付ヲ了リタルトキハ相當ノ受領證ヲ請取ルヘシ
- 十一 若シ被押送者逃走シタルトキハ一面逮捕ノ手續ヲ爲シ一面最寄警察官憲兵等ニ急報シテ搜索方ヲ求ムヘシ
- 十二 押送途中ニ於ケル被押送者ノ賄料診斷料又ハ車賃等ハ押送者ニテ繰換置キ正當ノ領收證ヲ徴シテ請求スヘシ
- 第二十三條 裁判所ニ送付スヘキ被告人ニシテ途中其他事故ノ爲メ當日引渡シカタクキハ其所在地警察官署ニ留置ヲ囑託スルヲ得
- 前項ノ囑託ヲ受ケタル場合ニハ其警察官署ニ於テ裁判所ヘ交付ノ手續ヲ爲スヘシ(三訓一九四追加)

第二十四條 甲裁判所ヨリ乙裁判所ニ移サレタル刑事被告人ニシテ拘留狀及檢事ノ命令書ヲ附セルモノハ先監獄署ニ送致シ交付ノ手續ヲ爲シタル後該書類ヲ裁判所ニ交付スヘシ(三一訓一九四改正)

第二十五條 押送規則ハ懲治人別房留置人ニ對シテモ準用セラル、モノトス

第二十六條 押送帳簿、押送狀及送致金品目錄ハ別紙附録ノ如ク取扱フヘシ  
(別紙略ス)(三四訓一八六表中追加)

縣令第十七號 明治三十一年五月二日

電氣鐵道取締規則左ノ通り定ム

電氣鐵道取締規則

第一條 電車ニハ一定ノ方法ヲ以テ車体ノ見易キ所ニ其進行スル方向ヲ表示スヘシ  
前項ノ方法ヲ定メタルトキハ縣廳ニ届出ヘシ其變更ヲ要スルトキハ亦同シ

第二條 街角曲道其他交通頻繁ナル場所ニハ必要ニ應ジ信號所及ヒ信號人ヲ置キ且電車行動ニ關スル信號方法ヲ定メ縣廳ニ届出認可ヲ受クヘシ其變更ヲ要スルトキ亦同シ  
警察官署ニ於テ臨時必要ヲ認ムルトキハ特ニ場所ヲ指定シ信號人ヲ置カシムルコトアルヘシ

第三條 電車ヲ運轉スルトキハ車掌、運轉手ヲ欠クヘカラス

第四條 左ノ事項ハ官廳ヨリ特ニ指示スル所ノ制限ニ從フヘシ

一 電車ノ速力

二 電車ノ寸法

三 乗車定員

四 荷物積量

第五條 乗客ノ運送貨ハ豫メ所轄警察官署ニ届出ヘシ其變更ヲ要スルトキ亦同シ

第六條 乗客定員及運送貨ハ電車内ニ指示スヘシ

第七條 軌道内及軌道左右二尺以内ハ事業者ニ於テ毎日二回以上掃除スヘシ

第八條 事業者ニ於テ車掌、運轉手、信號人、其他電車ニ使用スルモノヲ雇入レタルトキハ其種別、族籍、氏名、年齢ヲ記シ三日以内ニ縣廳ニ届出ヘシ其解雇ノトキ亦同シ  
運轉手滿二十年以上ノ男子ニシテ技術ニ熟達シ若クハ一ヶ月以上他ノ運轉手ト同乗習熟シタルモノニ限ル

第九條 車掌ハ就業中左ノ事項ニ違背スヘカラス

一 車掌ハ電車ヲ離ルヘカラサルコト

二 車掌臺ニ客ヲ乗載セサルコト但適當ノ構造ヲ爲シ縣廳ノ認可ヲ得タルモノハ此限ニアラス

三 橋上又ハ交通ノ妨害トナルヘキ場所ニ於テ客ヲ昇降セシメサルコト

四 客ヲ昇降セシムルトキハ車ノ進行ヲ停止スルコト

五 軍隊、郵便又ハ消防用ノ車馬若クハ葬儀ニ行途フトキハ其進行ニ障害ヲ與ヘサル様適當ノ方法ヲ執ルコト

六 届出額以上ノ運送貨ヲ受サルコト

七 定員以外ノ人ヲ乗載セサルコト

八 犬其他人ノ厭忌スヘキ動物若クハ物件ヲ乗載セサルコト

九 複線軌道ノ一方ニアル電車ニハ他ノ軌道ニ面スル方側ヨリ客ヲ昇降セシメサルコト

第十條 運轉手ハ就業中左ノ事項ニ違背スヘカラス

- 一 電車行動中ハ其前面ノ運轉所ヲ離ルヘカラサルコト
- 二 街角橋上又ハ往來雜沓ノ場所ヲ進行スルトキハ其速力ヲ緩メ且相當ノ信號ヲ爲スコト
- 三 行人ニ於テ電車ノ進行ヲ覺知セサルカ若クハ軌道ニ障礙物アルトキハ速ニ其前進ヲ防止スルノ方法ヲ爲スコト

警察官又ハ憲兵ニ於テ停止ヲ命シタルトキ亦同シ

- 四 電車ハ二輛以上連繫セス且後車ハ前車ヨリ六十間以上ノ距離ヲ有ツコト但破損其他ノ事故ヲ生シ客ヲ乗載セサル車ハ此限ニアラス

第十一條 信號人ハ電車行動中信號所ニアリテ一定ノ信號ヲ怠ル可カラス

第十二條 非常事變ニ際シ又ハ公益ノ爲メ必要ト認メタルトキハ縣廳ニ於テ一時電車ノ運轉ヲ停止スルコトアルヘシ

警察官署ニ於テ線路又ハ車體ニ危險アリト認ムルトキ亦同シ

第十三條 此規則ニ從ヒ縣廳ヘ出ヘキ願屆書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十四條 左ノ諸件ヲ犯シタルモノハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五拾錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

- 一 第一條第二條第一項、第三條第五條第九條第十條及第十一條ニ違背シタルモノ
- 二 第六條及第七條ニ違ヒ官吏ノ督促ニ從ハサルモノ
- 三 第二條第二項及第四條ノ命令ニ從ハサルモノ

第二〇五號 (訓令)

明治三十一年七月四日

警察部 警察署  
同 分署

巡查服裝細則左ノ通相定ム但明治廿七年五月訓令第四百二十二號巡查服裝規程ハ本則施行ノ日ヨリ廢止

巡查服裝細則

第一條 服裝ハ規則第十四條ノ場合ニアラスト雖トモ可成齊一ニスヘシ

第二條 制服着用期節左ノ通但正裝ノ場合ハ此限ニアラス

夏衣袴  
自六月一日  
至九月三十日

冬衣袴  
自十月一日  
至五月三十一日

第三條 日履ハ夏衣袴着用ノ期間之ヲ用フルコトヲ得但垂布ヲ除クヘシ

第四條 十二月一日ヨリ三月十五日ニ至ルノ期間ハ晝間防寒ノ爲メニ外套ヲ着用スルヲ得

第五條 下襟ハ常ニ著裝スヘシ

署外ノ勤務ニ服スルトキハ袴ニ釣帶ヲ掛クヘシ

第六條 釧帶ハ衣下腰部ニ締ムヘシ外套著用ノトキ亦同シ

第七條 釧ハ柄頭ヲ前方ニ向ケ自然ニ垂下シ尙甲種外套著用ノトキハ柄頭ノミヲ外部ニ露スヘシ(三訓二四八改正)

第八條 鞋ヲ穿ツトキハ紺色ノ脚絆及同色ノ足袋ヲ用フヘシ

第九條 夜間密行巡邏ニ從事スルトキハ所屬長ノ見込ニ依リ便宜ノ服裝ヲ爲サシムルコトヲ得

訓令第十七號

明治三十二年三月二十七日

警察署 同分署  
郡市役所 町村役場

海軍召集事務取扱ニ關スル規程左ノ通相定ム

海軍召集取扱ニ關スル規程

第一條 條例第二十條ノ海軍々用旅舎ハ郡長ニ於テ宿泊必要ノ町村名及其町村内旅舎ノ員數ヲ指示シ之ヲ町村長ニ達スヘシ

町村長前項ノ達ヲ受ケタルトキハ其町村内ニ於テ其旅舎ヲ選定シ舎主ヨリ承諾ノ受書ヲ徴スヘシ其旅舎ノ所在、氏名、屋號、室數、疊數其他宿泊ニ關スル必要ノ事項ハ郡長ヲ經テ之ヲ知事ニ報告スヘシ異動ノ場合亦同シ

市長ハ其市内ニ於テ二十戸乃至五十戸ヲ選定シ前項ニ準シ報告スヘシ

知事ハ市町村長ノ報告アリタルトキハ條例第二十條ノ外警察分署ニモ通知スヘシ

第二條 警察署長及同分署長ハ軍用旅舎ニ就キ時々標旗標燈ノ整否ヲ検査スヘシ

第三條 市町村長ハ其市町村内ニ於ケル渡船場及賃錢ヲ要スル橋梁アルトキハ晝夜ノ別ナク速ニ其渡船若クハ通行ヲ容易ナラシムヘキ様關係者ヨリ承諾ノ受書ヲ徴シ之ヲ警察署長若クハ同分署長ニ通知スヘシ

第四條 細則第三十條ノ軍事警報ハ晒天竺木綿又ハ厚質ノ美濃紙(縦五尺横二尺)ヲ以テ之ヲ調製スヘシ但豫備役、後備役下士卒悉皆同時召集ノ外豫備役、後備役各別若クハ條例第十五條ニ依リ一部召集ノ場合ニ要スル分等各調製スヘシ

第五條 軍事警報ハ警察署、同分署及巡查派出所、同駐在所ニ在リテハ被召集員ノ有無ニ拘ハラズ之ヲ揭示スヘキモノトス(三三訓四七改正)

第六條 細則第十條第二項ノ二ニヨリ軍事警報ヲ揭示スヘキ場所ハ警察署長及同分署長ニ於テ市町村出入口又ハ停車場、波止場等人民輻湊ノ地ヲ選定スヘシ

第七條 軍事警報及標旗、標燈ハ其揭示所在地ニ於ケル被召集員到着日時經過ノ後之ヲ撤去スヘキモノトス

第八條 條例第二十五條、第四十五條ニ依リ充員召集、大演習、小演習ノ通知アリタルトキ及條例第三十九條ニ依リ召集解除ノ通知アリタルトキハ知事ハ郡市長、警察署長、同分署長ニ達ス(郡市長ニハナキ場合ハ之ヲ除ク)郡長ハ町村長ニ警察署長同分署長ハ其部下ニ通知スヘシ(三三訓四七本條中追加)

第九條 郡長ハ條例第十八條、第十九條及細則第二十三條ノ各但書ニ依リ町村長ヲシテ召集令狀、封筒、旅費證券等ヲ保管セシメタルトキハ其旨知事ニ報告スヘシ

第十條 郡市長ハ細則第十四條ニ依リ被召集員到着豫定表ノ送付ヲ受ケタルトキハ其謄本ヲ作り之ヲ警察署長及同分署長ニ送付スヘシ

第十一條 郡市長ハ召集名簿、召集令狀、封筒、旅費證券等ヲ保管セシメタル場合又前項ニ同シヲ調製シ之ヲ保管スヘシ町村長保管ノ場合亦同シ

第十二條 郡市長ハ前項名簿ニヨリ其郡市内被召集員ノ豫備後備編入年月日、官職等級、住所氏名年齢等ヲ取調ヘ知事ニ報告スヘシ爾後異動ノ場合亦同シ(三三訓四七追加)

第十三條 郡市長ハ充員召集、大演習、小演習及簡閱點呼召集ノ事務完結シタルトキハ其狀況ヲ知事ニ報告スヘシ

第十四條 町村長ハ條例第二十二條、第二十三條、第三十三條、第四十八條、第六十三條、及細則第七條、第八條ノ願届書等ヲ受ケタルトキハ郡長ヲ經由シテ差出スヘシ

市長村長ハ前項中條例第三十三條ノ届ヲ受ケタルトキハ之ヲ警察署長若クハ同分署長ニ通知スヘシ  
 第十四條 町村ノ旅費支給場所ハ郡長ニ於テ之ヲ定ムルモノトス  
 第十五條 郡市長ハ其郡市内ノ旅費支給場所ヲ定メタルトキハ之ヲ知事ニ報告シ及警察署長同分署長ニ通知スヘシ  
 第十六條 郡市町村長及警察署長同分署長ハ此規程ニ依ルノ外充員召集令狀傳達ニ要スル使丁ノ準備並發送方法等其實地ニ當リ毫モ遺算ナキ様迅速事務ヲ處辨シ得ヘキ手續ヲ定メ置クヘシ  
 第十七條 此規程ニ條例トアルハ明治三十一年十月勅令第二百四十七號海軍召集條例、細則トアルハ同年同海軍省令第十號海軍召集條例施行細則ヲ謂フ

第一九七號 (訓令) 明治三十二年七月十七日

警察署 同分署

内務省令第三十二號第七條登錄簿ノ様式及ヒ之ニ關スル取扱方別紙ノ通規定ス

(別紙)

第一 省令第七條ノ登錄簿ハ第一號様式ニ依リ一戸(一戸トモノモ)一號(紙全)トシ僕婢ハ其ノ號内ニ記載スヘシ後日其ノ家族僕婢トナリタルモノアルトキハ順次其號内ニ記載シ其記載事項各人同一ナルモノハ之ヲ省略スルモ妨ケス  
 家族多數ニシテ二枚以上ヲ要スルトキハ其番號ハ何號ノ二又ハ三ト順次附記スヘシ  
 登錄簿中外國人ノ氏名外國ニ於ケル地名等ニ原語ヲ附記スルハ便宜ナルヘシト雖トモ之ヲ省略スルモ妨ケナシ

第二 登錄簿中事項欄ニハ省令第五條第六條第九條ニ依リ届出若クハ通知ヲ受ケ又ハ知り得タル事項ヲ記載スヘシ又姓氏國籍變更等ノ場合ニハ朱ニテ訂正スルモノトス  
 第三 外國人登錄簿ハ第二號様式ニ依リ索引ヲ附スヘシ  
 第四 甲警察官署所轄内ヨリ乙警察官署所轄内ニ移轉シタル外國人アルトキハ甲署ヨリ乙署ニ通報スヘシ  
 第五 省令第八條ニ依リ外國人登錄簿ノ謄本又ハ抄本ヲ請求スルモノアルトキハ第一號様式ノ用紙ヲ用キ空欄ニハ朱線ヲ施スモノトス  
 前項ノ場合ニ於テハ用紙ノ前欄外ニ年月日及謄本抄本ノ區別ヲ記入シ且ツ警察署長若クハ分署長ニ於テ官職氏名ヲ署シ官印ヲ捺捺交附スヘシ  
 第六 内務省訓令第二十五號ニ依リ戸籍吏ニ通知スル書式ハ前項謄本ニ準シ作製スヘシ登錄簿中變更ニ係ル事項ハ其部分ノミヲ適宜記載通知スルモノトス  
 第七 外國人登錄簿ヲ閱覽セシムルトキハ署員ニ於テ之ニ立會フヘシ  
 第八 外國人ノ登錄ヲナシタルトキハ謄本一部ヲ製シ速ニ警部長ニ申報スヘシ登錄事項ニ變更アリタルトキハ其事項ノミヲ申報スルモノトス  
 第九 省令第三條及第四條ニ依ル届書式ハ第三號第四號様式ニ據ラシムヘシ最モ届出人ニ於テ適宜必要ノ事項ヲ記載シ來リタルトキハ之ヲ受理シ必シモ該様式ニ據ラシムルニ及ハス  
 第十 戸口調査ハ從來全ク便宜ヲ取扱ニ屬シ之ヲ強行スルノ途ナカリシヲ以テ省令第九條ノ規定ヲ設ケラレタリト雖モ戸口調査ノ目的ハ元ト實際ノ視察ヲ爲スニ在リテ徒ラニ形式ニ拘ハルヘキモノニアラス又之カ爲メ人民ニ其煩ヲ感セシムルコトアルヘカラス  
 第十一 戸口調査ニ依リ戸口ニ關スル届出ヲ怠ル者アルコトヲ發見スルモ其正當ノ事由アリト認ムル

モノハ可成將來ヲ訓誡スルニ止メ懲罰ノ取扱ヲ爲スヘシ  
(様式略ス)

第二一六號 (訓令) 明治三十二年八月十五日

警察署分署職務規程左ノ通定ム

但明治三十年十一月訓令第二百八十九號警察署分署職務規程明治二十七年五月訓令第四百四十七號巡査勤務細則全年六月訓令  
第九十五號巡査勤務細則全年七月訓令第二百二十七號巡視規程ヲ廢止ス

警察署分署職務規程

第一章 權 限

- 第一條 警察署長及分署長ハ其所轄内警察ノ事務ヲ掌理シ署員ヲ監督ス
- 第二條 警察署長及分署長ハ巡査ノ進退及賞罰ヲ知事ニ具狀ス  
但分署長ハ所屬署長ヲ經由スヘシ
- 第三條 警察署長及分署長ハ左ノ事項ヲ專行スルコトヲ得
  - 一 署僚警部及巡査ノ署務分掌ヲ定ムル事
  - 二 巡査ヲ管内外ニ派遣スル事
  - 三 巡査ニ所轄内受持ヲ命スル事  
但駐在一年ヲ經過セザル者ニ對シ詰替ヲ命スル場合ハ警部長ハ稟議スヘシ
  - 四 巡査ノ身分上ニ關シ例規アル願届ヲ許否スル事

五 小使水夫ヲ進退スル事

第四條 警察署長ハ時機緊急ノ場合ニ限リ署僚警部ヲ管内ニ派遣スルコトヲ得  
但其事由ヲ直ニ警部長ニ報告スヘシ

第五條 署僚警部ハ署長ヲ輔ケ内外勤ノ事務ヲ兼掌シ署員ノ勤務ヲ監督ス  
首班署僚ハ署長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス

警察署長ハ署僚警部ヲシテ司法警察事務ヲ專任セシムルコトヲ得

第六條 巡査部長ハ専ラ巡査勤務上ノ監督ヲ補助ス署長及署僚警部事故アルトキハ其事務ヲ代理ス

第七條 署僚警部又ハ巡査部長ニ於テ署長事故アルトキ代理ヲナス場合往復文書ハ總テ署長名又ハ署  
名ヲ用ユヘシ

第八條 高等警察ノ事務ハ警察署長分署長親ラ處理スルモノトス

第九條 司法警察ノ事務ハ署長署僚警部事故アル場合ノ外巡査部長ヲシテ其代理ヲ爲サシムルコトヲ  
得ス

第十條 警察署長分署長ニ於テ勤務細則ヲ設ケ警部長ノ認可ヲ受ケ施行スヘシ  
但分署長ハ所屬署長ヲ經由スヘキモノトス

第十一條 巡査ノ勤務ハ内勤外勤水上特務刑事ノ五種ニ分ツ  
但内勤ヲ命スルトキハ警部長ノ認可ヲ受クヘシ

第二章 服 務

第十二條 署僚警部及巡査部長ハ甲乙兩部ニ分チ隔日勤務十六時間トス  
但二名在勤ノ署ニアツテハ日勤トス

第十三條 警察署長分署長ハ内勤巡査ヲシテ書記計算其他ノ庶務ニ從事セムシ



第十四條 警察署長分署長ハ特務巡查ヲシテ通譯、衛生、風俗、外勤巡查ノ補助、押送看守、公廷及停車場取締其他特務ニ服サシム

但停車場取締ハ必要ニヨリ專務ヲ命スルコトヲ得

第十五條 警察署長分署長ハ刑事巡查ヲシテ罪犯捜査ニ專任セシム

但時宜ニヨリ他ノ任務ヲ命スルコトヲ得

第十六條 警察署長分署長ハ臨時必要ナル場合ニ在テハ署屬管區巡查ヲシテ助勤ヲ爲サシムルコトヲ得

第十七條 警察署長分署長ハ内勤巡查ヲシテ時宜ニヨリ外勤ニ從事セシムルコトヲ得

第三章 巡視監督

第十八條 市部警察署長ハ毎月四回以上所屬ノ各巡查派出所ヲ巡視スヘシ

署僚警部ハ一晝夜一回以上巡查部長ハ一晝夜二回以上各巡查派出所ヲ巡視シ仍ホ警邏線路ニ就キ監督ヲナサシムヘシ

第十九條 郡部警察署長分署長ハ毎年二回其所轄内各町村ヲ遍ク巡視シ直轄各巡查駐在所ヲ毎月一回以上巡視スヘシ

前項ノ外警察署長ハ所屬分署内各巡查駐在所ヲ毎年一回以上巡視スヘシ  
署僚警部巡查部長ハ各巡查駐在所ヲ一ヶ月ニ二回以上其警邏押印表配置ノ箇所全部ニ就キ一回以上巡視スヘシ

但土地ノ狀況ニヨリ度數ヲ減少スルコトヲ得

第二十條 前條ノ外郡部警察署長分署長ハ一ヶ月八回以上署僚警部ハ一晝夜二回以上巡查部長ハ一

晝夜二回以上署所在地及其派出所並ニ警邏線路ヲ巡視スヘシ

第二十一條 警邏押印表ハ署僚警部又ハ巡查部長ニ於テ集配スヘキモノトス

第二十二條 前數條ノ巡視程度ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルトキハ警部長ニ稟申スヘシ

但臨時緊急ナル場合ハ此限ニアラス

第二十三條 巡視及監督ノ要項左ノ如シ

- 一 法律規則實施上ノ狀況
- 二 部内住民ノ動靜
- 三 執行務ノ適否及戸口調査ノ精粗
- 四 職務ノ勉否及注意ノ厚薄
- 五 人民ニ對スル待遇ノ如何
- 六 品行ノ良否及生計ノ模様
- 七 禮式及姿勢服裝ノ整否
- 八 給與品及貨與品備品保存ノ良否
- 九 日誌其他諸帳簿記載方ノ整否

第二十四條 郡部警察署長分署長ニ於テ第十九條第二項ニ掲クル町村巡視ヲナシタルトキハ前條ノ項目ニヨリ視察ノ狀況ヲ五日以内ニ知事ニ復命スヘシ

第二十五條 駐在所又ハ派出所ニ於テ失當若クハ不注意ノ事項ヲ認メタルトキハ指示命令ノ要旨ヲ日誌ノ欄外ニ記載捺印スルモノトス  
但巡查不在ノ時ニ於テモ亦同シ

第二十六條 署僚警部巡查部長ノ巡視復命ハ監督日誌ニ記載シ署長ノ檢閲ヲ受クヘシ

第四章 外勤巡查服務

- 第二十七條 外勤巡查ノ勤務ハ警邏、立番、見張トシ營業監査及戸口調査ヲ擔任ス
  - 第二十八條 外勤巡查ノ勤務時間左ノ如シ
    - 一 市部管區巡查ハ甲乙兩部ニ分チ隔日勤務ニシテ一晝夜十六時間
    - 二 郡部署屬管區巡查ハ二日勤務一晝夜十二時
    - 但外勤巡查拾名以上ノ署ニアツテハ甲乙兩部ニ分ツコトヲ得
    - 三 駐在巡查ハ九日勤務一晝夜九時間
  - 第二十九條 警邏立番見張ノ勤務時間警邏線路及其度數ハ署長ノ定ムル所ニ依ル
  - 第三十條 管區巡查ハ非番ノ日ニ於テ市部ハ一ヶ月十日郡部ハ一ヶ月七日一日三時間以上戸口調査及諸監査事務ニ従事セシム
  - 但汽船汽機其他特種ノ監査事務ハ便宜特務巡查ヲシテ擔任セシムヘシ
  - 駐在巡查ハ警邏ノ際之レニ従事セシムルコトヲ得
  - 第三十一條 警邏ハ一定ノ順路ヲ取ラス時々變更シ逆路ニ巡行セシムヘシ
  - 但駐在所部内ニ係ルモノハ署長ニ於テ便宜豫定指示スヘキモノトス
  - 第三十二條 戸口調査及諸營業其他臨檢監査ノ執行手續ハ警察署長ニ於テ之ヲ定ムヘシ
  - 第三十三條 外勤巡查職務上ノ事故ハ口誌ニ記載セシムヘシ
  - 第三十四條 水上警察ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第五章 補勤
- 第三十五條 駐在巡查七日以上欠勤シタルトキ隣接駐在巡查ヲナサシムルモノトス
  - 第三十六條 非番巡查ハ必要ニヨリ何時ニテモ諸般ノ補欠ニ従事セシムルコトヲ得

第三十七條 非番巡查ヲシテ在宿豫備トナシ加番セシムルノ手續ハ署長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第二一七號 (訓令) 明治三十二年八月十五日

警察署 全分署

巡查服務規程左ノ通定ム

第一章 巡查服務規程

第一節 通則

- 第一條 巡查ハ職務ニ忠實ニシテ宜シク紀律ヲ嚴守シ上官ノ命令ヲ遵守スヘシ
  - 第二條 職務執行ノ際ハ勿論常ニ人民ニ對シテ叮嚀親切ニシテ苟モ傲慢粗暴ノ行爲アルヘカラス
  - 第三條 地理人情風俗衛生ニ關スル事情ヲ詳カニシ民業ノ盛衰貧民ノ實況ヲ察知スルヲ要ス
  - 第四條 受持管區内ニ發生スル警察上ノ事故ハ各其責ニ任スヘキモノトス
  - 第五條 官衙公署ニ對シ照會往復ヲナシ又ハ人民ヲ召喚シ若クハ書面ヲ以テ指示スルコトヲ得
  - 第六條 現行犯人追及又ハ之ニ準スヘキ緊急事件ノ外管區外一里以上ノ地ヘ出張スルコトヲ得
  - 但本文以外ノ場合ニ出張ヲ要スル事故アルトキハ署長ノ指揮ヲ受クヘシ
  - 第七條 組合管區内ハ勿論隣接管區ニ於ケル視察取締ヲ要スル事件ハ常ニ氣脈ヲ通シ互報ノ手續ヲ怠ルヘカラス
  - 第八條 管區内ノ事故ハ其緩急輕重ヲ量リ重要ナル事故ハ速ニ署長ニ申報スヘシ
  - 第九條 派出所及駐在所ニ備フヘキ簿冊左ノ如シ
- 一 管區日誌

- 二 派出所日簿
  - 三 戸口調査簿
  - 四 視察簿
  - 五 參考簿
  - 六 警察週報編冊
  - 七 令達類編冊
  - 八 管區署圖
- 第十條 内勤外勤特務刑事事巡查ハ職務規程ノ定ムル所ニ從ヒ署長ノ命ニ依リ各其職務ニ從事スヘシ
- 第二章 管區處分
- 第十一條 左ノ項目ハ規定ニ從ヒ又ハ署長ノ命令ニヨリ管區巡查ニ於テ處理スヘキモノトス
- 一 戸口調査
  - 二 工場及諸營業監査
  - 三 被監視人及瘋癲ノ臨監
- 第三章 駐在所及派出所
- 第十二條 駐在所ハ第十一條規程ノ外左ノ事項ヲ決行スルコトヲ得
- 一 監視表ノ認印
  - 二 監視人旅行中事故承認
  - 三 演劇其他諸興行臨檢
- 第十三條 駐在所及派出所ニ於テ左記ノ屆書ヲ受理スルコトヲ得

- 一 變死傷者及盜難火災屆
  - 二 兒棄迷兒屆
  - 三 人畜傳染病ニ關スル諸屆
  - 四 墓地管理者屆
  - 五 遺失物屆
  - 六 旅人及下宿人發着屆
- 第十四條 前條屆書ニヨリ成規アルモノハ速ニ其手續ヲ了シ所屬署ニ申報スヘシ
- 但緊急ノ事件ハ關係人ヨリ直ニ所屬署ニ差出サシムヘシ
- 第十五條 左記ノ條項ハ所内ニ揭示シ置クヘシ
- 一 人力車馬車ノ賃價表
  - 二 汽車汽船ノ發着時間
  - 三 各官衙及公私立病院ノ位置
- 第十六條 概要ノ駐在所又ハ派出所ニ於テハ在ノ事項ヲ揭示スヘシ
- 一 氣象ノ警報ヲ受ケタルトキ
  - 二 一里以内ニ出火アリタルトキ
  - 三 汽車ノ不通トナリタルトキ
- 第四章 警邏、立番及見張
- 第十七條 警邏立番ハ其姿勢ヲ正クシ妄ニ他人ト私語ヲ爲スヘカラス
- 立番ハ派出所前ニ於テ便宜三十歩以内ヲ運動スルコトヲ得

見張ハ正面ノ位置ニ於テ視線ノ及ニ限リ注目シ執筆又ハ書見ヲ許サス

第十八條 警邏及立番ノ際ハ通行及營業等ノ妨害トナラサル様注意シ且成ルヘク便宜ノ路ヲ通行人ニ讓ルヘシ

第十九條 警邏中故ナク人家ニ立入り又ハ佇立シテ店頭ノ陳列品ヲ覘見シ若クハ家宅構内ヲ透見スル等ノコトアルヘシ

第二十條 警邏查察ノ際ハ左ノ項目ニ專ラ視聽ヲ傾注スルヲ要ス

- 一 法律規則實施後周知ノ狀況
- 一 惡漢無賴ノ徒及乞丐強賣
- 一 瘋癲人及亂醉者
- 一 人民ノ群集及雜沓
- 一 浮說流言又ハ危險若クハ流行ノ遊戲
- 一 車馬船舶ノ交通及碇泊所
- 一 崩壞ノ虞アル建造物又ハ防圍ナキ井窰
- 一 墮落仆倒ノ虞アル堆積物又ハ樹木
- 一 迷兒棄兒發病者又ハ負傷者
- 一 逸走ノ獸類及狂犬又ハ猛獸
- 一 路傍ノ廁圍
- 一 鐵道電柱又ハ指導標街燈ノ保全
- 一 道路ノ破損及掃除
- 一 橋梁ノ危險

溝渠ノ毀損及不潔

路上通行ノ妨害物件

陸地側量標

住來禁止標識ノ保全

風俗及公安ニ關スル貼札又ハ樂書

夜間門戸ノ不締干物

長大ノ物件其他火藥危險物ノ運搬

異狀ノ形相者

烟筒ノ異狀及掃除

惡臭汚穢物ノ運搬

第二十一條 駐在巡查警邏又ハ出張ノトキハ其方位並ニ歸所豫定時間ヲ便宜記載シ置クヘシ

第五章 派出所組長

第二十二條 組長ハ組合内ノ取締ヲナシ常ニ之ヲ獎勵シテ其處務一致ヲ圖ルヘキモノトス

第二十三條 組長ハ左ノ事項ヲ管理スルモノトス

一 備品ヲ管守スル事

二 消耗品ノ使用ニ注意スル事

三 組合ノ報告ヲ取纏メ進達スル事

第二十四條 本則中視察簿參考簿登錄事項ハ附録ヲ以テ之ヲ定ム

但戸口調査簿ハ前ニ定ムル規定ニ依リ

附録

簿冊登錄事項及様式

第一項 參考簿ニ登錄スヘキ事項左ノ如シ

- 一 官 衙
- 二 公立病院
- 三 傳染病院
- 四 隔離病舎
- 五 貴衆兩院議員
- 六 縣會議員
- 七 郡市會議員
- 八 町村會議員
- 九 市町村長助役
- 十 衛生組合長
- 十一 消防組
- 十二 各銀行會社等重役辨護士公證人執達吏
- 十三 警察取締ニ屬スル諸營業
- 十四 胞衣及産穢物埋納及燒棄場
- 十五 諸工場貯藏場
- 十六 牛乳搾取場屠獸場斃獸解截場
- 十七 温泉場
- 十八 海水浴場

十九 神社佛閣寺院

二十 諸教會

二十一 名所舊跡

但著明ニシテ歷史上關係アルモノ

二十二 御料地

二十三 池沼水防ノ必要アル堤防

二十四 鑛山炭山

二十五 鹽 田

二十六 墓地火葬場及其管理者

二十七 人力乗合馬車私設駐車場

二十八 醫師及産婆鍼灸術營業人

二十九 獸醫及蹄鐵工

三十 藥劑師製藥者藥種商賣藥商

三十一 外國人ノ住居地

三十二 前各項ノ外參考ヲ要スル事項

第二項 視察簿ハ甲種乙種ヲ類別シ左ノ種類ヲ記載スヘシ

甲 種

- 一 大地主以上ノ資産家
- 二 名望家
- 三 慈善家

- 四 公共ノ事業ニ效蹟顯著ナルモノ
- 五 孝子貞婦義僕
- 六 有位有勳者
  - 乙 種
- 一 受刑者
- 二 密賣淫及窩主
- 三 遁刑者
- 四 貫兒養育者附リ癩病患者
- 五 無賴漢
- 六 托鉢者
- 七 被監視人及瘋癲人

第三項 參考簿視察簿ハ別紙様式ノ如ク調製シ其受持管區ヲ一冊トナシ各一種毎ニ頁ヲ改メ口分ヲナスヘキモノトス

異動ハ朱線ヲ引キ其事由ヲ欄外ニ付記スヘシ

參考簿様式 (用紙半紙野)

縣	廳	位置ヲ記載ス
地方裁判所	全	
又ハ		

何	議	員	住	所	氏	名
又ハ						
何	銀行	何	役	住	所	氏
又ハ						
辨	護	士	事	務	所	氏
又ハ						
何	營	業	家	號	住	所
又ハ						
何	々	場	所	在	地	持
又ハ						主
醫	師	住			所	氏
又ハ						
何	川	堤	防	何	村	字
				何	々	何
				町	何	間

以上ハ其一例ヲ示シタルモノナレハ一種毎ニ頁ヲ改メ口分ケヲナシ且ツ口紙ヲ付スルヲ要ス

視察簿様式 (用紙半紙對)

甲種		乙種	
氏名	住所	氏名	住所
又ハ		又ハ	
氏名	住所	氏名	住所
又ハ		又ハ	
氏名	住所	氏名	住所
又ハ		又ハ	
通稱	全	通稱	全
又ハ		又ハ	
潜壯士ニシテ何某等ト氣脈ヲ通スルモノ		博徒ニシテ氏名ノ子分又ハ親分	
贖人年月日 起年月日 但満何ヶ月		貫兒男女兒氏名年月日至満五歳	
所	年月日 於何裁判所 罪名 刑名 刑期	所	年月日 罪名 逮捕狀 何裁判所 ヨリ發布

全 通稱 全

潜壯士ニシテ何某等ト氣脈ヲ通スルモノ

全 緋號 全

贖人年月日 起年月日 但満何ヶ月

以上ハ一例ヲ示シタルモノナレハ事由ノ如キハ簡明大要ヲ記シ一種毎ニ頁ヲ改メ口分ケヲナシ且口紙ヲ付スルヲ要ス

第二一八號 (訓令) 明治三十二年八月十六日

内務部 警察部  
警察署 全分署

遺失物法取扱手續左ノ通定ム

遺失物法取扱手續

第一條 警察官署ニ於テ拾得物ノ届出ヲ受ケタルトキハ之ヲ領置シ別紙様式ニ從ヒ拾得物臺張ニ登記シ受領證ヲ物件差出人ニ交付スヘシ

遺失物法第八條第三項ノ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ニ係ルトキハ受領證ヲ交付スルニ及ハス同法第九條ニ依リ權利ヲ失ヒタルモノニ就テモ亦同シ

第二條 遺失物ニ係ル公告ハ左ノ例ニ依ルヘシ

- 一 公告ハ届出ヲ受ケタル警察官署及拾得地ヲ管轄スル警察署所屬ノ揭示場ニ揭示スルモノトス
- 二 官報又ハ新聞紙ニ掲載ヲ要スルモノハ警察部ニ報告スヘシ

三 拾得地カ届出ヲ受ケタル警察官署ノ所轄外ニ係ルトキハ第一條ノ手續ヲ了シ其所轄地ノ警察官署ニ揭示文ノ寫ヲ添ヘ直ニ通報スヘシ

第三條 遺失物法第二條ニ依リ賣却シタル物件ノ名稱種類形狀數量及ヒ特徴ニ關スル書類ハ法定ノ期間保存スヘシ

其價格五圓以上ト認ムルトキハ遺失物法施行細則第三條ノ手續ニ從フヘキモノトス

物件ヲ賣却スル場合ニハ豫メ拾得者ニ通知スルヲ要ス

第四條 遺失物法第七條ノ申告ヲ受ケタルトキハ其旨ヲ臺帳ニ登記シ申告書ハ法定ノ期間之ヲ保存スヘシ但口頭申告ヲナシタルトキハ其旨附記シ申告者ヲシテ署名認印セシムヘシ

第五條 遺失物法第八條ニ依リ權利ヲ拋棄シ義務ヲ免レントスルモノアルトキハ前條ノ例ニ準スヘシ

第六條 遺失物法第十二條ノ物件ハ通常ノ拾得品ト同一ノ臺帳ニ登記シ其種別ヲ種目欄内ノ左方ニ朱記スルモノトス

第七條 遺失物法第十一條ノ置去品及ヒ第十三條ノ埋藏物ニ關シテハ此手續ヲ準用ス但臺帳ハ各別ニ調製スヘシ

第八條 遺失物法第十三條第二項ノ物件ニ係ルトキハ左ノ事項ヲ調査シ速ニ知事ニ報告スヘシ

- 一 發見ノ年月日及ヒ場所
- 二 埋藏物ノ名稱種類數量及ヒ形狀但必要ト認ムルトキハ圖面ヲ作ルコトヲ要ス
- 三 發見ノ手續及ヒ包藏ノ模様
- 四 埋藏物ノ在リタル土地又ハ家屋其他物ノ所有者、占有者、借主及ヒ發見者ノ住所氏名
- 五 前號ノ物件カ發見者ノ所有若クハ占有ニ係ルトキハ之ヲ取得シタル年月日及ヒ事由

第九條 受領證ヲ受ケシモノ其受領證ヲ亡失セル旨届出タルトキハ事實ヲ調査シ更ニ常用對半紙ヲ以テ受領證寫(裏面ノ心)ヲ作リ臺帳ト契印ノ上之ヲ交付スヘシ

但臺帳ニハ其旨ヲ附記認印スヘキモノトス

第十條 保管スヘキ物件ハ一件一括トナシ年次、番號及ヒ差出人ノ氏名ヲ記シタル木札ヲ附著シ本縣物品出納順序ノ規定ニ從ヒ藏置スヘシ

第十一條 署長ハ毎月一回領置ノ現品ヲ検査シ其年月日ヲ臺帳表紙裏面ニ記入檢印スヘシ

第十二條 法定期間内ニ物件ノ返還ヲ受ヘキモノ知レタルトキハ關係人ヲ呼出シ法令ノ規定ニ從ヒ處分ヲ爲スヘシ但拾得者ニ交付セシ受領證裏面ニ署名認印セシムヘシ

拾得者ニ物件ヲ交附スルトキ亦前項ニ準ス

第十三條 此手續ニ據ルノ外現金ノ出納保管ハ會計法ノ規定ニ從フヘシ

(様式零ス)

訓令第五十五號 明治三十二年八月二十八日

郡市役所 警察署  
同分署 町村役場

水難救護法ニ關スル事務取扱方法左ノ通定ム

第一條 水難救護法ニ關スル事務ハ明治三十二年七月遞信省訓令第六號水難救護法取扱手續ニ依リ取扱フヘシ

第二條 水難救護法取扱手續第十一條第十二條及第十六條ノ規定ニ依リ市町村長ヨリ知事ヲ經由シ遞信大臣ニ提出スル書類ハ二通ヲ差出スヘシ



縣令第六十九號 明治三十二年九月四日  
銃砲火藥類願届手續左ノ通定ム

銃砲火藥類願出手續

- 第一條 銃砲火藥類取締法施行規則第六條第八條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ使用地所轄警察官署、使用地ノ定マラサルトキハ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ出願スヘシ
- 銃砲火藥類取締法施行規則第九條ニ依リ當廳ニ出願スル場合ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
- 第二條 火藥庫又ハ假貯藏所ヲ建設セントスルトキハ銃砲火藥類取締法施行規則第十五條ニ依リ建設地警察官署ヲ經テ當廳ニ出願スヘシ
- 第三條 銃砲製造又ハ修繕ノ營業ヲ爲サントスルモノハ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ出願スヘシ
- 第四條 銃砲火藥類取締法施行規則第十五條ニヨリ銃砲製造營業者銃砲商及火藥商ノ備フヘキ帳簿ハ別紙第一號乃至第六號様式ニ據ルヘシ
- 第五條 銃砲製造者火藥商銃砲商ハ銃砲火藥類取締法施行規則第十六條ノ届出ハ第七號乃至第十號様式ニ據ルヘシ

第一號様式 銃砲買入帳

取引月日	種別	個數	買受人住所氏名
八月 日買受	軍用銃砲	何	何郡何村何番戶 何
		挺	某

一 種類ハ軍用銃砲ハ名稱ノ如何ニ拘ハラズ單ニ軍用銃砲ト記シ非軍用銃砲ハピストル、和銃、杖銃、獵銃、室内射的銃等ト其名稱ヲ記載スヘシ

一 合計ハ毎月末日ノ終尾ニ記載スヘシ

第二號様式 銃砲賣渡帳

取引月日	種別	個數	買受人住所氏名
八月 日買受	軍用銃砲	何	何郡何村何番戶 何
		挺	某
九月 日買受	軍用銃砲	何	何郡何村何番戶 何
		挺	某
九月 日買受	軍用銃砲	何	何郡何村何番戶 何
		挺	某
計	軍用銃砲	何	
		挺	
合	軍用銃砲	何	
		挺	





一 合計ハ毎月末日ノ終尾ニ記載スヘシ  
第六號様式 火藥賣渡帳

取引月日	種別	數量	買受人住所氏名	使用目的
八月 日賣渡	火藥	何	何郡何村何番戶	煙火製造用
八月 日賣渡	ダイナマイト	何	何郡何村何番戶	鑛業用
八月 日賣渡	小銃實包	何	何郡何村何番戶	銃砲用
八月 日賣渡	導火線	何把 又ハ何尺	何郡何村何番戶	土工業
合計	火藥	何		
	ダイナマイト	何		
九月 日賣渡	火藥	何	何郡何村何番戶	煙火製造用
九月 日賣渡	ダイナマイト	何	何郡何村何番戶	鑛業用

一 種別ハ火藥、小銃實包、導火線、ダイナマイト等ト記スヘシ  
 一 合計ハ毎月末日ノ終尾ニ記載スヘシ  
 一 導火線ハ一把以下ヲ取引シタルトキハ其尺數ヲ記スヘシ

第七號様式 何月分銃砲取引届

種別	越	高	買入數	賣渡數	月末現在
軍用銃砲	何	挺	何	挺	何
ピストル	何	挺	何	挺	何
何々	何	挺	何	挺	何
何々	何	挺	何	挺	何

右及御届候也

年 月 日

警察署御中

住所

銃砲商氏

名

第八號様式 何月分製造銃砲取引届

種別	製造又ハ修繕	個數	賣渡數	月末現在
村田獵銃	製造	何	挺	何
	修繕	何	挺	何

右及御届候也

ピストル	改	造	何	挺	何	挺	何
獵銃	修繕	何	何	挺	何	挺	何
杖銃	全	何	何	挺	何	挺	何

年 月 日

住所

警察署御中

銃砲商氏

名 印

一 修繕ハ銃砲製造營業者ニ於テ買入修繕ヲ加エタルモノヲ云フ

第九號様式

何月分注文修繕員數届

右及御届候也

種別	個	數	引渡	個數	引渡未濟	數
村田獵銃	何	挺	何	挺	何	挺
ピストル	何	挺	何	挺	何	挺
銃獵	何	挺	何	挺	何	挺
杖銃	何	挺	何	挺	何	挺

年 月 日

住所

警察署御中

銃砲商氏

名 印

第十號様式

何月分火藥類取引届

種別	越	高	買入	數	賣海	數	月末	現在
火藥	何	匁	何	匁	何	匁	何	匁
ダイナマイト	何	個	何	個	何	個	何	個
電管	何	個	何	個	何	個	何	個
導火線	何	把	何	把	何	把	何	把

右及御届候也

年 月 日

住所

警察署御中

火藥商氏

名 印

告示第四百三十三號 明治三十二年九月十三日  
銃砲及ヒ火藥商ノ定員左ノ通り指定ス

銃砲及火藥商定員指定表

郡市名	銃	砲	商	甲種	火藥	商
名古屋市	三		人	三		人
愛知郡	一		人	一		人
東春日井郡	一		人	一		人
丹羽郡	一		人	一		人
中島郡	一		人	一		人
知多郡	一		人	一		人
幡豆郡	一		人	一		人
額田郡	一		人	一		人
西加茂郡	一		人	一		人
東加茂郡	一		人	一		人
北加茂郡	一		人	一		人
南設樂郡	一		人	一		人
寶飯郡	一		人	一		人
渥美郡	一		人	一		人

縣令第七十四號

明治三十二年九月二十五日

名古屋市堀川河岸共同物揚場及河岸地取締規則左ノ通り相定メ明治三十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

堀川河岸共同物揚場及河岸地取締規則

- 第一條 本則ハ名古屋市堀川筋朝日橋ヨリ愛知郡熱田町大瀬古渡船場マテノ間ニ於ケル共同物揚場及ヒ兩河岸地ニ之ヲ施行ス
- 第二條 共同物揚場ニハ陸揚又ハ舟積ノ物品ヲ五時間以上留メ置クコトヲ得ス但其物品ノ種類ニヨリ五時間内ニ他ニ運搬スルコト能ハサル事由アルモノハ所轄警察官署ノ承認ヲ得テ五日以内ノ期間ヲ限リ之ヲ留メ置クコトヲ得
- 前項但書ニヨリ承認ヲ受ケタル物品ニハ其承認ヲ受ケタル者ノ住所氏名及承認ヲ受ケタル年月日ヲ標榜シ置クヘシ
- 第三條 警察官署ハ承認ヲ與ヘタル後ト雖モ共同物揚場ノ公用ニ妨害アリト認ムルトキハ期限ヲ指定シ留置物品ノ撤去ヲ命スルコトアルヘシ
- 第四條 共同物揚場又ハ借地ノ許可ヲ受ケサル官有河岸ニ於テ荷造其他作業ヲ爲スコトヲ得ス
- 第五條 重大ノ物品ヲ揚ケ卸シセントスルトキハ共同物揚場ヲ毀損セサル様豫メ相當ノ設備ヲナスヘシ
- 前項ニ違背シ毀損ヲ生セシメタル者ハ原形ニ復スル爲メ必要ナル修理ヲ加フヘシ
- 第六條 夜間舟積又ハ陸揚ヲ爲ストキハ標燈ヲ掲出シ置クヘシ
- 第七條 共同物揚場以外ノ官有地ニ於テ舟積又ハ陸揚ヲ爲スコトヲ得ス
- 但シ借地ノ許可ヲ得タルモノハ此限ニアラス
- 第八條 官有河岸地ニ貨物竹木又ハ瓦石ノ類ヲ置クコトヲ得ス
- 但シ借地ノ許可ヲ得タルモノハ此限リニアラス

第九條 河岸地ニ私有物揚場又ハ溝渠、伏樋等ヲ設ケ若クハ其修理ヲ爲サントスルトキハ現場ノ圖面及ヒ仕様書ヲ添ヘ所轄町村役場及ヒ郡役所又ハ市役所ヲ經縣廳ヘ願出許可ヲ受クヘシ

第十條 私有物揚場及ヒ借地河岸ニハ其場所ノ區域並ニ所有者若クハ借地人ノ住所氏名ヲ記載セル標柱ヲ建ヘシ

第十一條 本則第二條第九條ニ違背シ又ハ第三條ノ命令ニ違背シタル者ハ二日以上十日以下ノ拘留又ハ貳拾錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第十二條 本則第四條第五條第六條第七條第八條又ハ第十條ニ違背シタル者ハ一日以上七日以下ノ拘留又ハ五錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

縣令第七十七號 明治三十二年十月十一日

第一條 名義ノ如何ニ拘ハラズ人ノ家宅ニ就キ義捐若クハ寄附ノ金品ヲ募集セムトスルモノハ發起人ニ於テ左ノ事項ヲ記載シ募集ニ著手セムトスル地ノ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出認可ヲ受クヘシ認可ヲ受ケタル後各事項ヲ變更セントスルトキハ亦同シ

一 事務所ノ位置

二 募集ノ目的及方法

三 區域

四 期限

第二條 發起人ニ於テ募集人ヲ使用セムトスルトキハ其住所氏名ヲ記載シ連署ノ上募集人居住所ノ所轄警察官署ニ届出ヘシ其使用ヲ解キタルトキ亦同シ但此場合ニハ募集人ノ連署ヲ要セス

第三條 募集ニ從事スルモノハ出捐者ノ任意ニ依ルノ外義捐又ハ寄附ヲ強フルコトヲ得ス

第四條 第一條ニ依リ認可ヲ受ケタルモノ前條ニ違背シ又ハ募集ノ目的ニ反スル行爲アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

前項ノ行爲カ專ラ第二條ニ依ル募集人ノ所爲ニ出ツルトキハ其解使用ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 本令第一條第二條及ヒ第三條ニ違背シタルモノハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五拾錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第六條 本令ハ法人トシテ成立シタルモノ又ハ明治三十一年內務省令第六號ニ據ルモノ及ヒ氏子檀徒若クハ信徒ノミニ對スル義捐若クハ寄附金品ノ募集ニハ之ヲ適用セス

縣令第三號 明治三十三年一月九日

宿屋營業者ニアラサルモノハ乞丐、浮浪者又ハ巡禮ト稱スル輩ヲ止宿セシムルコトヲ得又但シ已ムテ得サルノ事情アリテ其ノ止宿ヲ容認シ若クハ家屋、所有地内ニ於テ此等ノ輩カ止宿セルコトヲ發見シタルトキハ家主、地主又ハ管理人ヨリ即時警察官署、巡查派出所、巡查駐在所若クハ巡回警察官吏ニ届出ヘシ

前項但書ノ止宿ニ供用シタル場所ハ警察官吏ニ於テ家主、地主又ハ管理人ニ對シ清潔方法、消毒方法ノ施行ヲ命スルコトアルヘシ

第一項ニ違ヒタルモノ若クハ第二項ノ命令ニ從ハサルモノハ三日以内ノ拘留ニ處シ又ハ壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

縣令第五號 明治三十三年一月十五日

明治二十九年六月常縣令第二十二號消防組規則施行細則左ノ通り改正ス

消防組規則施行細則

第一條 消防組ヲ設置スヘキ市町村及其設置區域ハ別ニ之ヲ定ム

前項指定外ノ市町村ニ於テ消防組ヲ設置セントスルトキハ其事由ヲ具シ申請スヘシ

第二條 消防組ノ名稱ハ其區域ノ市町村名若クハ大字名ニ依ル

消防組ヲ數部ニ分テタルトキハ其部ノ數次ニ依リ部毎ニ名稱ヲ付スヘシ

第三條 消防組ノ編成ハ組頭一人小頭一人消防手四十人以上トス但消防組ヲ數部ニ分テタルトキハ部毎ニ小頭一人ヲ置クルモノトス

各消防組消防手ノ定員及各部消防手ノ配當人員ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 消防手ハ年齡滿十八年以上ノ男子ニシテ平素行爲粗暴ニ涉ラス身體強壯ナル者ヲ選ビ之ヲ命ス

第五條 左ニ掲クル者ハ消防組員トナルコトヲ得ス

一 公權褫奪若クハ停止中ノ者

二 禁治産若クハ準禁治産中ノ者

三 公費ヲ以テ救助中ノ者

四 懲戒處分ニ依リ消防手ノ職務ヲ免セラレ滿三年ヲ經過セサル者

第六條 消防組員左ニ掲クル事項ニ該當スルトキハ其職ヲ免ス

- 一 前條第二號第三號ニ觸レタルトキハ
- 二 輕罪以上ノ事犯ニ由リ拘留セラレタルトキ
- 三 逃亡シタルトキ

第七條 消防組内ノ事務ハ組頭之ヲ處理ス其概目左ノ如シ

- 一 消防器具ヲ管理シ及其現況ヲ警察署長ニ報告スルコト
- 二 消防器具ノ調製及其置場ノ増設ヲ要スト認ムルトキハ警察署長ニ開申スルコト
- 三 組員名簿及器具目錄ヲ整理スルコト
- 四 小頭以下ノ願届ヲ調査スルコト
- 五 小頭以下ノ諸給與類ヲ調査スルコト
- 六 小頭以下ノ進退賞罰ヲ警察署長ニ開申スルコト
- 七 前項ノ外警察署長ヨリ命セラレタル事項

第八條 消防組ハ其設置區域ノ地ヲ管轄スル警察署長ノ指揮監督ヲ受クヘシ

第九條 各消防組ニ於テ設備スヘキ消防器具ノ種類及其置場ハ別ニ之ヲ指定ス

第十條 消防組ノ提燈及被服ノ徽章ハ別紙様式ニ依ルヘシ

第十一條 消防組ノ火災警防ハ爲ニスル集合及運動ハ信號鐘ヲ以テ之ヲ命ス

第十二條 信號鐘ハ信號擔當者ヲシテ之ヲ報セシム

信號擔當者ハ警察署長ニ於テ消防手ノ中ヨリ之ヲ指定ス

第十三條 信號擔當者疾病其他ノ事故ニ依リ服務スルコト能ハサルトキハ代務者ヲ定メ組頭ヲ經テ警察官署ニ届出ヘシ

第十四條 火災信號ハ左ノ區別ニ從ヒ鳴鐘スヘシ







種目	金額	事由
小頭手當	全	金拾圓以下
消防手當	全	金貳圓以下
信號擔當者手當	全	金壹圓以下
出場手當	一時	金拾五錢以下
檢閱手當	一回	金拾五錢以下
演習手當	一回	金貳拾五錢以下
警戒手當	一回	金參拾錢以下
器具掃除其他臨時手當	一回	金拾五錢以下
三 吊祭料、扶助料及療治料		
死亡吊祭料	金拾五圓乃至金參拾圓	職務上重傷死ニ至リタルモノニ給ス 親族故舊ナキモノハ組合ニ付與ス
傷痰扶助料	一等金參拾圓乃至金百圓 二等金拾圓乃至金五拾圓	職務上傷痰ノ爲終身不具トナリ自用 ヲ辨シ能ハサルモノニ給ス 全上不具トナルモ自用ヲ辨シ得ルモノニ給ス

一土地ノ狀況ニ因リ科目ノ幾分ヲ限リ又ハ全ク之ヲ給セス或ハ筆紙墨其他ノ實費ヲ給シ若クハ出場ノ際辨當草鞋蠟燭等ノ現品ヲ給スルコトアルヘシ

種目	地	質	製	式
半頭巾	適	宜	細則ノ雛形ニ據ル	
股引	全		全	
手袋	全		全	
組服	細則ノ雛形ニ據ル		細則ノ雛形ニ據ル	
全頭洋帽	全		全	
被服徽章	適	宜	全	

四 被服及付属品

傷痰ノ爲三日以上休業ニ至リタルモノニ給ス  
傷痰ノ輕重ヲ量リ給ス  
父母妻子又ハ死者ニ依リ從來生計ヲ爲セルモノニ給ス

一土地ノ狀況ニ因リ科目ノ幾分ヲ限リ又ハ被服徽章ノミヲ給スルコトアルヘシ

訓令第十號 明治三十三年三月五日

警察署 警察分署

左ノ事件ニ關シ許可若ハ認可ヲ與ヘ又ハ屆書ヲ受ケタルトキハ指定ノ期間内ニ住所氏名並營業名等ヲ關係郡役所ニ通報スヘシ

- 一 一箇月以内ニ通報スヘキ分
- 一 火藥賣買營業
- 一 新聞雜誌雜報發賣及轉賣營業
- 一 印刷業
- 一 煙火製造營業
- 一 宿屋營業
- 一 古物商及質屋營業
- 一 湯屋營業
- 一 待合茶屋及料理屋營業
- 一 牛乳營業
- 一 賣肉營業
- 一 嗜好飲料製造販賣營業
- 一 火工場ノ設置 取締規則第三條但書ニ該當スルモノ
- 一 摺附木製造所ノ設置 取締規則第四條ニ該當スルモノ
- 二 即時通報スヘキ分
- 一 遊技場營業
- 一 貸座敷ニ於テ仲居ト稱スル者
- 一 騾馬及獻馬、馬ノ塔舉行

- 一 屠獸營業者ノ屠殺ヲ爲ス獸類ノ種別頭數
- 一 酌婦(三五訓二四追加)
- 一 乙種狩獵者(ク)

縣令第五十九號 明治三十三年七月十六日  
 明治三十三年九月 內務省令第十八號形像取締規則第一條ニ依リ當廳ニ許可申請スルニハ所轄警察官署ヲ經由ス可シ

第二〇六號 (訓令) 明治三十三年七月二十四日

明治三十三年五月內務省令第二十六號第一項ニ該當スル行爲アリト認ムルトキハ左ノ事項ヲ詳記シ具狀スヘシ

- 一 提供者ノ住所氏名年齢職業
- 二 賣買取引ノ方法
- 三 賣品及景物ノ種類員數及其價格
- 四 贈與ノ方法

論達第五號 明治三十三年九月五日

菊御紋章禁制ノ義ニ付テハ明治元年三月全四年六月太政官布告ヲ公布セラレ各種商品廣告看板類其他